

2022

ディスクロージャー誌

ソニー損害保険株式会社

ソニー損保のスローガンは

「“Feel the Difference”～この違いが、保険を変えていく。～」です。

お客様にとって価値ある「違い＝Difference」をビジネスのあらゆる領域において創造し、お客様に提供していこうという私たちの意思を表しています。

FEEL THE *Difference*

この違いが、保険を変えていく。

ダイレクトならではの、圧倒的な「違い」。
他の保険会社にはない、先進的な「違い」。
お客様とともに歩むという、本質的な「違い」。

これらの「違い」をお客様に感じ取っていただけるよう、
私たちは次の5つを実践します。

Innovative & Professional

常に革新的であり、プロフェッショナルな品質を約束します。

Progress with Customers

たゆまず、お客様に合わせて進化し、お客様とともに歩み続けます。

Committed Service & one on one Solutions

お客様に深くコミットしたサービス。そして「個」客のためのきめ細やかなソリューションを提供します。

Sincere & Faithful

真摯に取組み、誠実に対応します。

Convincing Satisfaction

お客様にとっての得心の爽快感を大切にします。

Vision

ソニーらしく、自由闊達な発想のもと
現在から未来への担い手として
新しいライフスタイルをつくるため
常に創造と革新にチャレンジします。

Mission

お客様との直接対話を通して
合理的で質の高い保険サービスを提供し
安全で安心できるパーソナルライフの
実現に貢献していきます。

INDEX

ごあいさつ	2
ソニーフィナンシャルグループ	4
トピックス	6

経営について

お客様本位の業務運営の取組み	8
お客様の声への取組み	10
代表的な経営指標	13
事業の概況	17
コーポレート・ガバナンス	20
コンプライアンス	22
リスク管理	24
個人情報保護および情報セキュリティへの取組み	27

サステナビリティの取組み

サステナビリティの取組み	29
--------------	----

商品・サービスについて

保険のしくみ	34
販売・勧誘方針	36
商品ラインアップ	37
保険金お支払いとサービス体制	39
ご契約者向けサービス	44

データ編

主要な経営指標等の推移	46
事業の概要	47
経理の状況	56

会社の概要

株主・株式の状況	72
取締役・監査役および執行役員一覧	73
会社の組織	74
従業員の状況	75

開示項目一覧	76
--------	----

*本誌は、保険業法第111条に基づき、ソニー損保の考え方や特色、保険サービスに対する取組み、財務情報などを紹介させていただくために作成したディスクロージャー誌です。ソニー損保についてご理解いただく上で、お役に立てていただければ幸いです。

*本誌に記載されている当社の業績は、日本の会計処理の原則ならびにその手続および表示方法(以下「会計原則」)に準拠して作成しており、その会計原則は、当社の親会社であるソニーグループ株式会社が開示する連結業績の準拠する国際財務報告基準とは異なります。

*本誌では、社名表示に次の略称を使用している箇所があります。
ソニー生命保険株式会社→ソニー生命、ソニー銀行株式会社→ソニー銀行

ごあいさつ

平素よりソニー損保をお引き立て賜り、誠にありがとうございます。

2021年度も、新型コロナウイルスにより皆様の生活が制限される状況が続くことになりました。感染症により影響を受けられた全ての皆様に、心からお見舞い申し上げます。

日本経済は感染症の影響から回復へと向かっているものの、依然として収束時期が見通せないことに加え、ウクライナ情勢の変化や原料価格の高騰、円安の進行など、先行き不透明な状況が続いています。

こうした環境下においても、当社はダイレクト保険会社として、合理的な保険料で高品質なサービスを提供することに尽力し、常にお客様に寄り添った保険会社であることを心がけ、事業を運営してまいりました。

2021年度は3カ年の中期経営計画の初年度にあたり、スタートとしての業績は順調に伸展いたしました。経常収益は、自動車保険と火災保険を中心とした保険料収入の拡大によって、前年度比6.4%増の1,409億円となりました。経常利益は、自動車保険

の損害率が外出自粛の影響で顕著に低かった前年度からは上昇したことなどから、前年度比38.3%減の90億円となりましたが、増収の効果等によって新型コロナウイルスの影響が限定的だった2019年度の水準を上回る実績となりました。

販売面では、テレビCMやウェブ広告を中心とした積極的なマーケティングの展開や、グループ企業のソニー生命による火災保険の販売を開始するなど販売チャネルの拡大によって、契約件数の伸長を図りました。サービス面では、事故対応でのLINEを通じたお客様とのコミュニケーション強化などデジタルオンラインツールの積極的な活用による利便性のさらなる向上や、安心感・納得感を感じていただけるサービス品質向上の施策に注力しました。こうした取組みの結果、外部調査機関によるお客様満足度調査において、主力商品である自動車保険、火災保険ともに、継続的に大変高い評価をいただいております。

また、当社では重要な経営課題としてサステナビリティへの取組みを進めております。交通事故の少ない社会の実現に向け、全てのドライバーの皆様にAIを



活用して安全運転をサポートする「GOOD DRIVE アプリ」の提供を開始しました。さらには、多様なお客様に安心して当社の商品やサービスをご利用いただけるよう手話・筆談サービスなどアクセシビリティに関する取組みを推進しております。加えて、温暖化対策など環境に配慮した取組みを進め、2021年度には、全社における電力使用に伴う100%再生可能エネルギー化を実現するなど、各種環境保全活動を推進してまいりました。

ソニーグループは、「クリエイティビティとテクノロジーの力で、世界を感動で満たす」ことをPurposeとして掲げ、「人に近づく」ことを経営の方向性に定めています。それに基づき、ソニーフィナンシャルグループのビジョンは「心豊かに暮らせる社会を目指し、人に寄り添う力とテクノロジーの力で、一人ひとりの安心と夢を支える金融グループになる」としています。当社はグループの一員としてこのビジョンの実現に邁進し、当社の強みである人ならではの高品質なサービスや商品の合理性、独自性、先進性をさらに深化させると同時に、先進テクノロジーの活用によるカスタマーエクスペリエンスおよびサービス品質の一層の向上によって、お客様価値の最大化に努めてまい

ます。さらには、グループ各社との一層の連携強化を通じてグループシナジーを創出し、ソニーグループならではの金融サービスをお客様に提供してまいり所存です。

今後も、社会情勢や事業環境が大きく変化する中においても、常にお客様に安心と安全をお届けできるよう、全社一丸となって取組んでまいります。引き続き皆様のご支援とご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2022年7月

ソニー損害保険株式会社

代表取締役社長 丹羽 淳雄

ソニーフィナンシャルグループ

ソニー損保が一員となっているソニーフィナンシャルグループは、金融持株会社であるソニーフィナンシャルグループ株式会社と、当社、ソニー生命保険株式会社、ソニー銀行株式会社、ソニー・ライフケア株式会社などから構成される総合金融サービスグループです。



ソニーフィナンシャルグループ ビジョン・バリュー

ビジョン | 目指す姿

心豊かに暮らせる社会を目指し、
人に寄り添う力とテクノロジーの力で、
一人ひとりの安心と夢を支える金融グループになる

バリュー | 価値観

お客さま本位	お客さまの真のニーズを探究し、期待を超える商品・サービスを提供する
独自性	自由闊達な企業風土のもと、いきいきと働き、私たちならではの価値を追求する
夢と好奇心	夢と好奇心から、未来を拓く
多様性	多様な人、異なる視点がより良いものをつくる
高潔さと誠実さ	倫理的で責任ある行動により、ソニーブランドへの信頼に応える
持続可能性	規律ある事業活動で、ステークホルダーへの責任を果たす

Sony's Purpose & Values

https://www.sony.com/ja/SonyInfo/CorporateInfo/purpose_and_values/

ソニーフィナンシャルグループ各社の特長

● ソニーフィナンシャルグループ株式会社

金融グループ各社を統括する持株会社として、グループシナジーの最大化を目指し、グループ一体での価値創出をリードしています。

● ソニー生命保険株式会社(ソニー生命)

お客様ひとりひとりのライフプランに基づく最適な保障をお届けするとともに、人生の伴走者として、一生涯にわたってお客様の人生をサポートしています。

● ソニー銀行株式会社(ソニー銀行)

個人のためのインターネット銀行です。資産運用を中心とした質の高い金融商品・サービスのほか、利便性の高い住宅ローンなどを提供しています。

● ソニー・ライフケア株式会社

いつまでも、安心してご自身に合った生活を送っていただけるように、ご利用者の「生活」を中心に置いた介護サービスを提供しています。

ソニー損保とソニーフィナンシャルグループ各社との連携

ソニー生命のライフプランナー（営業社員）は、2001年5月よりソニー損保の自動車保険、2021年10月からソニー損保の火災保険を販売しています。ソニー銀行では、2004年10月からソニー銀行の住宅ローンを利用されるお客様を対象に、ソニー損保の火災保険を販売しています。また、ソニー損保のウェブサイトでもソニー生命やソニー銀行の商品を紹介するほか、ソニー生命やソニー銀行のウェブサイトでもソニー損保の商品を紹介するなど、相互連携を図っています。

ソニーフィナンシャルグループとソニーグループとの連携

ソニーフィナンシャルグループの各社は、ソニーグループの先進的な技術を活かした連携を行っています。また、社会貢献活動・環境保全活動におけるソニーグループ全体の取組みへの参加などを通じ、ソニーグループの一員としても活動しています。

グループ体制図（主要子会社）（2022年7月1日現在）

SONY

ソニーグループ（株）

●  **ソニーフィナンシャルグループ**

ソニーフィナンシャルグループ（株）

生命保険事業

●  **ソニー生命**


損害保険事業

●  **ソニー損保**

銀行事業

●  **ソニー銀行**

介護事業

●  **ソニー・ライフケア**

●  **ソニーフィナンシャルベンチャーズ**

（ベンチャーキャピタル事業）

● 連結子会社

トピックス

2021年4月以降の主なトピックスは以下のとおりです。

ソニー生命による当社火災保険の販売開始

ソニーフィナンシャルグループ各社の連携強化の取組みの一環で、2021年10月より、ソニー生命保険株式会社のライフプランナーによる当社火災保険の販売を開始しました。

今後も、グループ各社間での連携強化によりグループシナジーを発揮することで、「総合的な金融サービス」の推進と、お客様への提供価値の向上を目指します。

マーケティングの一層の強化

主力商品である自動車保険や火災保険において、新テレビCMの制作・放映をはじめ、ウェブサイトのバナー広告や動画広告など、積極的なマーケティングを展開しました。自動車保険については、新たな顧客層の開拓に向けたソーシャルメディアの活用も行っています。



自動車保険CM「旅先でのトラブル」篇

火災保険の保険金支払サービスの強化

順調に保有契約件数を増やしている火災保険について、広域災害が発生した場合も、ご契約者に適切かつ迅速に保険金をお支払いできるように、保険金支払サービスの一層の強化を図りました。

<主な取組み>

- ・衛星画像等をもとにした水災被害状況データ(浸水深推定データ)の活用(2021年4月～)
- ・保険金請求手続について解説する動画をウェブサイトに掲載(2021年9月～)
- ・セブン銀行ATMを通じた保険金受取サービスの開始(2021年12月～)

☞ 火災保険の保険金支払サービスの詳細は、本誌42ページをご覧ください。



保険金請求手続の解説(動画)

「24時間365日事故対応サービス」提供開始

お客様からの「事故に関する不安や疑問点について、時間を問わずにいつでも問合せをして、早く解消したい」とのご要望にお応えするため、事故受付から事故解決まで24時間いつでも当社とつながる「24時間365日事故対応サービス」の提供を2022年度から開始しました。

以前より24時間365日対応している事故受付および初期対応に加え、2022年度以降は、対応中の事故に関するお問合せやご相談への対応、相手方との示談交渉についても、24時間365日実施しています。

全てのドライバーの皆様へ「GOOD DRIVEアプリ」を無料で提供

運転特性連動型自動車保険のご契約者向けに提供している「GOOD DRIVEアプリ」について、当社自動車保険のご契約の有無にかかわらず全てのドライバーの皆様への無料での提供を開始しました。多くのドライバーの皆様へ「GOOD DRIVEアプリ」をご利用いただき車の運転による事故リスクを低減することで、これまで進めてきた交通事故の少ない社会の実現に向けた取組みを一層加速させ、社会全体の安心と安全に貢献することを目指しています。

「GOOD DRIVEアプリ」について

ソニーグループのAIやセンシング、クラウドコンピューティングなどの先進テクノロジーを用いた運転特性の計測ができるスマートフォンのアプリです。ドライバーの運転特性の計測による「運転スコア」と、それに応じた「運転アドバイス」や「走行記録」も表示しますので、ドライバーの皆様は、運転アドバイスなどを参考に「運転スコア」を上げることで、事故リスクの低減に取り組むことができます。

なお、運転特性連動型自動車保険「安全運転でキャッシュバックプラン」では、同アプリが計測する運転特性から推定した事故リスクの度合い（運転スコア）に応じて、ご契約者に保険料を最大30%キャッシュバックしています。



GOOD DRIVEアプリ

高い顧客満足度

当社の強みである「人ならではの高品質なサービス」や「商品の合理性・独自性・先進性」をお客様に高く評価いただき、外部調査機関によるお客様満足度評価において継続的に高い評価をいただいています。

<外部調査機関によるお客様満足度評価の一例>

・自動車保険：

株式会社J.D. パワー ジャパン「2021年自動車保険事故対応満足度調査SM」第1位（2018年、2019年に続いたの第1位）



2021年自動車保険事故対応満足度調査SM
第1位のトロフィー

・火災保険：

株式会社oricon ME「2022年 オリコン顧客満足度[®]調査『火災保険』」3年連続総合1位



2022年 オリコン顧客満足度[®]調査
「火災保険」総合1位のロゴ

お客様本位の業務運営の取組み

ソニー損保は、スローガン“Feel the Difference”のもと、お客様にとって価値ある「ソニー損保ならではの違い」の実現を目指しています。「お客様の声」に真摯に耳を傾け、お客様とより良い関係を築き、お客様にとって快適な、また、価値を感じていただけるサービスや商品を提供するために、「お客様本位の業務運営方針」を定めています。

お客様本位の業務運営方針

1. 「お客様の声」を経営に活かす取組み

お客様により大きな「安心」をお届けするため、また、お客様によりご満足いただけるサービス品質を実現するため、「お客様の声」に真摯に耳を傾け、積極的に企業活動に活かしてまいります。

2. お客様に価値を感じていただける商品・サービスの提供

ソニー損保ならではの、お客様に価値を感じていただける商品やサービスの開発に取り組んでいます。さらに、各お客様接点を通じたカスタマーエクスペリエンス(お客様体験)の向上による、お客様価値最大化に向けた取組みを進めてまいります。

3. ご契約時のお客様への情報提供の充実

お客様が商品選択する上で、ご意向に沿った商品・サービスを選んでいただけるよう、重要な情報をわかりやすく提供いたします。

4. 事故解決サービス・保険金等のお支払い

ご契約後の事故やトラブル、病気やケガなどの場合には、担当者がお客様とダイレクトにコミュニケーションをとり、お客様の立場にたち、お客様の納得感を追求した事故解決、保険金等のお支払いを行います。また、保険金支払の迅速性および適切性を確保し、お客様からの満足と信頼を得るよう努めてまいります。

5. 利益相反の適切な管理

お客様の利益が不当に害されることのないよう適切に業務を遂行するため、利益相反のおそれがある取引を適切に管理するための体制を整備し、維持、改善に努めます。

【参考】金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客様本位の業務運営方針」との対応関係

当社は金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」(以下、原則)を採択し、「お客様本位の業務運営方針」(以下、本方針)を当社ウェブサイトで公表しております。原則と本方針の関係は下記のとおりです。

原則	原則2	原則3	原則5	原則6	原則7
本方針	方針1～方針5	方針5	方針2～方針5	方針2～方針4	方針1～方針5

※原則4、原則5(注2および注4)、原則6(注1～注4)は、当社の取引形態上、または、投資性商品の取扱いがないため、本方針の対象外となります。

※原則の詳細については、金融庁のウェブサイトにてご確認ください。

☞ お客様本位の業務運営方針に基づく2021年度の取組状況はウェブサイトで公開しています。

・お客様本位の業務運営方針に基づく2021年度の取組状況(https://www.sonysonpo.co.jp/share/pdf/our-commitment_2021.pdf)

☞ 2021年度の主な取組み、および、取組みに対する評価(KPI)は、本誌9ページをご覧ください。

2021年度の主な取組み

■「お客さまの声」を経営に活かす取組み

- 2021年度もお客様の声を収集し業務改善に努めました。
- お客様の声を受けて、ウェブサイトでの契約変更手続の範囲拡大や保険金請求の解説動画のウェブサイトへの掲載などを実現しました。

■お客様に価値を感じていただける商品・サービスの提供

- LINEアプリの当社メニュー画面に契約照会や事故連絡・保険金請求の手続きメニューを拡充し、利便性の向上に取組みました。
- 自動車保険において、24時間365日いつでもお客様のご契約に関するお問合せにお応えできるよう、ウェブサイトにAIを活用したチャットボットを導入しました。



LINEメニュー画面

画面共有のイメージ図



お客様

ソニー損保

■ご契約時のおお客様への情報提供の充実

- お客様向けにご案内する書類やウェブサイトの社内審査においてユニバーサルデザインの観点をより重視し、お客様にとってわかりやすく読みやすい情報提供に向けた書類作成の仕組みを強化しました。
- お客様が操作するウェブサイト画面をオペレーターが確認できる仕組みを火災保険にも拡大し、重要な情報をわかりやすくご案内することで安心して契約手続ができるようお客様サポートの強化に取組みました。

■事故解決サービス・保険金等のお支払い

- 自動車保険において、従来より行っている24時間365日の事故受付や初期対応に加え、対応中の事故に関するお問合せやご相談にも対応する「24時間365日事故対応サービス」の提供を開始し、お客様の不安の解消や利便性の向上に取組みました。
- 火災保険において、被災されたお客様に対し、保険金のお支払いが可能と確認できた時点から最長約1時間で全国にあるセブン銀行のATMで火災保険金の一部をお受取りいただけるサービスを開始しました。
- 電話で聴取しきれないお客様の意向を把握するため、SMSを活用した事前アンケートを導入・拡大しました。

☞ 自動車保険の「24時間365日事故対応サービス」については、本誌6ページをご覧ください。

☞ 火災保険の保険金支払サービスの強化については、本誌6ページをご覧ください。

取組みに対する評価(KPI)

KPI項目	2019年度	2020年度	2021年度	前年度比
申込手続サービスの評価 ^(*1)	94.2% ^(*2)	94.5% ^(*2)	95.3%	+0.8pt
カスタマーセンターのおお客様対応の評価 ^(*1)	94.6%	95.0%	—	—
ウェブサイトの使いやすさについての評価 ^(*1)	94.0%	94.3%	—	—
事故解決サービスの評価 ^(*1)	94.5%	95.4%	95.5%	+0.1pt
ご不満の件数 ^(*3)	19,187件	16,831件	16,544件	△287件

(*1) お客様に10点～0点の11段階でご評価をいただき、6点以上の割合を表示しています。

(*2) 同年度の「カスタマーセンターのおお客様対応」「ウェブサイトの使いやすさ」の平均値(加重平均)を表示しています。

(*3) ご不満とは、当社の広告・商品・サービス・仕組み、従業員、代理店等を対象とした保険契約関係者からの不満足の内容を指します。

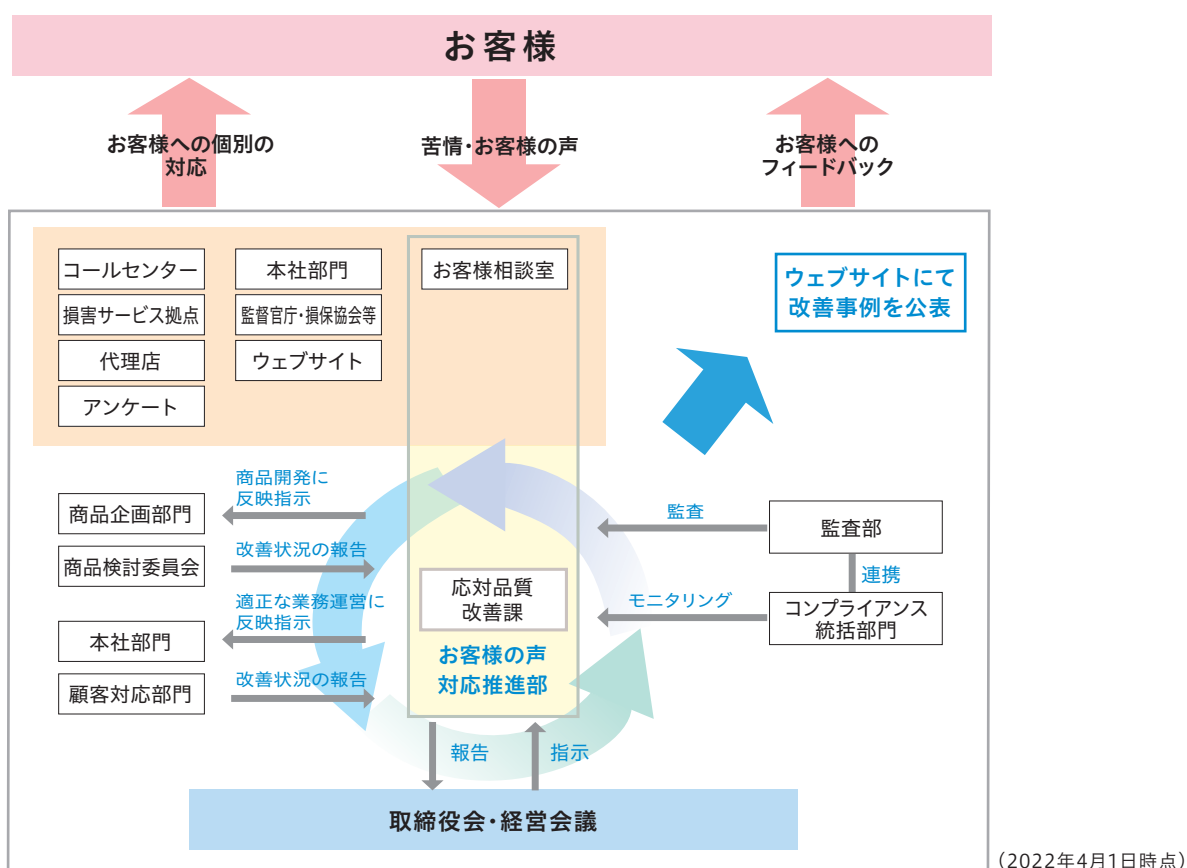
お客様の声への取り組み

ソニー損保では、「お客様の声」を会社の持続的成長のための重要なご意見として真摯に受け止め、最善の商品・サービスを提供するために、活用しています。また、お客様満足度が社員評価に直結する仕組み・制度を運用するなど、「お客様の声」を起点とした業務品質改善・顧客満足向上を実現する態勢整備に継続的に取り組んでおり、取組状況は経営陣に定期的に報告しています。

お客様の声を業務品質・顧客満足向上に活かす態勢の構築

お客様相談室をはじめとする社内の各部門・部署でお伺いした「お客様の声」は、お客様の声対応推進部が一元的に管理し、全社で共有しています。ご不満の声については、ご不満の解消とその原因となった事項の改善のため、重点的に取組みを進め、四半期単位で経営陣に報告しています。なお、特に重要と判断した案件については、適時、経営陣にその原因の詳細を報告するとともに、対策についての提言を行います。このほか、必要に応じて関連部門・部署にフィードバックして改善を指示するとともに、改善状況の確認を行っています。

2021年度は、お客様への商品説明や事故解決サービス提供時のお客様との円滑なコミュニケーション力の向上のための各種研修や社内勉強会を定期的実施するなど、従業員への浸透に努めました。



お客様相談室 お問合せやご相談にお応えするほか、ご意見・苦情などもお伺いしています。ひとつひとつの「お客様の声」にしっかりと耳を傾け、お客様の気持ちに寄り添うことで、お客様に共感・納得していただけるコミュニケーションの実現を目指しています。(電話番号:0120-101-656 受付時間:月～金 9:00～17:30(休日除く))

「ISO10002」自己適合宣言

「お客様の声」を業務品質改善や顧客満足向上に活かす取組みを体系化し、2011年4月に、苦情対応に関する国際規格「ISO10002」(品質マネジメント～顧客満足～組織における苦情対応のための指針)に適合した苦情対応マネジメントシステムを構築したことを宣言しました。

「ISO10002」自己適合宣言後も、構築した苦情対応マネジメントシステムに基づく「お客様の声」への対応に継続的に取り組むとともに、定期的に苦情対応マネジメントシステムの専門家に当社の取組態勢や同規格への適合について再確認を依頼し、「第三者意見書」を取得しています。

・「2022年版 第三者意見書」(https://www.sonysonpo.co.jp/share/pdf/opinion_2022.pdf)

お客様サービスのさらなる向上のための取り組み

■お客様の声の開示(満足・不満の声)

保険は、実際に事故にあったときや保険金の請求が必要となったときにその商品の真価がわかるものです。契約前にその価値を判断することが難しい商品だからこそ、ソニー損保では、自動車保険については、実際に事故対応を経験されたお客様へ、事故解決サービスやロードサービスに関するアンケートを実施し、手続きやサービスにご満足いただけたかを10点満点で評価していただいています。アンケートの結果は、「ご不満」の声を含め、ありのままを随時ウェブサイトで公開しています。

また、お客様からいただいた評価も、ウェブサイトで公開しています。

・お客様の満足・不満の声(評価・評判)(<https://from.sonysonpo.co.jp/auto/review/>)

・みんなの満足度(<https://from.sonysonpo.co.jp/satisfaction/>)

■お客様の声を収集するための各種アンケートの実施

お客様サービスのさらなる向上のため、ご契約に関する各種お手続きをされたお客様などを対象に、当社のサービスに対するご意見やご感想をお伺いしています。いただいたご意見・ご感想は、より高品質なお客様サービス実現のための施策検討に活かしています。

2021年度は、火災保険において保険金支払後のアンケートの実施を開始しました。また、自動車保険の事故解決後のアンケートについて設問内容の変更を実施しました。

■お客様の声に基づくサービス開発・改善に向けた取り組み

お客様の声や評価を顧客サービスの改善に活かす取り組みをより強化するため、専門部署を中心に、商品・サービスの改善につなげ、「火災保険の保険金請求の解説動画の作成」や「地震保険のよくある質問をウェブサイトに掲載」などを実現しました。

お客様から頂戴したご意見やご感想に基づき、商品・サービスの改善に活かした事例は随時ウェブサイト「コエキク改善レポート」で公開しており、2021年度も新たに改善事例を掲載しました。

・コエキク改善レポート(<https://from.sonysonpo.co.jp/improvement/>)

お客様の声の受付状況

お客様の声の受付状況は次のとおりです。

※下表は、当社の広告・商品・サービス・仕組み、従業者、代理店等を対象とした保険契約関係者からの不満足の表明などを表示しています。

区 分	概 要	2020年度	2021年度
商品・サービス		2,798	3,980
商品内容・引受制限	商品内容やご契約条件など	2,613	3,556
印刷物(パンフレット・申込書等)	字が小さい、表現が分かりにくいなど	185	424
ご契約の手続き		5,251	3,626
広告内容や見積り・申込手続	CM・広告内容や商品・保険料の説明が分かりにくいなど	2,188	1,878
ご契約の継続手続	満期案内の内容や手続方法が分かりにくいなど	2,768	1,635
接客態度	お電話をいただいた際の対応など	166	74
その他		129	39
ご契約の管理		5,299	4,996
保険証券	保険証券の到着の遅延や記載内容など	29	36
ご契約の変更手続・解約手続	手続方法や手続完了までの時間など	4,736	4,005
接客態度	お電話をいただいた際の対応など	163	96
その他		371	859
保険金のお支払い		2,600	3,217
お支払い金額	保険金のお支払い金額や説明が分かりにくいなど	383	378
対応の遅れ・対応方法	事故解決までの時間や対応方法など	1,317	1,607
保険金お支払いの可否	保険金がお支払いできない場合の説明が分かりにくいなど	83	182
接客態度	面談時や電話対応時のマナーなど	632	945
その他		185	105
その他		883	725
いずれの区分にも該当しないもの		883	725
合 計		16,831	16,544

中立・公正な立場で問題を解決する損害保険業界に関連した紛争解決機関

中立・公正な立場のお客様相談窓口として、一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」や、一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構、公益財団法人交通事故紛争処理センターがあります。各窓口については以下のとおりです。

■手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関 一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

同協会では、損害保険に関する一般的な相談のほか、損害保険会社の業務に関連する苦情や紛争に対応する窓口として、「そんぽADRセンター」(損害保険相談・紛争解決サポートセンター)を設けています。受付けた苦情については、損害保険会社に通知して対応を求めることで当事者同士の交渉による解決を促すとともに、当事者間で問題の解決が図れない場合には、専門の知識や経験を有する弁護士などが中立・公正な立場から和解案を提示し、紛争解決に導きます。当社との間で問題を解決できない場合には、「そんぽADRセンター」に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」の連絡先は以下のとおりです。

電話番号：ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)0570-022808

※ナビダイヤルは、各電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんので、ご注意ください。

電話リレーサービス、IP電話から 03-4332-5241

受付時間：月～金 9:15～17:00(休日および12/30～1/4を除く)

*詳しくは、同協会のウェブサイト(<https://www.sonpo.or.jp/>)をご覧ください。

■「そんぽADRセンター」以外の損害保険業界関連の紛争解決機関 一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構

自賠責保険(自賠責共済)の保険金(共済金)の支払いをめぐる紛争の、公正かつ適確な解決を通して、被害者の保護を図るために設立され、国から指定を受けた紛争処理機関として、一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構があります。同機構では、自動車事故に係る専門的な知識を有する弁護士、医師、学識経験者等で構成する紛争処理委員が、自賠責保険(自賠責共済)の支払内容について審査し、公正な調停を行います。同機構が取扱うのは、あくまで自賠責保険(自賠責共済)の保険金(共済金)の支払いをめぐる紛争に限られますので、ご注意ください。

*詳しくは、同機構のウェブサイト(<http://www.jibai-adr.or.jp/>)をご参照ください。

公益財団法人交通事故紛争処理センター

自動車保険の対人・対物賠償保険に係る損害賠償に関する紛争を解決するために、相談、和解のあっせんおよび審査を行う機関として、公益財団法人交通事故紛争処理センターがあります。全国11カ所において、専門の弁護士が公正・中立な立場で相談・和解のあっせんを行うほか、あっせん案に同意できない場合は、法律学者、裁判官経験者および弁護士で構成される審査会に審査を申し立てることもできます。

*詳しくは、同センターのウェブサイト(<https://www.jcstad.or.jp/>)をご参照ください。

代表的な経営指標

最近の5事業年度における代表的な経営指標

(単位：百万円)

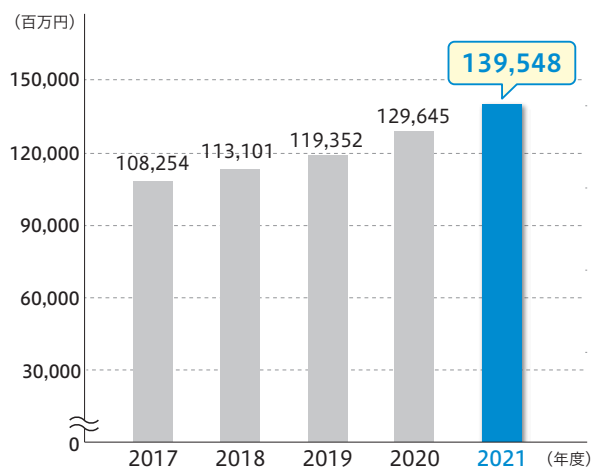
区分	年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
正味収入保険料		108,254	113,101	119,352	129,645	139,548
正味損害率		55.9%	57.3%	58.1%	50.8%	51.4%
正味事業費率		28.5%	27.8%	27.6%	28.0%	26.6%
コンバインド・レシオ		84.4%	85.1%	85.7%	78.8%	78.0%
保険引受利益		4,863	5,050	6,165	13,201	7,860
経常利益		6,574	6,897	8,072	14,694	9,070
当期純利益		4,821	4,999	5,808	10,161	6,418
単体ソルベンシー・マージン比率		782.1%	813.0%	872.3%	861.7%	813.3%
総資産額		204,362	219,643	234,870	258,610	279,766
純資産額		33,189	34,798	37,785	45,032	41,740
その他有価証券評価差額		2,677	1,318	870	858	391
不良債権の状況		-	-	-	-	-

※本誌における保険料等の金額は記載単位未満を切り捨てて表示し、増減等の比率は、記載単位未満を四捨五入して表示しています。

2021年度の代表的な経営指標

正味収入保険料

正味収入保険料の推移



139,548 百万円

主に自動車保険と火災保険の契約件数が伸びた結果、正味収入保険料は前年度より7.6%増の139,548百万円となりました。

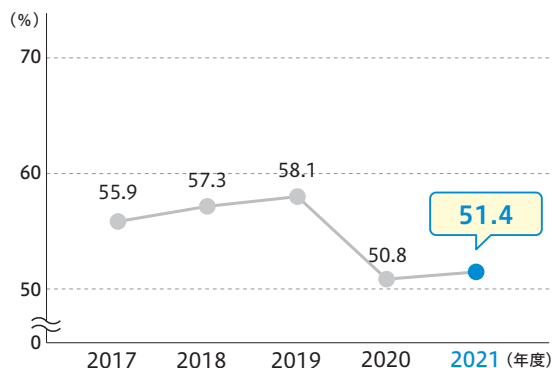
[正味収入保険料]

ご契約者からお預かりした保険料(元受正味保険料)から、再保険料を加減(受再正味保険料を加え、支払再保険料を控除)した額で、損害保険会社の最終的な売上を示すものとして一般的に使用されています。なお、再保険とは、保険会社がリスクの分散を図るため、引受けた保険契約上の責任の一部または全部を他の保険会社に移転する保険のことをいいます。他の保険会社から保険契約上の責任を引受ける受再保険と他の保険会社に対して自社の保険契約上の責任を移転する出再保険とがあります。

正味収入保険料 = 元受正味保険料 + 受再正味保険料 - 支払再保険料

正味損害率

正味損害率の推移



51.4%

新型コロナウイルス感染症の影響で自動車事故が大幅に減少した前年度に比べて0.6ポイント上昇し、51.4%となりました。

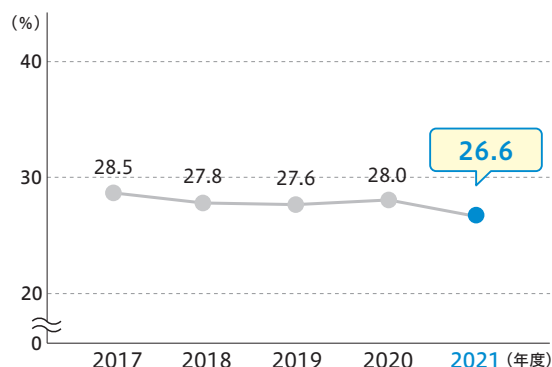
[正味損害率]

正味収入保険料に対する、保険金としてお支払いした額(正味支払保険金)と損害調査に要した費用(損害調査費)の合計額の割合です。

$$\text{正味損害率}(\%) = (\text{正味支払保険金} + \text{損害調査費}) \div \text{正味収入保険料} \times 100$$

正味事業費率

正味事業費率の推移



26.6%

前年度より1.4ポイント低下し、26.6%となりました。

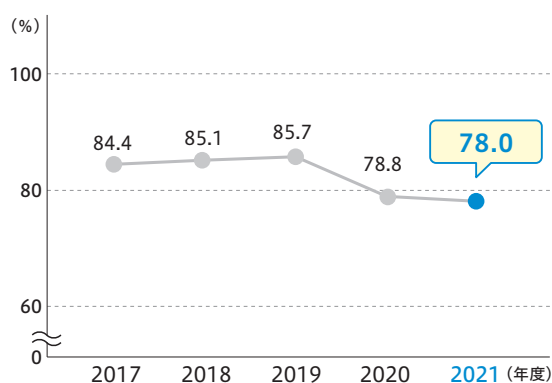
[正味事業費率]

正味収入保険料に対する、保険の募集や維持管理のために要した費用の割合です。これらの費用の中には、会社を運営する費用、新商品の開発費用なども含まれています。

$$\text{正味事業費率}(\%) = (\text{保険引受に係る営業費及び一般管理費} + \text{諸手数料及び集金費}) \div \text{正味収入保険料} \times 100$$

コンバインド・レシオ

コンバインド・レシオの推移



78.0%

正味事業費率の低下により、前年度より0.8ポイント低下の78.0%となりました。

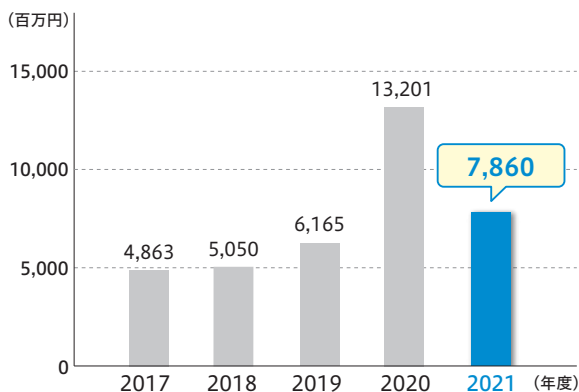
[コンバインド・レシオ]

正味損害率と正味事業費率の合算値で、損害保険会社の保険本業での収益力を示す指標です。一般的にこの値が低いほど収益性が高いといわれています。

$$\text{コンバインド・レシオ}(\%) = \text{正味損害率}(\%) + \text{正味事業費率}(\%)$$

保険引受利益

保険引受利益の推移



7,860百万円

正味収入保険料の増収効果はあったものの、損害率が顕著に低かった前年度から上昇したことなどにより、前年度より5,341百万円減少し、7,860百万円となりました。

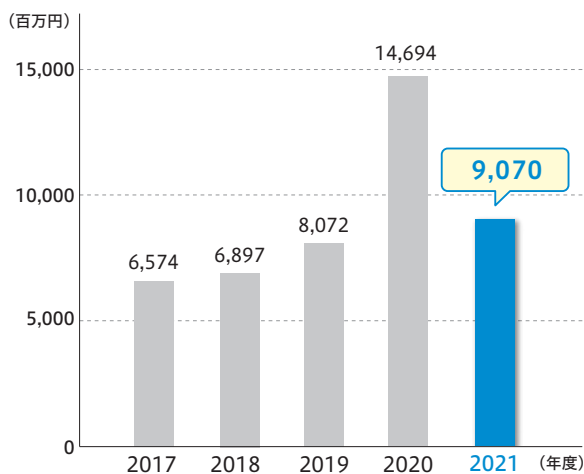
[保険引受利益]

保険の引受けに関して、どれだけ利益を出しているかを示すものです。保険引受収益(正味収入保険料など)から、保険引受費用(正味支払保険金や損害調査費など)と保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支(自賠償保険などに係る法人税相当額など)を加減したものです。

$$\text{保険引受利益} = \text{保険引受収益} - \text{保険引受費用} - \text{保険引受に係る営業費} \text{ 及び一般管理費} \pm \text{その他収支}$$

経常利益

経常利益の推移



9,070 百万円

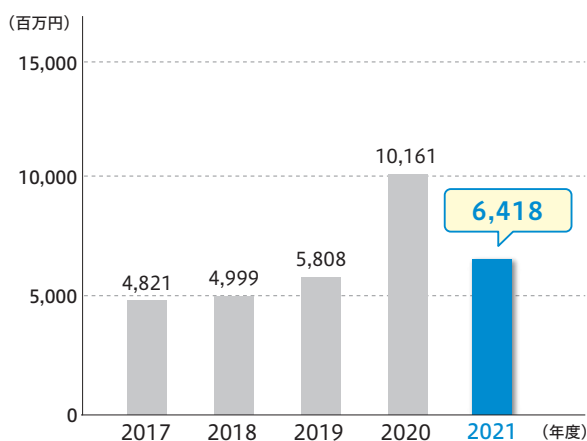
経常収益は増収効果により前年度より8,495百万円増加の140,941百万円、経常費用は前年度より14,119百万円増加の131,870百万円となり、経常利益は前年度より5,623百万円減少の9,070百万円となりました。

【経常利益】

本業の事業活動により、どれだけの収入と支出があったかを示すものです。保険引受や資産運用などによって得られた経常収益から、保険引受や資産運用に係る費用、営業費及び一般管理費などの経常費用を引いた金額です。

当期純利益

当期純利益の推移



6,418 百万円

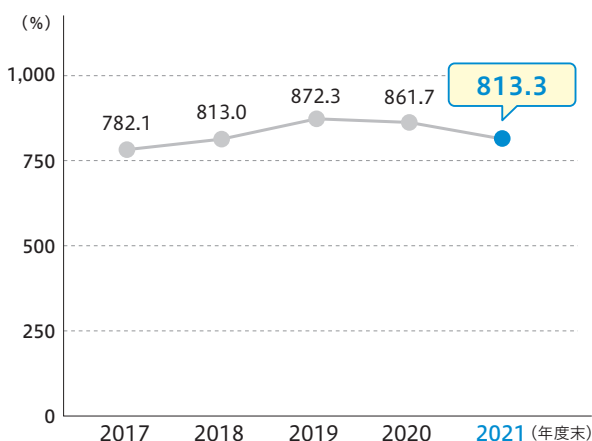
前年度より3,743百万円減少の6,418百万円となりました。

【当期純利益】

経常利益に特別利益を加え、特別損失を控除したものに、さらに、法人税及び住民税、法人税等調整額を加減したもので、保険会社の最終的な利益を示します。

単体ソルベンシー・マージン比率

単体ソルベンシー・マージン比率の推移



813.3%

前年度末より48.4ポイント低下して、813.3%となりましたが、保険金の支払能力に問題がないとされる基準である200%を大きく上回る、十分な支払余力を保持しています。

【単体ソルベンシー・マージン比率】

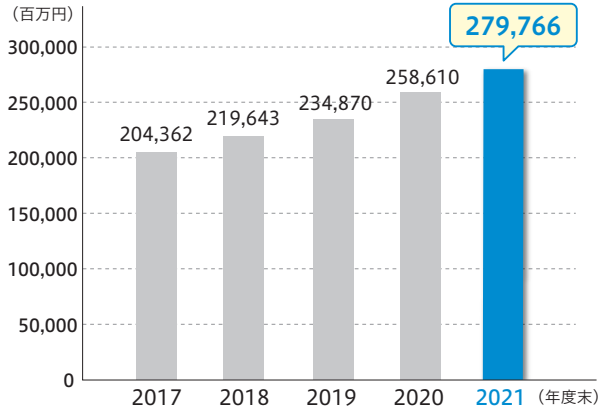
損害保険会社は、保険金支払い等に備えて準備金などを積立していますが、巨大災害や資産の大幅な価格下落など「通常の予測を超える危険」が発生した場合でも、十分な支払能力を有していることが必要です。このような通常の予測を超える危険(リスク)に対する保険会社の支払能力の状況を示すものが単体ソルベンシー・マージン比率で、経営の健全性を測る指標のひとつです。

単体ソルベンシー・マージン比率(%)

$$= \frac{\text{単体ソルベンシー・マージン総額(資本金・準備金等の支払余力)}}{\text{単体リスクの合計額(通常の予測を超える危険)} \times 1/2} \times 100$$

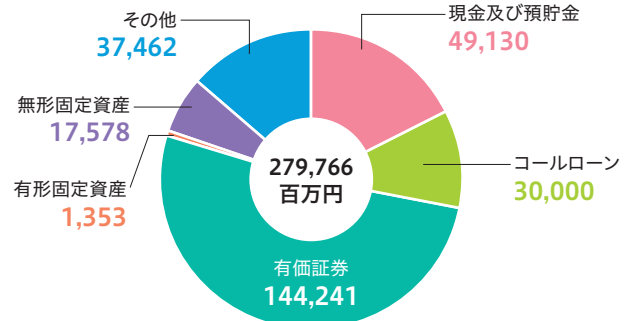
総資産額

総資産額の推移



279,766 百万円

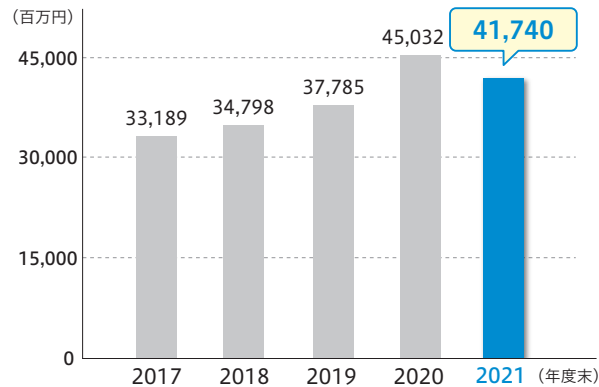
2021年度末の総資産の構成 (単位:百万円)



総資産額は、前年度末より21,156百万円増加の279,766百万円で、総資産のうち運用資産は前年度末より16,438百万円増加の223,487百万円となりました。

純資産額

純資産額の推移



41,740 百万円

純資産額は、前年度末より3,291百万円減少の41,740百万円となりました。

【総資産額】

損害保険会社が保有する現金や有価証券、不動産などの資産の総額であり、具体的には貸借対照表上の「資産の部合計」で、損害保険会社の保有する資産規模を示すものです。

【純資産額】

損害保険会社が保有する資産の総額(総資産額)から責任準備金等の負債額を控除したもので、具体的には貸借対照表上の「純資産の部合計」です。損害保険会社の担保力を示します。

その他有価証券評価差額

391 百万円

前年度末より466百万円減少し、391百万円となりました。

【その他有価証券評価差額】

有価証券は「金融商品に関する会計基準」により、「売買目的有価証券」「満期保有目的の債券」「子会社株式及び関連会社株式」「その他有価証券」に区分します。「その他有価証券評価差額」とは、「その他有価証券」の時価と取得原価との差額のことをいいます。この評価差額から税金相当額を控除した金額を「その他有価証券評価差額金」として「純資産の部」に計上しています。

不良債権の状況

「保険業法に基づく債権」に該当する債権はありません。

【保険業法に基づく債権】

貸付金や貸付有価証券等の債権を債務者の財政状態や経営成績等をもとに、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸付条件緩和債権、正常債権の5つに区分したものです。

事業の概況

2021年度の各種概況

当年度の日本経済は、新型コロナウイルス感染拡大の収束が長引いたことなどにより、引続き、経済活動が停滞する状況が続きました。

損害保険業界においては、リモートワークやオンライン手続きの活用等により安定的な保険サービスの提供に努めるとともに、豪雨や大雪、地震などの自然災害時にも迅速な保険金支払いを行うことで、社会インフラとしての重要な役割を果たしました。このような環境下、当社は、着実な事業展開と顧客サービスのさらなる品質向上に注力しました。

ソニー損保の取組み

主力の自動車保険において、新テレビCMやウェブ動画広告を中心に積極的なマーケティングを展開し、また、火災保険も認知度向上を目指した施策に加え、ソニー生命ライフプランナーによる取扱いを開始した結果、契約獲得はいずれも順調に伸びました。損益面については、自動車保険の損害率が、交通事故が顕著に減少した前年度と比べ上昇したことにより経常利益は減少しましたが、コロナ以前の水準を上回る実績となりました。

サービス面においては、デジタルオンラインツールの積極的な活用により、利便性のさらなる向上や安心感・納得感を感じていただける顧客サービスの品質向上に取組みました。契約手続においては、チャットボットによる自動応答サービスを、また事故解決サービスにおいては、LINEを介したウェブチャットやビデオ通話の仕組みを導入し、お客様と当社担当者がより簡単かつリアルタイムにコミュニケーションできるサービスを開始しま

した。加えて、火災保険の大規模災害時においても迅速に保険金のお支払いができるよう、ウェブサイトでの保険金請求受付やドローンを活用したオンラインの損害確認を導入しました。また、事故リスク低減による交通事故の少ない社会の実現に向け、「GOOD DRIVEアプリ」を、ソニー損保の自動車保険のご契約の有無にかかわらず全てのドライバーの皆様に提供しました。

こうしたお客様本位の取組みを継続的に実施することで、当社の契約手続サービスおよび事故解決サービスは、当年度も外部調査会社より、業界最高水準の顧客満足度評価をいただいております。

当社は、引続き、「人ならではの高品質なサービス」に先進テクノロジーを有効に取り入れていくことで、顧客価値のさらなる向上を図り、持続的な成長を目指してまいります。

取組みの成果

以上のような施策を通じて事業活動を展開した結果、保険引受収益139,636百万円、資産運用収益1,209百万円等を合計した経常収益は、前年度に比べ8,495百万円増加し、140,941百万円となりました。一方、保険引受費用96,848百万円、営業費及び一般管理費35,016百万円等を合計した経常費用は、前年度に比べ14,119百万円増加し、131,870百万円となりました。この結果、経常利益は9,070百万円と、前年度に比べ5,623百万円減少しました。これから特別損失115百万円、法人税等合計2,537百万円を控除した当期純利益は、前年度に比べ3,743百万円減少し、6,418百万円となりました。

■ 保険引受の概況

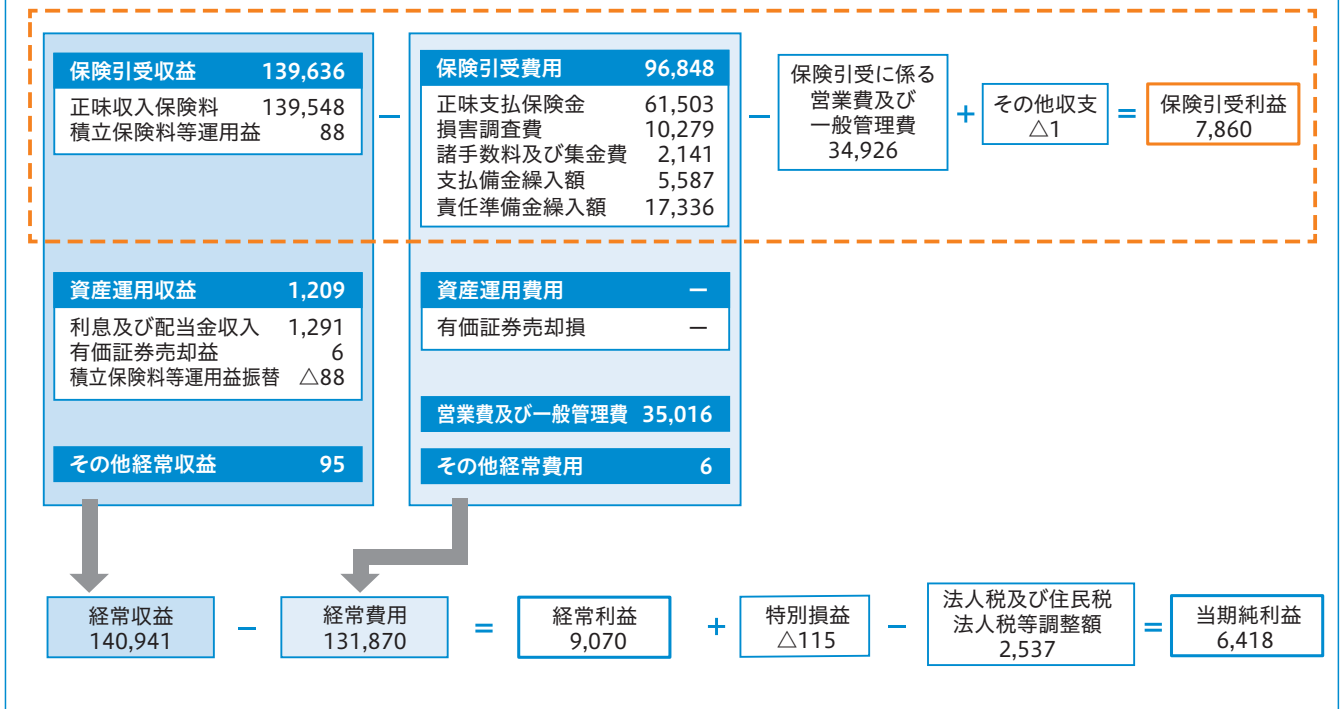
保険引受の概況については、自動車保険および火災保険の増収により、正味収入保険料は前年度に比べ7.6%増加し、139,548百万円となりました。正味支払保険金は、前年度に比べ9.6%増加の61,503百万円となり、正味損害率は前年度より0.6ポイント上昇の51.4%となりました。一方、正味事業費率は、前年度より1.4ポイント低下の26.6%となりました。保険引受利益は、損害率が顕著に低かった前年度から上昇したことなどにより、前年度に比べ5,341百万円減少し、7,860百万円となりました。

■ 資産運用の概況

当年度末の総資産は、前年度末に比べ21,156百万円増加して279,766百万円となりました。このうち有価証券などの運用資産は、前年度末に比べ16,438百万円増加して223,487百万円となり、利息及び配当金収入は1,291百万円となりました。

決算のしくみ[2021年度]

(単位：百万円)



会社に対処すべき課題

当社は顧客価値最大化の取組みによる持続的な成長の実現を通じ、誰もが“安心・安全”を感じられる社会に貢献することを目指し、以下の中長期的な課題に取り組めます。

〈中長期的な課題〉

- ダイレクト自動車保険で培ったノウハウ・強みを発揮することによる持続的成長と高い収益性の両立
- お客様本位の視点で、人ならではの高品質なサービスに先進テクノロジーを活用したカスタマーエクスペリエンス向上
- 火災保険、医療保険など多種目からなる長期的な収益基盤の確立
- 大規模自然災害やパンデミックのリスクに対しERMの高度化を通じた健全な経営基盤の確保
- 持続可能な社会の発展とSDGs 達成に向けた事業活動とサステナビリティへの取組みの推進

さらに、当社はソニーグループの一員として、今後ともグループ各社との連携を強化し、先進テクノロジーの活用によりお客様のニーズに沿ったサービスを提供し、顧客価値最大化に努めてまいります。

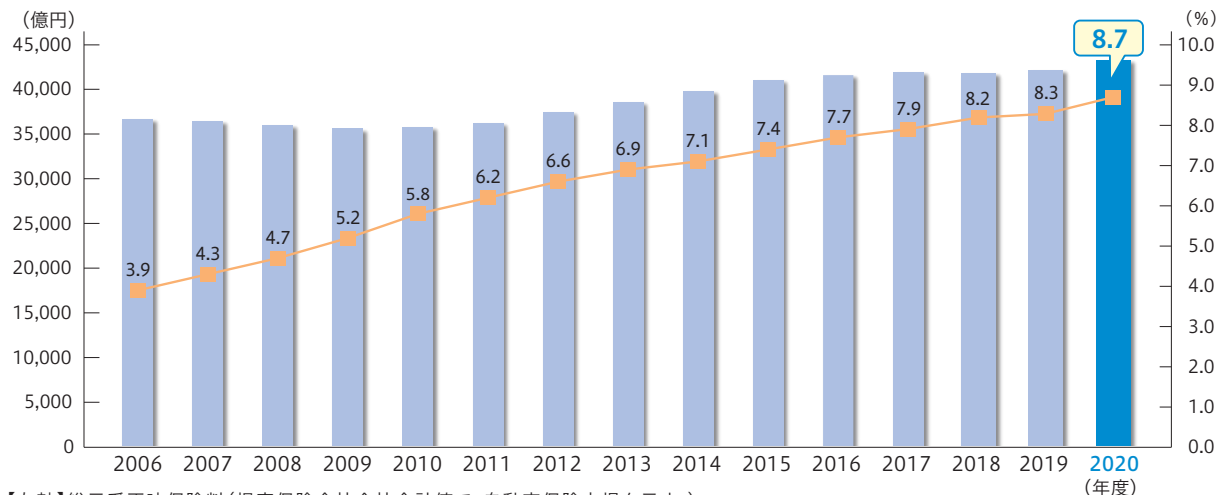
■ 自動車保険市場と主なダイレクト保険会社のシェア

ソニー損保の主力商品である自動車保険は、国内の損害保険市場で最も構成比の大きい保険種目で、業界全体の保険料収入の約半分を占めています。少子高齢化などに伴い国内の自動車保有台数が伸び悩むなかで、2021年度の業界全体の自動車保険の保険料収入は、前年度からほぼ横ばいとなりました。2020年度末のダイレクト自動車保険のシェアは8.7%となっており、大手損害保険会社をはじめとした代理店型の保険会社と比較して割安な保険料体系がお客様に支持され、ダイレクト保険会社の保険料収入は順調に増加し、自動車保険

市場におけるシェアは年々拡大しています。

近年は新型コロナウイルスの影響による行動制限や生活様式の変化などを受け、インターネット通販やEC利用の普及はより一層進んでいます。また、ウクライナ情勢の変化や原料価格の高騰、円安の進行による物価上昇などにより、お客様の節約志向も高まると見られています。そのため、これからも、合理的な保険料やインターネットの利便性を求めるお客様は増えると予想されるため、ダイレクト保険会社全体の市場シェアのさらなる拡大が見込まれます。

自動車保険市場と主なダイレクト保険会社のシェア^(*)



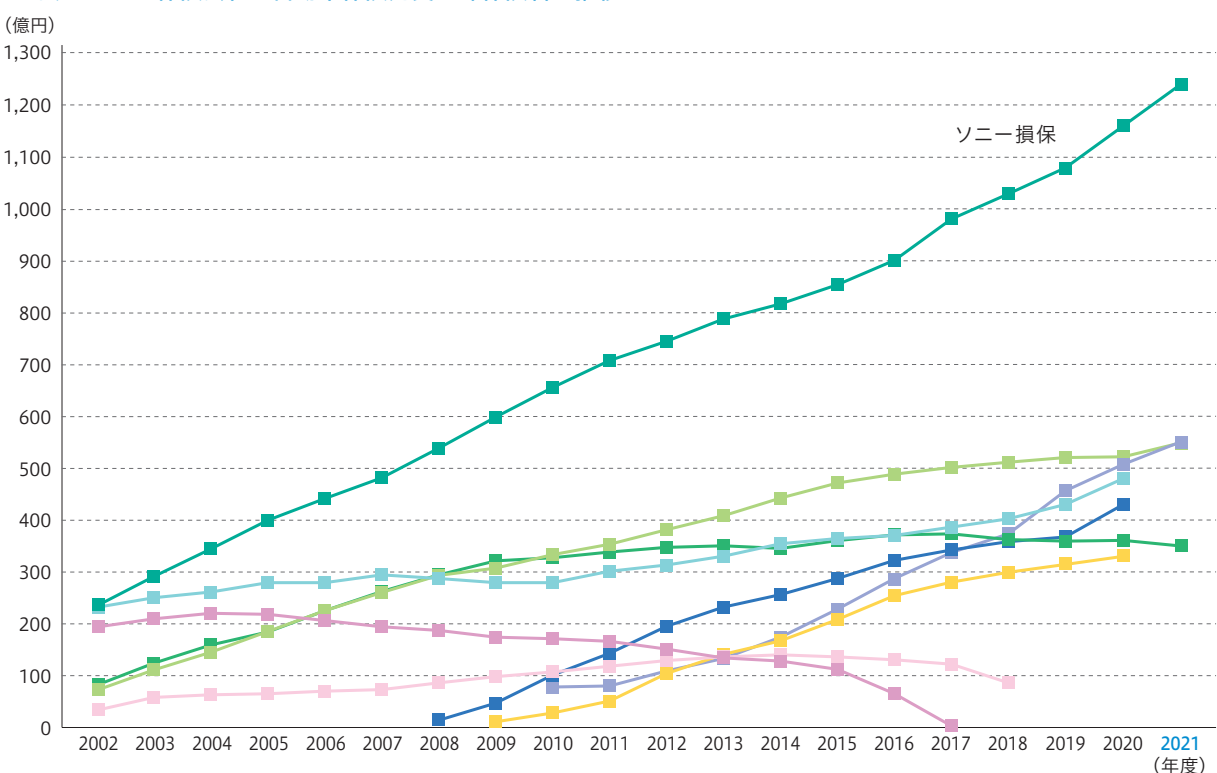
【左軸】総元受正味保険料 (損害保険会社全社合計値で、自動車保険市場を示す。)

【右軸】主なダイレクト保険会社のシェア

■ 自動車保険の元受正味保険料の推移

ソニー損保は、ダイレクト自動車保険市場において2002年度に元受正味保険料No.1^(*)となっており、日本国内のダイレクト自動車保険市場をリードする会社として存在感を高めてきました。

主なダイレクト保険会社の自動車保険元受正味保険料の推移^(*)^(*)^(*)



【(*)】各社の公表資料などにより、ソニー損保が調査したものです。ダイレクト保険会社とは、2021年度までに自動車保険を主にダイレクトで販売している損害保険会社を指します。

【(*)】2002年度末の時点で自動車保険を主にダイレクトで販売している損害保険会社の自動車保険料収入より、ソニー損保が調査したものです。

【(*)】2021年度については、2022年6月22日までに公表された数値をもとに表示しています。

コーポレート・ガバナンス

コーポレート・ガバナンス

お客様や社会に対する責任を果たすため、業務の健全性および適切性を確保し企業価値を向上していくことを経営の重要課題と位置づけ、コーポレート・ガバナンスの強化、充実を図っています。

経営体制

■取締役会

2022年7月現在、取締役7名で構成されています。

取締役会は、原則、月に1回開催され、経営の基本方針、経営上の重要事項等を決定するとともに、取締役の職務の執行の監督を行っています。

■監査役会

2022年7月現在、監査役4名で構成されています。

各監査役は、監査役会で策定された監査方針および監査計画に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議への出席や、業務および財産の状況の調査を通じて、取締役の職務の執行を監査しています。

社内および社外の監査態勢

■社内の内部監査態勢

他の部門・部署から独立した立場で内部監査を実施する監査部を設置しています。監査部では、業務遂行状況や内部管理態勢などが適正であるかの評価、是正・改善に向けた提言、さらに対応状況の確認を行っています。また、内部監査結果については、定期的にと取締役会に報告しています。

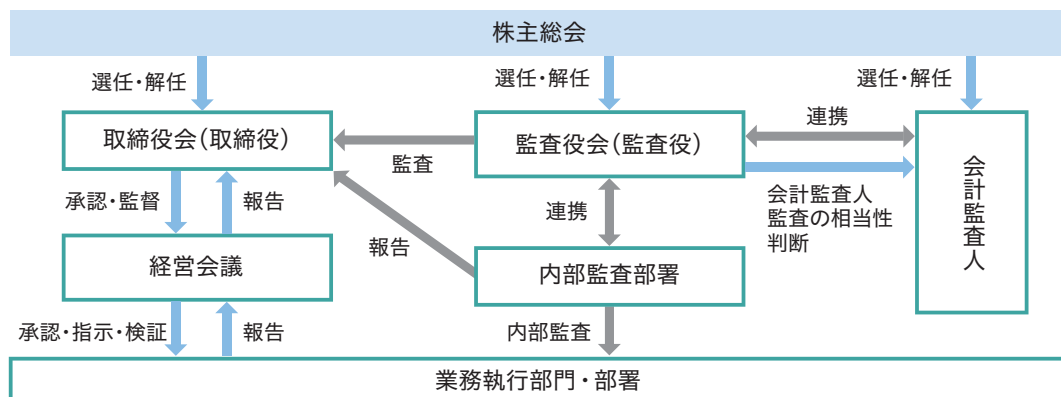
■社外の監査・検査

会社法・保険業法の定めにより作成すべき計算書類については、会社法に基づき「PwCあらた有限責任監査法人」の会計監査を受けています。このほか、保険業法に基づく金融庁の検査等も実施されます。

■保険計理人による確認態勢

他の部門・部署から独立した立場で保険料算出方法などを確認する保険計理人を置いています。保険計理人は、保険料算出方法などについて、各顧客にとって公平なものになっているか、財務の健全性に問題が生じることがないかなどを、法令等に則って確認しています。

コーポレート・ガバナンス体制



内部統制システムに関する方針

会社法および会社法施行規則に基づき、取締役会にて定めた「内部統制システム構築の基本方針」に従って、内部統制システムを構築・運用しています。

内部統制システム構築の基本方針

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 取締役は、取締役会で定められた経営機構および行動規範・職務分掌等に基づき、職務の執行を行う。社員は、取締役会で定められた経営機構および行動規範・職務分掌等に基づき職務の執行を行う。
 - ② 取締役会は、法令等遵守の具体的な手引書としてコンプライアンス・マニュアル、具体的な実践計画としてコンプライアンス・プログラムを定める。
 - ③ 取締役会は、コンプライアンス担当部署を設置し、コンプライアンス・プログラムの推進に取り組む。コンプライアンス担当部署は、定期的なコンプライアンス・プログラムの進捗状況を取締役に報告する。
 - ④ 取締役会はソニーフィナンシャルグループの「反社会的勢力排除に関するグループ基本方針」を採択し、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応するものとし、同方針を実現するために必要な態勢を整備する。
 - ⑤ 取締役会等は、社内通報制度を定め、その利用方法を当社の役員及び社員に周知する。社内通報制度は、経営方針、事業活動あるいはその他の行為が法令等に違反している(あるいは違反のおそれがある)と確信した場合に社員等の通報者が専用窓口で直接通報することができ、かつ、その通報者に対する不利益な措置が禁止されることを定める。
 - ⑥ 取締役会は、情報セキュリティに関する基本方針を定め、顧客情報を含む情報資産等の管理を適切に行うための態勢を整備する。
 - ⑦ 取締役会は、利益相反管理方針を定め、顧客の利益が不当に害されるおそれのある取引の適切な管理を行うため、所要の態勢を構築する。
 - ⑧ 取締役会は、他の業務執行部署から独立した内部監査担当部署を設置する。内部監査担当部署は、監査役及び会計監査人と連携・協力のうえ、独立及び客観的立場から内部統制システムの整備・運用状況を監視、検証し、定期的に内部監査の状況を取締役に報告する。
 - ⑨ 取締役会は、内部監査方針及び内部監査規程を定め、当社の役員及び社員に周知する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、取締役会、経営会議及び決裁の記録等取締役の職務の執行に係る文書を法令及び社内規程等に従い適切に保存し管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役会は、リスク管理規程を定め、当社の役員及び社員に周知する。
- ② 取締役会は、リスク管理担当部署を設置し、当社の経営戦略、リスク特性、業務内容に応じ、適切なリスク管理を行う。リスク管理担当部署は、定期的にリスク管理の状況を取締役に報告する。
- ③ 取締役会は、リスクに見合った十分な自己資本を確保し、必要に応じて、自己資本充実に向けた施策を実施する。
- ④ 取締役会は、危機発生時に迅速な対応と適切なリスク軽減措置を講じる体制を整備するため、危機管理方針及び危機管理規程を定め、当社の役員及び社員に周知する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、決裁規則、組織・分掌規則等の社内規程を定め、職務の執行を効率的に行うために適切な態勢を構築する。
- ② 取締役会は、経営会議を設置するとともに、会社の重要な日常業務の執行に係る協議および決定については、同会議に委任する。
- ③ 取締役会は、事業計画管理規則を定め、中期事業計画・年度事業計画を策定・管理し、また定期的に事業計画の進捗状況を確認する。

5. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告に係る内部統制に関する基本方針に基づき、財務報告の信頼性を確保するために必要な体制を整備する。

6. 当社及び当社の親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、保険業法に基づき認可を受けた損害保険会社として、損害保険の公共性に鑑み、業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保するための体制を構築する。
- ② 当社の内部監査部署は、内部統制システムが適切に整備されているかに留意し、内部監査及び外部監査の結果を監視し、検証する。

③ 親会社の監査役が、当社の内部統制システムの整備状況について監査等を行うときは、当社は必要かつ適切な協力を実施する。

④ 当社は、必要に応じて親会社に当社の経営情報を提供し、また親会社内部監査部門との連携を行う。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

取締役は、監査役からその職務を補助すべき社員の配置要請があった場合には、当該社員を速やかに任命する。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

① 監査役の職務を補助すべき社員の任免及び人事考課については監査役の同意を必要とする。

② 監査役の職務を補助すべき社員は、監査役の指揮命令があるときは、専らそれに従わなければならない。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 取締役及び社員は、監査役から業務執行に関する事項について報告を求められた場合は、速やかに報告する。

② 取締役及び社員は、当社の業務又は財務の状況に著しい影響を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、ただちに監査役に報告する。なお、その報告者に対する不利益な措置は禁止し、その旨を当社の役員及び社員に周知する。

③ 取締役及び社員は、社内通報制度を利用した通報を受理したときは、ただちに監査役に報告する。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 代表取締役は、監査役との相互認識と信頼関係を深めるように努め、監査役監査の環境整備に必要な措置をとる。

② 当社は、監査役がその職務の執行のために弁護士、公認会計士その他社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の事務を委託することなどに係る所要の費用又は債務の弁済を請求したときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、その費用又は債務を負担する。

業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)の運用状況

当社は、前記方針に基づいて、内部統制体制の整備とその適切な運用に努めています。当期において実施した内部統制上重要と考える主な取組みは以下のとおりです。

■コンプライアンスに関する取組み

取締役会は、コンプライアンス・マニュアルを定め、また毎年度コンプライアンス・プログラムを策定し、その推進に取組んでいます。

当期の主な活動として、「倫理意識・再発防止の徹底」「法改正への対応」に重点的に取組み、コンプライアンス態勢の強化およびコンプライアンス活動の推進に取組みました。

これらの活動の進捗状況は、四半期ごとに取締役会に報告されています。

なお、当期、重大な法令違反等に関わる内部通報、利益相反のおそれがある取引の報告はありませんでした。

■リスク管理に関する取組み

取締役会は、業務遂行にかかる主要なリスクについて、リスク管理担当部署を定め、リスク管理方針を策定するとともに、リスク管理に取組んでいます。

■「リスク選好方針」の策定と統合的リスクモニタリング

取締役会は、会社のリスク特性に基づくリスク許容度とリスクテイクの考え方を「リスク選好方針」として定めた上で、経済価値に基づき計測される統合リスク量に対し、自己資本が十分であるかを示す指標(ESR)を設定し、水準や変動を定期的にモニタリングしています。

当期は、自然災害リスク管理に関して、DFA(動的財務分析)評価を踏まえて最適な再保険カバーを検討する、気候変動関連の調査を行う等、統合的リスク管理の高度化を進めました。

■危機発生時の適切なリスク軽減措置を講じるための体制整備

取締役会は、危機発生時に迅速な対応と適切なリスク軽減措置を講じる体制を整備し、経営会議の諮問機関である危機管理委員会は重要事項を審議するとともに、取締役会が定める方針および規程に基づき、リスク分析・評価、危機発生時の態勢・手順等の整備、訓練実施、計画の見直し等の活動を継続的に実施しています。

■顧客情報を含む情報資産等の適切な管理

取締役会は、顧客情報を含む情報資産等の管理を適切に行うため、法令・基準・ガイドライン等に沿った情報セキュリティ管理態勢を整備し、その維持・向上のための活動も継続的に実施しています。

当期の主な活動として、個人情報保護法改正などの「法令等への適切な対応」「サイバーセキュリティの強化」を重点施策とし、顧客情報をはじめとした各種情報資産の厳正な管理に努めてまいりました。

■効率的な職務執行体制の確保に関する取組み

取締役会および経営会議における業務執行の決定を効率的に行うために、商品検討委員会、情報システム委員会等、経営会議の諮問機関を設置し、事前審議を行っています。

■グループ会社における業務の適正確保に関する取組み

当社の親会社であるソニーフィナンシャルグループ(株)との経営管理契約に則り、必要な情報をソニーフィナンシャルグループ(株)に適時・適切に報告しています。

また、ソニーフィナンシャルグループ(株)の月次定例会において、経常利益、営業成績等の業績情報を報告しています。

■監査役監査に関する取組み

当期、代表取締役は監査役との会合を定期的に行い、事業計画の進捗および年度見直しに対する認識、新型コロナウイルス感染症が及ぼすリスクや課題、中期経営計画および長期戦略の概要、トップリスク等に関して意見交換を行いました。

また、社内通報制度を利用した通報は、受理後ただちに監査役に報告され、必要に応じて、指導・助言等を行っています。

コンプライアンス

コンプライアンス基本方針

コンプライアンス(法令等遵守)は経営の最重要課題の一つです。業務の健全かつ適正な運営を確保し、お客様をはじめとするステークホルダーからの信頼を確立するべく、ソニー損保は、以下のコンプライアンス基本方針に基づいて、事業活動を行っています。

コンプライアンス基本方針 (抜粋)

1. 「法令等」についてはこれを厳格に遵守し、事業の公共性や社会性を十分認識した高い倫理観に立った事業活動を展開します。
2. お客様本意で「わかりやすい」ビジネスの展開を通じ、健全性・透明性を確保し、お客様の信頼を獲得することを事業活動の基本とします。
3. お客様にとってわかりやすく、かつ正確に理解して頂ける募集資料・広告の作成等により、保険募集における適切性を確保します。

行動規範

ソニー損保はソニーフィナンシャルグループの一員として、「ソニーフィナンシャルグループ行動規範」を会社の行動指針とし、すべての取締役、役員および従業員が遵守しています。

☞ 「ソニーフィナンシャルグループ行動規範」の内容はウェブサイトで公表しています。

・ソニーフィナンシャルグループ行動規範 (<https://www.sonysonpo.co.jp/share/doc/n4020100.html>)

コンプライアンス推進体制

ソニー損保では、コンプライアンス統括部署の一元的管理のもと、各部署が主体となって、コンプライアンスの推進を図っています。

■コンプライアンス・プログラム

全社的なコンプライアンスを推進するため、年度のコンプライアンス実践計画を、コンプライアンス・プログラムとして取締役会で策定しています。

また、コンプライアンス・プログラムの取組状況については、コンプライアンス統括部署が定期的にフォローアップし、経営会議および取締役会に報告しています。

■コンプライアンス・マニュアル

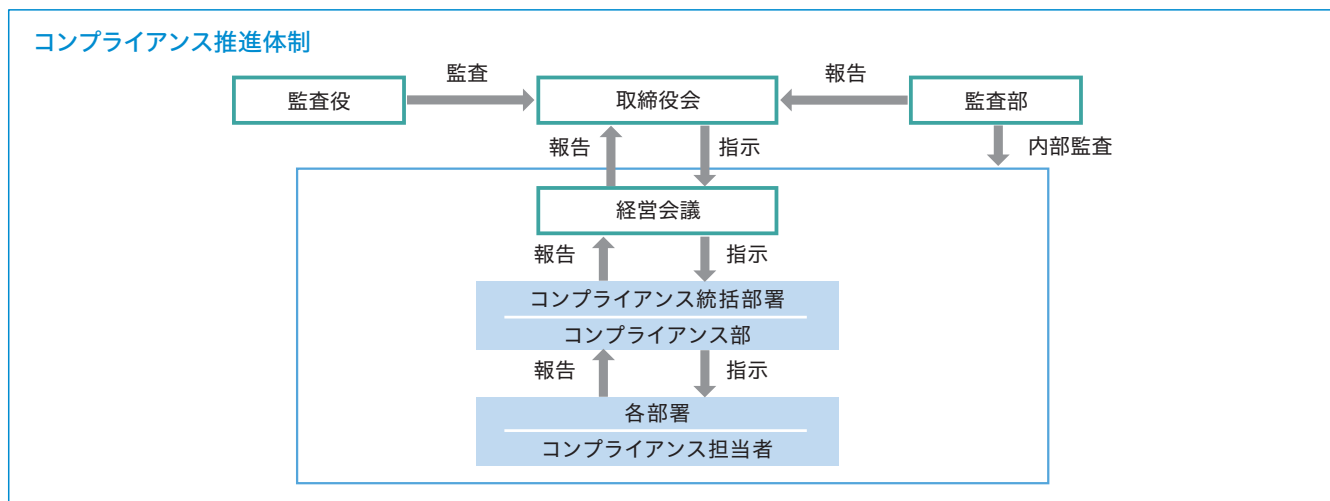
コンプライアンス・マニュアルを制定し、全社員が閲覧できる共有データベースに保管し、いつでも必要なときに確認できるようにしています。コンプライアンス・マニュアルには、基本方針や推進体制などを掲載するほか、遵守すべき法令等について事例集で解説することで社員が理解を深められるよう、工夫しています。

■コンプライアンスに関する各種研修

全社員のコンプライアンス意識向上のため、e-ラーニング研修を含む全社員研修、新入社員研修を実施するほか、業務特性に応じた各部署内での研修などを実施することで、コンプライアンスに関する周知・浸透を図っています。

■通報制度

コンプライアンス上の問題が発生したときに、速やかに被害拡大防止や再発防止策策定に取組めるよう、問題の発見者がその事実を通報できる通報制度を設けています。通報制度は全社的なコンプライアンスを確保するための重要な施策と位置づけられており、社内および社外に通報者の匿名性やプライバシーが確保された通報窓口を設置して、制度の実効性確保を図っています。



インサイダー情報の取扱い

ソニー損保は、「ソニーフィナンシャルグループインサイダー取引等防止基本方針」を遵守し、未公開の重要な情報の漏えいを防止しています。

ソニーフィナンシャルグループインサイダー取引等防止基本方針の概要

ソニーフィナンシャルグループ(以下「当社グループ」)各社は、当社グループ各社の役員および従業員による、ソニーグループ株式会社その他のソニーグループ各社および当社グループ各社の取引先等のうち、上場会社等の株式等の売買等に関する社内規則を定めます。また、当社グループ各社の役員および従業員は、これらの社内規則および関連法令等を遵守し、金融商品取引法第166条および第167条により禁止されているインサイダー取引ならびに同法第167条の2により禁止されている情報伝達・取引推奨行為(以下、合わせて「インサイダー取引等」)を行いません。当社グループ各社は、インサイダー取引等の未然防止に資する態勢を構築するとともに、ソニーフィナンシャルグループ株式会社は金融持株会社として、当社グループ各社の態勢構築が十分になされ、インサイダー取引等の防止に関し、有効に機能しているかどうかをモニタリングし、必要に応じて適切な措置を講じます。

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

反社会的勢力とは断固として対決すべく、ソニーフィナンシャルグループで制定した「反社会的勢力排除に関するグループ基本方針」をソニー損保でも採択し、対応態勢を整備するとともに、反社会的勢力排除に向けた取組みを行っています。

反社会的勢力排除に関するグループ基本方針

当社グループは、反社会的勢力との関係を遮断することの社会的責任、コンプライアンスおよび企業防衛の観点からの重要性を十分認識し、グループ一体となって反社会的勢力排除に向けた取組みを実施するためにこの基本方針を定め、各社役職員一同がこれを遵守することとします。

1. 組織としての対応

反社会的勢力に対しては、担当者や担当部署だけに任せずに、経営トップ以下、組織全体として対応するとともに、対応する役職員の安全を確保します。

2. 外部専門機関との連携

適切な助言、協力が得られるよう、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携強化を図ります。

3. 取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力に対しては、取引関係を含めて、一切の関係を遮断します。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当要求は断固として拒絶し、必要に応じて民事および刑事の両面から法的対応を行います。

5. 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力との裏取引や同勢力への資金提供は絶対に行いません。

利益相反管理方針

お客様の利益が不当に害されることのないよう「利益相反管理方針」を定め、所要の態勢を構築しています。

利益相反管理方針の概要

1. 基本方針

当社は、当社のお客さまとソニーグループ金融会社等との間、あるいは、当社のお客さまとソニーグループ金融会社等のお客さまとの間における利益相反によって、当社とお客さまとの取引に伴いお客さまの利益が不当に害されることのないよう、態勢を構築します。本方針において、「ソニーグループ金融会社等」とは、当社に、次の会社を加えた総称をいいます。ソニー生命保険株式会社、ソニー銀行株式会社およびソニーペイメントサービス株式会社

2. 対象となるお客さまの範囲

本方針に基づいて、その利益を保護する「お客さま」は、当社における保険関連業務(損害保険業その他法令に基づき行うことができる業務)に係るお客さまとします。

3. 対象取引

当社は、次の各号に掲げる取引(以下「対象取引」という。)によって、お客さまの利益が不当に害されることを防止するために、体制の整備その他必要な措置を講じるものとします。

①お客さまの利益とソニーグループ金融会社等の利益が対立する場合において、ソニーグループ金融会社等の利益を得ることを優先する取引

②お客さまの情報を不適切に利用して利益を得る取引

③お客さま相互間の利益の対立等に乗じて利益を得る取引

④その他、当社がお客さまの利益を害していると認められる取引

4. 利益相反管理体制

(1) 体制

当社は、利益相反を管理する統括責任者(以下「利益相反管理統括責任者」という。)を定め、当社における利益相反管理態勢を整備します。

(2) 措置

利益相反管理統括責任者は、社内における報告や、当社へのお客さまの苦情等に基づき必要と判断したときは、次の各号に掲げる必要な措置を講じます。

①利益相反を発生させる可能性のある部署間の情報遮断

②対象取引の中止または取引条件もしくは方法の変更

③利益相反事実またはそのおそれがあることのお客さまへの開示

④その他、利益相反管理統括責任者が必要と判断する措置

(3) 記録

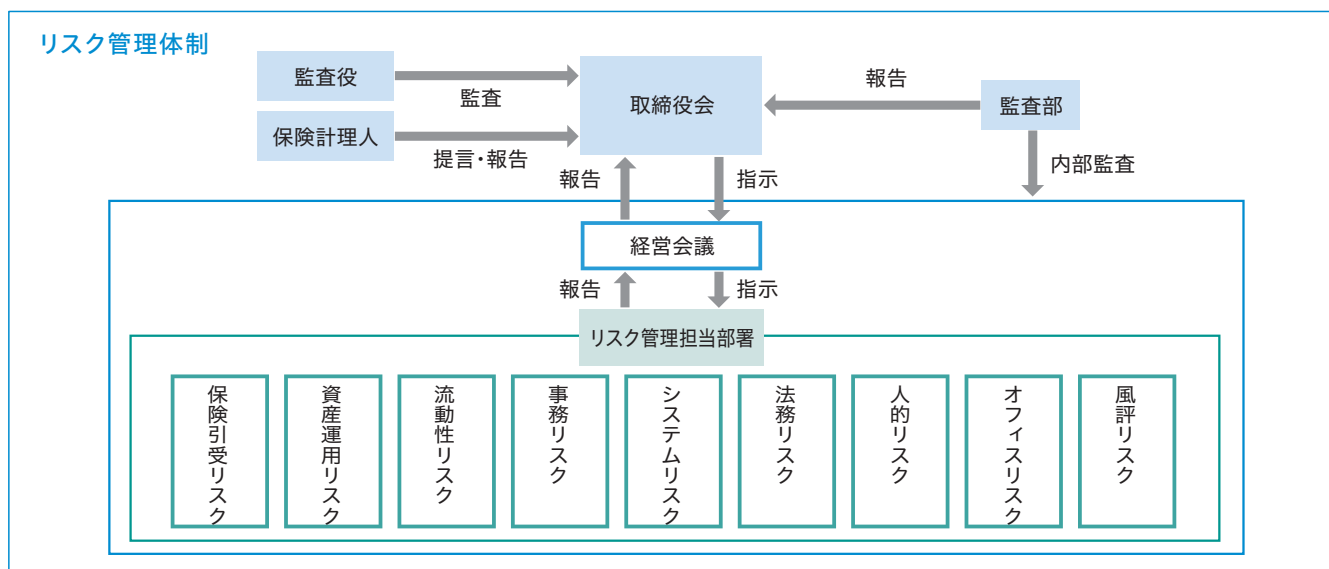
利益相反管理統括責任者は、利益相反管理に関する事項を適切に記録し、保存するものとします。

リスク管理

損害保険会社を取巻くリスクは、経営環境の変化に伴って多様化・複雑化しており、各種リスクに対する適切な管理の重要性がますます高まっています。ソニー損保ではリスク管理を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、リスクの的確な把握とその低減策やリスクが顕在化したときの対策の検討など、リスク管理の強化に取り組んでいます。

リスク管理体制

業務遂行にかかる主要なリスクについてリスク管理担当部署を定め、リスク管理方針を策定するとともに、リスク管理に取り組んでいます。



統合的リスク管理 (ERM : Enterprise Risk Management)

持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を経営目標とし、業務・財務の健全性を確保するため外部環境の変化を含め会社が直面するさまざまなリスクを網羅的に捉えて定量的・定性的に評価し統合的に管理しつつ、適切なリスクテイクによる収益拡大と資本効率向上を目指す経営管理を行うべく態勢整備を進めています。

また、「リスク選好方針」としては、個人分野の保険を中心に適切な保険引受リスク管理を前提に積極的な保険引受を行うことなど、会社のリスク特性に基づくリスク許容度とリスクテイクの考え方を定めています。

規制に基づくソルベンシー・マージン比率に加え、経済価値に基づき計測される統合リスク量に対し、自己資本が十分であるかを示す指標 (ESR: Economic Solvency Ratio)

を設定し、それら指標の水準や変動を定期的にモニタリングしています。それぞれの指標には、最低限保持すべき水準に加えアラームポイントを設定し、状況に応じて機動的に必要な対応を講じることとしています。また、終身型医療保険契約を保有することに伴い発生する金利リスクをヘッジするため、超長期固定利付債券を十分に保有するなど、負債特性を踏まえた資産・負債の総合的な管理を行っています。

加えて、予想外の大規模な自然災害や金融市場の混乱が発生した場合には、通常では考えられないような損失を被る可能性があることから、これらのリスクに対してストレステストを実施し、想定される最悪の環境変化が発生した場合の損失額などの影響を把握し、資本や流動性の充分性の検証を行っています。

主なリスク管理の取り組み

主要なリスクの概要とそのリスク管理への取り組みは以下のとおりです。

保険引受リスク

経済情勢や保険事故の発生率などが保険料設定時の予測に反して変動することにより、損失を被るリスクです。

当社では、「保険引受リスク管理規程」をはじめとする各種業務規程等を策定し、保険契約の引受けにおいては、リスク実態を十分に意識した基準を設けることや必要に応じて適切な再保険を設定することを定めています。

また、保険商品の発売後にリスクが顕在化したとき、もしくは将来のリスクが増加するときなどにおいては、保険商品の改廃、料率・引受基準の変更等の措置を講じることなどを定めています。

当社では、これらのリスク管理の一環として「保険引受リスク管理規程」に料率や引受基準のモニタリング項目等を定め、定期的な検証を実施しています。

資産運用リスク

保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクであり、その性格から、「市場リスク」「信用リスク」等に分類されています。

■市場リスク

金利、有価証券の価格、為替等のさまざまな市場のリスクファクターの変動により、資産の価値が変動して損失を被るリスク、資産から生み出される収益が変動し損失を被るリスク。

■信用リスク

信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し損失を被るリスク。

当社では、「資産運用リスク管理規程」をはじめとする各種業務規程等を策定し、適切な資産運用を行っています。

流動性リスク

流動性リスクは、その性格から「資金繰りリスク」「市場流動性リスク」に分類されています。

■資金繰りリスク

保険料収入の減少や、大量解約に伴う解約返戻金支出の増加、巨大災害時の保険金支払による資金流出により資金繰りが悪化し、資金の確保に通常よりも著しく低い価格での資産売却を余儀なくされることにより損失を被るリスク。

■市場流動性リスク

市場の混乱などにより資金繰りが悪化し、資金の確保に通常よりも著しく低い価格での資産売却を余儀なくされることにより損失を被るリスク。

当社では、流動性資産を十分に保有するとともに、資金繰りの逼迫（ひっばく）度に応じた適切な管理を行うために「流動性リスク管理規程」をはじめとする各種業務規程等を策定し、適切な資金繰りを行っています。

事務リスク

役員等（代理店および業務委託先における従業者を含む）が、正確な事務を怠ることや、事故・不正等を起こすことにより、損失を被るリスクです。当社では、「事務リスク管理規程」の他、各種業務規程等を整備し、その遵守状況を把握・管理するとともに、外部環境の変化等を踏まえ、適宜見直すことによりリスクの軽減に努めています。

危機管理態勢

大規模な自然災害、感染症の流行およびサイバー攻撃等、業務の継続的な遂行が困難となる事態を危機と定め、危機発生時には業務継続計画等に従い緊急対策本部を設置して対応するなど、特に役員等の安全確保、地域社会への安全への協力、保険金等支払い等の重要業務の継続を可能とする危機管理態勢を整備しています。

また、各種シナリオに基づいた訓練を定期的を実施し、危機発生により引き起こされる混乱および被害を最小化し、早期に当社の業務運営を健全な状態に戻すことに努めています。

システムリスク

コンピュータシステムのダウン、誤作動、不正使用などにより損失を被るリスクのことで、当社では、「システム開発リスク管理規程」の他、各種業務規程等を整備し、情報システムの安全かつ安定的な稼働に努めています。

法務リスク

当社業務に関連し、法令や契約等への違反、不適切な契約締結、その他法的な原因により罰則適用・損害賠償等の損失を被るリスクのことで、当社では、法務リスク管理態勢の構築、および法務リスクの軽減を図るために必要な手順・管理方法等を「法務リスク管理規程」に定め、業務や取引の適法性の確認・検証等に取組んでいます。

人的リスク

人事運営上の不公平・不公正（採用、退職、評価、処遇、育成、労務管理等の問題）や差別的行為（人権）から生じる損失・損害などにより会社が被るリスクです。これらのリスク軽減のため、「人的リスク管理規程」を設けて業務の健全性を確保しています。

オフィスリスク

当社事業に関連する書類・設備等の諸資産に関する物理的リスクのことで、「オフィスリスク管理規程」を設け、規程の周知・整備などを通じて態勢強化を図るとともに、オフィスセキュリティや災害対応準備等の物理的安全確保に関する施策を実施するなど、業務の健全性を確保しています。

風評リスク

風評（当社に関する悪評や風説）による信用低下が要因となり、損失や損害を被るリスクをいいます。「風評リスク管理規程」を定め、日々のモニタリングや風評の要因となりうる事象への適切な対応などを通じ、リスクの最小化に努めています。

また、当社事業に関する情報、環境やアクセシビリティなどの取組み等のサステナビリティに関する情報について、適時適切に開示し、信頼される企業であり続けるよう努めています。

再保険について

再保険とは

事故はいつどのような規模で発生するかが不確かであることや、地震・台風などの広域大災害のときには保険金支払が巨額となる可能性があることなどから、損害保険会社は経営を不安定にする要因を常に抱えています。そこで損害保険会社各社は、経営破綻を避けることはもちろん、災害発生後もお客様への保険金支払を確実に行うため、どの程度までの損害であれば経営に影響が無いかを判断し、自社の負担能力を超える部分を他の保険会社に引受けてもらう「再保険」によってリスクを平均化・分散化し、経営の安定を図っています。

再保険を設定する（自社が引受けたリスクを他の保険会社に引受けてもらう）ことを「出再」、他の保険会社が引受けた保険の責任（リスク）の一部を自社で負担することを「受再」といいます。

出再（再保険の設定）にあたってのリスクとその対処

出再後、当社自らがリスクを負担する部分を「保有」といいます。この出再に関連するリスクとして、主に次の2つがあります。

- ①保有の上限額が保険責任の種類・内容に応じて適切に定められていない、または、適切な出再が手配されていないリスク
- ②出再先（再保険の取引先）の信用リスクが適切に把握されていないために、リスクの移転が確実に行われないリスク

これらのリスクへの対処として、保有の上限額については、損害の想定・保険業績等を統計的に分析・評価し、当社の担保力（準備金、収益性）などの状況も総合的に判断して、当社の健全性を維持するうえで合理的な水準で設定して

います。保有の上限額を超える引受けを行う場合には、出再の手配を行っています。

なお、出再先の選定にあたっては、世界的な格付専門会社による格付を基準に、相手先の信用力（財務内容）を主として、長期安定的な取引が可能であるかなど確認すべき項目について適切に点検の上、選定しています。

※「出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合」および「出再保険料の格付ごとの割合」については、51ページをご参照ください。

受再（再保険の引受け）にあたってのリスクとその対処

受再を行う場合には、当社の負担能力を超えたリスクが発生することのないようにリスクの内容について十分な知識を有する対象に限定して引受けを行うなど、慎重に対処しています。

再保険リスク管理

「保険引受リスク管理規程」に保険種類別のモニタリング項目等を定め、再保険リスクについて適切な管理を行っています。

自然災害リスクについて

広範囲にわたって被害が生じる自然災害（地震・台風等）が発生した場合には、多数の保険契約に同時に保険金支払が生じ、巨額の損失が生じるリスクがあります。

当社では、想定される損害をリスク評価モデル等により定量的に把握し、異常危険準備金の積立状況等を勘案の上、適切な再保険を設定することにより、当社の保有するリスクの軽減を図っています。

健全な保険数理に基づく責任準備金の確認について

第三分野保険における責任準備金の積立の適切性を確保するための考え方

第三分野保険における責任準備金積立の適切性を確保するために金融庁の告示等に基づいて「ストレステスト」と「負債十分性テスト」を行い、その結果を保険計理人が確認しています。

■ストレステスト

あらかじめ設定した予定事故発生率が通常の予想を超える範囲でリスクをカバーしているかを確認するもので、ガン重点型の医療保険のがん保障部分および医療保障部分ならびに入院実費型の医療保険の3つの契約区分で実施しています。

ストレステストで予定事故発生率の変動により責任準備金だけでは不足が生じるおそれがある場合は、保険金の支払いに備えるために危険準備金を積立てます。

■負債十分性テスト

ストレステストで責任準備金だけでは不足があると判断された契約区分について、予定事故発生率の通常の予想の範囲での変動に加え、事業費等を考慮にいった契約区分全体の将来収支分析による不足額の検証を行うものです。

ストレステスト、負債十分性テストにおける事故発生率の設定水準

契約区分ごとに過去5年間の実際の事故発生率を基準に保険金の増加を99%の確率でカバーする事故発生率の水準で行っています。

ストレステストの結果

第三分野保険におけるストレステストの結果、入院実費型の医療保険の契約区分において以下の責任準備金を積み立てています。

（単位：百万円）

	責任準備金	2020年度末	2021年度末
ストレステスト	危険準備金	2	1
負債十分性テスト	保険料積立金（追加分）	197	122

個人情報保護および情報セキュリティへの取り組み

ソニー損保では、お客様の情報の取扱いに関し、お客様からの信頼を第一と考え、個人情報の保護に関する法律（以下、個人情報保護法といいます）等の法令を遵守し、国内ソニーグループ各社共通の「プライバシーポリシー」等に則って取扱っています。

なお、国内ソニーグループ・共通プライバシーポリシー、個人情報に関する基本方針（「個人情報の保護に関する法律」に基づく公表事項）およびCookieポリシーは、ウェブサイトで公表しています。

個人情報に関する基本方針（要旨）

当社は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、当社事業に対する社会の信頼をより向上させるため、個人情報保護法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）およびその他の関連法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインおよびその他のガイドラインや一般社団法人日本損害保険協会の「損害保険協会に係る個人情報保護指針」を遵守して、個人情報を適正に取扱うとともに、安全管理については、金融庁および一般社団法人日本損害保険協会の実務指針に従って、適切な措置を講じます。

当社は、個人情報の取扱いが適正に行われるように従業者への教育・指導を徹底し、適正な取扱いが行われるよう取組んでまいります。また、当社の個人情報の取扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し、改善いたします。

個人情報の取扱いについて

1. 個人情報の取得・利用

当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得・利用します。

2. 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報の利用目的を通知または公表し、その利用目的の達成に必要な範囲において利用します。

3. 個人データの第三者への提供

当社は、以下等の法令で定める場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

- ・委託を行う場合（5.個人データの取扱いの委託をご覧ください。）
- ・損害保険会社等の間で共同利用を行う場合（下記6.個人データの共同利用をご覧ください。）

4. 個人関連情報の第三者への提供

(1) 当社は、法令で定める場合を除き、第三者が個人関連情報を個人データとして取得することが想定されるときは、当該第三者において当該個人関連情報のご本人から、当該情報を取得することを認める旨の同意が得られていることを確認することをしないで、当該情報を提供しません。

(2) 当社は、法令で定める場合を除き、前項の確認に基づき個人関連情報を第三者に提供した場合には、当該提供に関する事項について確認・記録します。

5. 個人データの取扱いの委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データの取扱いを外部に委託することがあります。当社が、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

6. 個人データの共同利用

(1) 損保業界の情報交換制度について

当社は、保険契約の締結または保険金の請求に際して行われる不正行為を排除するために、損害保険会社等との間で、個人データを共同利用します。また、自賠責保険に関する適正な支払いのために損害保険料率算出機構との間で、個人データを共同利用します。詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のウェブサイト（<https://www.sonpo.or.jp>）、または、損害保険料率算出機構のウェブサイト（<https://www.giroj.or.jp>）をご覧ください。

(2) 弁護士保険の紛争解決制度について

当社は、弁護士保険に関する弁護士およびお客様との間において生じた紛争を迅速・公平に解決するため、日本弁護士連合会との間で個人データを共同利用します。詳細につきましては、日本弁護士連合会のウェブサイト（<https://www.nichibenren.or.jp>）をご覧ください。

(3) 代理店等情報の確認業務について

当社は、損害保険代理店の適切な監督や当社の職員採用等のために、損害保険会社との間で、損害保険代理店等の従業者に係る個人データを共同利用します。

また、損害保険代理店への委託等のために、一般社団法人日本損害保険協会が実施する損害保険代理店試験の合格者等の情報に係る個人データを共同利用します。詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のウェブサイト（<https://www.sonpo.or.jp>）をご覧ください。

(4) ソニーフィナンシャルグループでの共同利用について

当社は、以下の目的のために、ソニーフィナンシャルグループとの間で、個人データを共同利用します。当該共同利用は、金融商品取引法等、個人情報保護法以外の関連法令等による制限がある場合、当該法令等に則り取扱いいたします。

- A. ソニーフィナンシャルグループが提供する各種金融商品やサービスの企画・開発のため
- B. ソニーフィナンシャルグループの企業情報、各種金融商品やサービスその他の関連情報についてのご提案、ご案内、ご提供またはそれらへのご意見やお問合せへの対応のため
- C. その他、上記A、Bに付随する業務およびソニーフィナンシャルグループの業務運営を円滑に履行するため

7. センシティブ情報の取扱い

当社は、保険業法施行規則第53条の10に基づき、個人情報保護法第2条第3項で定める要配慮個人情報（本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実等）ならびに労働組合への加盟、門地および本籍地、保健医療および性生活ならびに犯罪歴に関する個人情報（以下、「センシティブ情報」といいます。）を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

- ・保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、ご本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ・相続手続を伴う保険金支払事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ・保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体若しくは労働組合への所属若しくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ・法令に基づく場合
- ・人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
- ・公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- ・国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
- ・学術研究目的の場合

8. 個人情報保護法に基づく保有個人情報に関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止・第三者提供記録の開示等
個人情報保護法に基づく保有個人情報に関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止・第三者提供記録の開示等に関するご請求については、次頁「お問合せ窓口」までお問合せください。
当社は、ご請求者がご本人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、後日、原則として書面で回答いたします。開示請求については、回答にあたり、当社所定の手数料をいただくことがあります。
当社が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

9. 個人情報の安全管理措置の概要

当社は、取扱う個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他、個人情報の安全管理のため、取扱規程等の整備および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。安全管理措置に関するご質問については、下記「お問合せ窓口」までお問合せください。

10. 再保険契約のための外国にある第三者への提供

当社は、ご本人の同意に基づき、再保険の引受保険会社等(海外にあるものを含みます。)に個人情報の提供を行うことがあります。保険契約の申込みの時点では提供先の引受保険会社等が確定しないため、当該引受保険会社等が講じる個人情報の安全管理措置や、移転先の国名は特定できません。

11. 再保険契約以外の外国における情報の取扱い

当社は、個人情報の取扱いを海外にある外部に委託する場合等個人情報保護法第28条第1項において「個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者」へ、個人データを提供するにあたっては、必要かつ適切な安全管理措置を講じるとともに、個人情報保護法で求められる、提供先における個人情報の安全管理措置に相当する措置を義務付ける契約を提供先との間で締結するなど行います。
海外にある外部への個人情報の取扱いの委託に関するご質問については、下記「お問合せ窓口」までご連絡ください。

特定個人情報の取扱いについて

1. 特定個人情報の取得

当社は、適法かつ公正な手段により、特定個人情報を取得します。また、法令で定められた場合を除き、特定個人情報の提供を求めることはありません。

2. 特定個人情報の利用目的

当社では、取得した特定個人情報を法令で限定された利用範囲内でのみ取扱いします。

3. 特定個人情報取扱いの委託

当社は、個人番号関係事務の一部を他の事業者へ委託することがあります。特定個人情報の取扱いを委託する場合は、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

4. 特定個人情報の安全管理措置の概要

当社は、特定個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他、特定個人情報の安全管理のため、取扱規程および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。

5. 個人情報保護法に基づく特定個人情報に関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等

個人情報保護法に基づく特定個人情報に関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等に関するご請求については、下記「お問合せ窓口」までお問合せください。当社は、ご請求者がご本人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、後日、原則として書面で回答いたします。開示請求については、回答にあたり、当社所定の手数料をいただくことがあります。当社が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

お問合せ窓口

ダイレクトメール・電話・Eメールによるご案内など、お客様の個人情報利用を、お客様がご希望されない場合はお問合せ窓口までお申し出ください。契約管理その他当社業務上必要な場合を除き、取扱いを中止させていただきます。

当社の個人情報および特定個人情報の取扱いなどに関するご照会・ご相談、安全管理措置等に関するご質問は、下記までお問合せください。

<お問合せ先>

ソニー損害保険株式会社

お客様相談室 0120-101-656

受付時間 月～金(休日除く)午前9時～午後5時30分

情報セキュリティへの取組み

ソニー損保では、お客様からお預かりする個人情報をはじめとする各種情報資産の厳正な管理が重要であることを強く認識して、情報セキュリティマネジメントシステムの構築に取り組んでいます。

当社を取り巻く内部・外部の環境変化を捉え、機密性・完全性・可用性の観点で潜在的なリスクを評価するとともに、適切な安全管理措置を講じます。また、従業員に対する定期的な情報セキュリティ教育を実施し、情報資産の脅威となるサイバー攻撃や内部不正等のリスク低減に向けて、継続的な改善を行っています。

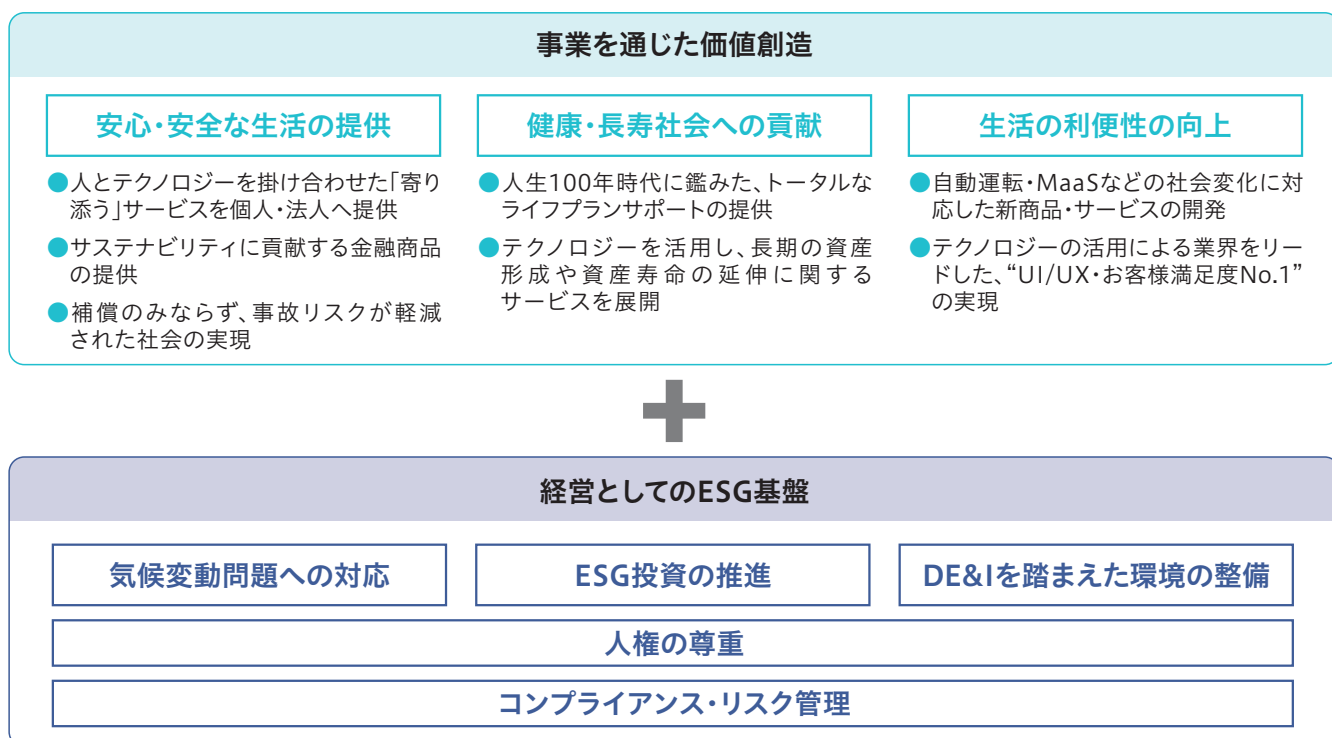
サステナビリティの取組み

ソニーフィナンシャルグループが取組む重点施策

ソニー損保が一員となっているソニーフィナンシャルグループは、たくさんの社会課題が存在する中で、ソニーグループのサステナビリティの方向性、ソニーフィナンシャルグループのビジョン・バリューとの親和性、およびさまざまなステークホルダーの期待を踏まえ、「事業を通じた価値創造」と「経営としてのESG基盤」という2つのレイヤーで優先的に取組む8つの重点施策を選定しました。

事業を通じた価値創造と、経営としてのESG基盤

お客様ひとりひとりに合わせた付加価値の高い商品・サービスとテクノロジーの力を活用することで、事業を通じて「安心・安全な生活の提供」「健康・長寿社会への貢献」「生活の利便性の向上」といった価値を創造し、あわせて、価値創造を支える経営としてのESG基盤を強化することで、持続可能な社会の発展への貢献を目指します。



☞ ソニーフィナンシャルグループのサステナビリティへの取組みは、ソニーフィナンシャルグループ(株)のウェブサイト(<https://www.sonyfg.co.jp/ja/sustainability/>)で公開しています。

ソニー損保の取組みと、SDGs達成への貢献

ソニー損保は、持続可能な社会の発展への貢献を企業としての社会的責任と認識し、ソニーフィナンシャルグループのサステナビリティの考え方のもと、損害保険事業を通じた価値創造、および、経営としてのESG基盤の強化に取り組んでいます。

また、当社のミッションや活動と重なる部分も多い、国連が提唱するSDGs(持続可能な開発目標、Sustainable Development Goals)^(*)の達成への貢献も目指しています。

(*) SDGsは、17の目標と169のターゲットから構成される、「誰一人として取残さない(No one will be left behind)」ことを理念とした2015年9月に国連サミットで採択された、2030年を期限とする国際目標です。



事業を通じた価値創造

安心・安全な生活の提供

テクノロジーの活用により、事故リスクが軽減された社会の実現も目指します。



■「安全運転でキャッシュバックプラン」の提供

AI等の先進技術を活用した運転特性連動型自動車保険「安全運転でキャッシュバックプラン」では、スマートフォンアプリ「GOOD DRIVEアプリ」で計測した事故リスク(運転スコア)の度合いに応じて、ご契約者に保険料の一部をキャッシュバックしています。

ご契約者に、安全運転で保険料が抑えられるというインセンティブを提供することで、事故リスク低減と交通事故の少ない社会の実現への貢献を目指します。

安全運転でキャッシュバックプラン
GOOD DRIVE

「安全運転でキャッシュバックプラン」のロゴ

■全てのドライバーに「GOOD DRIVEアプリ」を無料で提供

社会全体の交通事故低減への貢献を加速すべく、運転スコアを計測する「GOOD DRIVEアプリ」を、当社自動車保険のご契約の有無にかかわらず全てのドライバーの皆様無料で提供しています。

☞「GOOD DRIVEアプリ」の詳細は、本誌7ページをご覧ください。



【運転アドバイス表示画面】
事故リスク低減(運転スコア向上)に向けたアドバイスが確認できます。



【走行記録表示画面】
走行経路と、運転スコアに影響する操作が行われた場所を、地図上で確認できます。

生活の利便性の向上

テクノロジーの活用と、人ならではの高品質なサービスの融合により、お客様にとってより一層快適な保険サービスの提供を目指しています。

■契約手続きにおける各種サービス

お客様のウェブサイトでのお手続きを迅速かつきめ細かくサポートするため、お客様のウェブ上での行動を分析するツールやウェブサイト画面をお客様と共有できる仕組みを導入しています。

また、メール、電話、チャットサポート、LINEなど、お客様のご事情に合ったさまざまな手段での当社担当者とのコミュニケーションを可能とし、お客様の利便性向上を図っています。

■事故解決、保険金お支払いにおける各種サービス

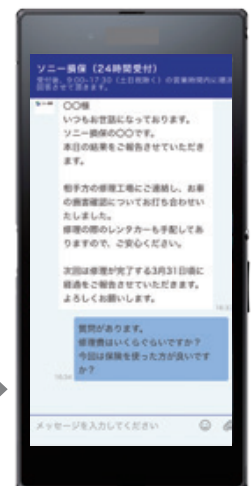
LINEを経由したウェブチャットの活用により、当社担当者とスムーズに連絡がとれるようになりました。さらに、日本語以外の言語でのコミュニケーションにも配慮し、事故関係者等が外国語での対応を希望された場合は外国語通訳サービスを提供し、安心して保険サービスをご利用いただけるようにしています。

また、自動車保険においては、車両の損害状況を短時間で確認し迅速に保険金がお支払いできるよう、修理工場等とのコミュニケーションにWeb-RTCを導入しました。

火災保険においては、自然災害等で被災されたお客様に少しでも早く保険金をお渡しできるよう、サービス体制の一層の強化を図っています。



【LINEメニュー画面】



【チャットルーム画面】

☞ 火災保険の保険金支払サービスの詳細は、本誌42ページをご覧ください。

LINEを経由して専用のチャットルームで当社担当者との連絡をとることができます。

その他の取組み

医療保険を通じた、社会への貢献に取り組んでいます。

3



■「骨髄ドナーサポート特約」の提供

ガン重点型の医療保険SURE(シュア)では、「骨髄ドナーサポート特約」をすべての契約に自動で組込んでいます。骨髄ドナーとして骨髄幹細胞採取手術を受ける場合に所定の保険金を支払うもので、骨髄移植に生きる望みをかける患者さんを一人でも多く救えるよう、骨髄ドナーとなったご契約者を金銭面でサポートします。

経営としてのESG基盤

気候変動問題への対応

ソニーグループが定める環境計画「Road to Zero」、および、環境中期計画「Green Management 2025」を踏まえた「ソニーフィナンシャルグループ環境方針」に則って、環境への取組みを推進しています。また、ソニーグループの一員として、TCFD提言に沿った気候変動に関する対応も進めています。



☞ ソニーグループの環境計画、ソニーフィナンシャルグループのTCFD提言に沿った気候関連情報は以下サイトでご確認いただけます。

- ・環境計画「Road to Zero」 (<https://www.sony.com/ja/SonyInfo/csr/eco/RoadToZero/gm.html>)
- ・環境中期計画「Green Management 2025」 (<https://www.sony.com/ja/SonyInfo/csr/eco/ourvision/GM2025/>)
- ・TCFD提言に沿った気候関連情報の開示 (https://www.sonyfg.co.jp/ja/csr/pdf/tcfid_2204.pdf)

■ソニーフィナンシャルグループ環境方針

理念

ソニーフィナンシャルグループは、事業活動を通じてステークホルダーへの価値提供を図るとともに、持続可能な社会の実現に向けた「ソニーグループ環境ビジョン」を踏まえ、ソニーグループの一員として事業活動および商品・サービスのライフサイクルのあらゆる面で地球環境の保全に配慮して行動します。

方針

1. ソニーフィナンシャルグループは、事業活動を行うために必要な資源・エネルギーについて、資源リサイクルや省エネルギー等を推進し、全従業員が高い意識をもって環境負荷の低減に努めます。
2. ソニーフィナンシャルグループは、事業活動を行う上で適用を受ける環境保全に関する関連法規、およびその他の要求事項を遵守します。
3. ソニーフィナンシャルグループは、環境目的・目標を設定のうえ、環境保全活動を推進するとともに、継続的な改善を行います。
4. ソニーフィナンシャルグループは、全従業員に対し環境保全活動を周知することにより、業務と生活のさまざまな側面における環境に関する意識の向上を図ります。
5. ソニーフィナンシャルグループは、環境方針および環境保全への取り組みについて、広報活動を通じて社内外へ公表します。

■温室効果ガス(GHG)排出量削減の取組み

《環境マネジメントシステムの国際規格ISO14001の認証取得》

ソニー損保を含むソニーグループでは、全世界共通の環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001のグローバル統合認証を取得しています。ソニー損保では、本社事業所をISO14001の認証対象としており、電力や紙の使用量低減目標値を定めた省エネ・省資源活動や、事務用品におけるエコ商品比率を高めるグリーン購入を推進しています。

《証書制度(*2)等の活用によるCO₂排出量削減への寄与》

CO₂排出量削減策として、2007年度からグリーン電力証書やJ-クレジット制度、グリーン熱証書、非化石証書などを活用しています。実績および目標は以下のとおりです。

	実績	目標
電力使用に伴う100%再生可能エネルギー化	2020年度に本社事業所、2021年度に全事業所において達成	引続き、全事業所において実現
GHG排出量削減	2007年度～2021年度の15年間で、総計約2,961トンのCO ₂ 排出削減に寄与	2025年度までに2020年度比5%削減

(*2)証書制度とは、グリーンエネルギーにより生み出された電力・熱の環境付加価値を、証書発行事業者が第三者機関(一般財団法人日本品質保証機構)の認証を得て発行し、「グリーン電力・熱証書」という形で取引する国が認証する制度を指します。

《各種契約手続のペーパーレス化》

各種契約手続のペーパーレス化推進を通じ、紙資源の節約や郵送にかかるCO₂排出量削減にも取り組んでいます。また、各商品においてインターネットによる契約申込を可能とし、自動車保険と火災保険では証券ペーパーレス割引を導入することで、紙の使用量の削減・郵送の省略を実現しています。

■その他の環境への取組み

《「幼稚園にソーラー発電所を☆プログラム」の運営》

2009年から開始したプログラムで、再生可能エネルギーの普及活動や環境教育を行う「NPO法人そらべあ基金」への寄付を通じて、太陽光発電設備（ソーラーパネル等）の幼稚園・保育園・こども園への寄贈や、環境教育のサポートなどを行っています。同プログラムにより、2021年度は3基の太陽光発電設備を設置し、寄贈した太陽光発電設備は計31基となりました。

	2009年～2020年までに寄贈した28基の実績
発電量	575,492kWh
CO ₂ 削減量 ^(*3)	288.53t-CO ₂

(*3) 環境省が発表している「電気事業者別排出係数(代替値)」に基づいて算出しています。



らく楽寺井幼稚園(香川県)に寄贈した太陽光パネル



アストロベースキャンプ保育園(千葉県)で環境教育イベントを実施

《One Blue Ocean Projectへの参加》

ソニーグループ全体で海洋プラスチック汚染問題に継続的に取り組む「One Blue Ocean Project」に参加し、全社でプラスチックゴミの削減に取り組んでいます。

ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョンを踏まえた環境の整備

ソニーフィナンシャルグループでは、性別、年齢、国籍、障がいの有無、雇用形態などの違いにかかわらず、社員ひとりひとりが意欲を持って力を発揮できる環境作りのため、ダイバーシティおよびエクイティ&インクルージョンの推進に取り組んでいます。

■女性活躍推進のための取組み

2016年4月施行の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」に基づき、2021年3月に新たな一般事業主行動計画を策定しました。行動計画では、女性活躍推進法の基本原則である「女性の採用・登用」「継続的な両立支援」の両面から目標を設定するとともに、具体的な行動計画を設定し、女性活躍推進に取り組んでいます。

《女性管理職^(*4)比率》

	2022年3月末時点	2025年度末目標
女性管理職比率	12.9%	15%以上

(*4) 係長級以上の社員を管理職として集計しています。

■エリア限定型社員の活躍推進に向けた取組み

エリア限定を選択して入社した社員の活躍の場を広げることを目指し、以下の制度を導入しています。

《エリア留学制度》

エリア限定型社員が自らの意思で他の地域に異動することができる制度で、エリア限定型社員の人材交流による受入部署の活性化や、社員の新しい職場での経験を通じたキャリアに対する意識醸成を図っています。

《社内留学制度》

エリア限定型社員が異なる部門に期限付きで異動することができる制度で、エリア限定型社員のキャリアパス拡大によるモチベーションの向上、および受入部署の人材交流による相互の業務理解を通じた業務スキル向上を目指しています。

■就業継続支援のための取組み

社員ひとりひとりがライフイベントをマネジメントしながら、仕事と生活のバランスを図り継続して働くことができるよう、以下のような各種両立支援制度の導入・整備を進めています。

なお、育児休職や育児短時間勤務は法令を上回る制度を整備しており、2012年には、東京労働局より子育てサポート企業として「次世代認定マーク」を取得しました。また、社員の育児参加を促進すべく、2025年度末までに、男女とも育児休業等の取得率を100%とすることを目標としています。

《育児休職》

生後1歳2ヵ月未満の子どもを育てる社員が育児のための休職を希望する場合に、育児休職の取得ができます。状況によっては、子どもが満2歳に達する月の末日まで育児休職期間の延長が可能です。

なお、育児休職の取得開始から初めの5日間は有給扱いとしています。

《短時間勤務》

子どもが小学校3年生までの間、1日6時間の短時間勤務を選択することができます。

《パパママ休暇》

配偶者の出産支援および育児を行なうための特別休暇です。子どもが満2歳に達する月の末日までの間で、5日取得可能です。男性社員は、出産の立会い、里帰り出産時の妻子への付添い、配偶者の入院による他の子の世話等の理由で取得することも可能で、多くの男性社員が利用しています。

《積立休暇》

未取得のまま消滅する年次有給休暇を最大20日まで積み立てて、子の看護、家族の介護、私傷病や不妊治療による入通院等の際の休暇に充てることができます。長期の入通院の場合などの、仕事と生活の両立を支援します。

☞ その他の福利厚生制度については、本誌75ページをご覧ください。

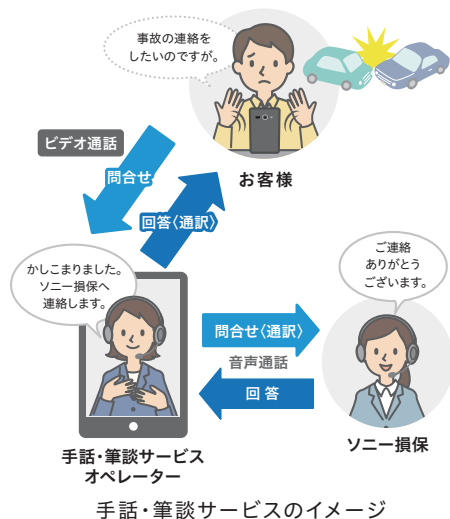


■アクセシビリティ向上に向けた取り組み

アクセシビリティ向上をサステナビリティ推進に欠かせないテーマの一つと位置付け、次の取り組みを推進しています。

《手話・筆談サービス》

耳や言葉の不自由なお客様と当社担当者が、手話・筆談サービスを提供するオペレーターを介して、リアルタイムにコミュニケーションを図れるサービスを提供しています。



手話・筆談サービスのイメージ

《チャットサポート(リアルタイムでの文字でのサポート)》

ウェブサイトでのお手続き等において、文字によるコミュニケーションを希望されるお客様をリアルタイムでサポートできるよう、当社オペレーターがウェブサイトのチャットでお問合せにお答えしています。(2022年7月現在、自動車保険および火災保険を対象としています)

ESG投資の推進

ソニーフィナンシャルグループのESG投資方針を踏まえ、運用資産の一部を対象に、ESG要素を考慮した投資を組んでいます。

ESG投資の対象は、持続可能な社会への発展の目的に合致するグリーンボンド、ソーシャルボンド、サステナビリティボンドなどのESG債とし、すでに2019年から取り組みを開始しています。

人権の尊重

サステナビリティの実現に向けて、「ソニーフィナンシャルグループ行動規範」に基づき、人権の尊重を重視しています。

- ☞ ソニーフィナンシャルグループの行動規範は、ウェブサイトで公開しています。
- ☞ ソニーフィナンシャルグループ行動規範 (<http://www.sonysonpo.co.jp/share/doc/n4020100.html>)

コンプライアンス、リスク管理

企業として守るべき前提となるコンプライアンスおよびリスク管理については、管理態勢の整備や対策の具体化、施策の推進等の運用を徹底していきます。

- ☞ コンプライアンスについては、本誌22ページをご覧ください。
- ☞ リスク管理については、本誌24ページをご覧ください。

当社では、一般社団法人日本損害保険協会の一員として、SDGsへの貢献や事故・災害および犯罪の防止・軽減など、さまざまな社会貢献活動に取り組んでいます。同協会での取り組みについては、同協会のウェブサイトをご覧ください。

- SDGsに関する取り組み (<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/SDGs/index.html>)
- 環境問題への取り組み (<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/eco/index.html>)
- 事故・災害・犯罪の防止・軽減の取り組み (<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/reduction/index.html>)

《目の不自由な方／高齢者への対応》

一部の郵送物に、音声コード「Uni-Voice」による音声案内電子サービスを導入しています。また、契約手続において高齢者専用の相談窓口を設け、ご高齢の方の意向把握・意向確認の精度の向上にも努めています。

《認知症サポーター》

社員が認知症に関する正しい知識を持ち、認知症の方やそのご家族の方々を手助けできるよう、社員の認知症サポーター養成講座の受講を推進しています。

《外国語通訳サービス》

事故対応や保険金請求手続において、外国語での対応を希望されるお客様が、通訳会社を介して、当社担当者とリアルタイムにコミュニケーションを図れるよう、日本語以外21言語で対応する外国語通訳サービスを提供しています。

■障がい者雇用への取り組み

障がい者雇用の拡大にも積極的に取り組んでおり、障害がある方も、成長ややりがいを実感し活躍していただくことを目指しています。

保険のしくみ

損害保険制度

損害保険制度は、多数の人々が「大数の法則」に基づいて算出された保険料を支払う(お金を出し合う)ことで、事故が発生した場合に保険金を受取る(出し合ったお金から補償を受ける)ことができる相互扶助のしくみです。このしくみを利用することで、暮らしや企業の活動において「小さな負担で、いざという時の大きな安心(補償)」を得ることができます。

■保険料率について

保険料算出のもととなる「保険料率」は、各保険会社が算出し、金融庁による認可または金融庁への届出後、適用しています。保険料は、事故発生時に支払う保険金に充てられる「純保険料」と、保険会社の運営に必要な経費などに充てられる「付加保険料」で構成されます。

損害保険契約の性格

損害保険契約は、保険会社が一定の偶然的事故によって被った損害を補償することを約束し、保険契約者はその対価として保険料を支払うことを約束する、有償・双務契約です。

また、保険契約者と保険会社との合意のみで成立する諾成契約という性格を有していますが、通常、保険会社は契約引受の正確を期すため、保険申込書あるいはそれに相当するものを使用します。さらに、契約締結の証として、保険証券または保険引受証などを保険契約者に対して発行します。

約款とは

目に見えない無形の商品である損害保険契約の内容を、書面で箇条書きにして目に見えるようにしたものです。損害保険会社と保険契約者・被保険者双方の権利・義務を定めたものであり、その内容は双方を拘束するものです。

保険約款は、基本的な内容を定めた普通保険約款と、個々の契約によって内容を補足・修正する目的でセットする特約により構成されます。

【保険約款では主に以下の内容が規定されています。】

1. どのような事故が補償の対象となり保険金が支払われるのか
2. どのような事故が補償の対象とならず保険金が支払われないのか
3. お支払いする保険金の内容および保険金額
4. ご契約に際して保険会社からの質問に正しくお答えいただく重要な事項(告知義務)
5. ご契約後に、どのような契約内容の変更が生じた場合に保険会社にその事実を連絡しなければならないか(通知義務)
6. どのような場合に保険契約が無効または失効となるか
7. どのような場合に保険契約が解除となるか、また解除の場合、保険契約者および保険会社はどのような権利・義務を有するか

ご契約のお手続きについて

販売方法

インターネットや電話を通じて直接お申込みいただくダイレクト販売のほか、損害保険代理店委託契約を締結した代理店や、ソニーフィナンシャルグループ各社を通じた販売も行っています。

■ダイレクト販売

テレビコマーシャルやインターネット広告などを通じて商品やサービスを広く案内しています。ソニー損保のご契約者の大多数は、公式ウェブサイトやカスタマーセンターを利用して直接ソニー損保に契約のお申込みをされています。

■ウェブサイトの操作・手続きのサポート

お客様がパソコンやスマートフォンでご覧になっている当社ウェブサイトの画面を、当社オペレーターがリアルタイムで共有してサポートするサービスを提供しています。ウェブサイトの操作やお手続きに関しご不明な点やお困りのことが生じた場合は、オペレーターがスピーディーかつ的確に電話でサポートします。



ウェブサイトトップページ (2022年7月現在)



自動車保険スマートフォンサイト見積ページ(2022年7月現在)

■代理店による販売

カード会社や通販事業者、インターネットの比較サイト、銀行など、ダイレクト保険会社としてのメリットを活かした販売経路が構築できる企業のほか、保険ショップなど対面募集を行う保険代理店と損害保険代理店委託契約を結び、それぞれの企業が当社代理店としてソニー損保の保険商品を販売しています。

■ソニー損保の代理店制度の特徴について

一般的な保険代理店の業務は、募集のほか、見積り・申込みの手続き、保険料の領収、保険金請求のサポート、満期継続のフォローなど多岐にわたります。一方、ソニー損保の代理店では募集までに行い、以降の見積り・申込み、満期継続などの手続きは、ウェブサイトやカスタマーセンターを通じてお客様とソニー損保の間で直接行うため、代理店に委託する業務は最小限となっています。

☞ 代理店業務の違いについては、下表をご参照ください。

■代理店登録について

代理店は損害保険会社と代理店委託契約を結び、保険募集を行うことができます。なお、代理店は、保険業法に従い所定の手続きを経て代理店登録や募集人としての届出を行う必要があります。また、登録や届出にあたっては、損害保険募集人一般試験の合格を要件としています。

■ソニー損保の損害保険代理店教育について

保険募集に関する法令等の遵守や商品内容・契約に関する知識の習得など、代理店(募集人)の保険募集能力の向上を図るとともに、お客様のご意向に沿った商品を適切にご提案できるよう、e-ラーニングなどを活用した代理店研修を実施し、消費者保護やお客様満足の上昇に努めています。

代理店業務の違い

	一般的な代理店 (締結代理店方式)	ソニー損保の代理店 (媒介代理店方式)
見込客の 発見	●	● 代理店顧客データベースを 活かした見込客の発見など
募集	●	● 簡単な商品説明 (見積りをすることもできます)
契約手続	●	● 保険料の領収、申込書の作成・受領 などはソニー損保が直接対応します。
異動・保全	●	● お客様からソニー損保に、 直接ご連絡をいただき対応します。
事故受付・ 相談	▲	
満期更改	●	● 満期のご案内をソニー損保から お客様に直送し、お手続きいただきます。

●…実施 ▲…一部実施

ご契約のお申込みの際にご注意いただきたいこと

ご契約にあたり、お客様のご意向を把握し、その意向に沿った契約内容であることをご確認いただく取組みを実施しています。

お申込みの際は、契約申込書やウェブサイトの申込画面等を十分ご確認のうえご契約いただくようにしています。お客様によく理解していただく必要のある、商品・サービス・約款の内容などについては、商品パンフレットや重要事項説明書などに概略を記載していますので、必ずご確認いただくことにしています。

また、これらの書類では保険料算出に必要な条件などをお客様に漏れなく申告していただけるよう、割引の適用条件などについてもご案内しています。

■商品パンフレットや重要事項説明書

お客様にとってわかりやすい内容で適切に作成されるよう、説明方法などを定めた「募集資料取扱ガイドライン」を策定し、コンプライアンス部が審査をしています。

■ソニーフィナンシャルグループ各社による販売

■ソニー生命保険株式会社(ソニー生命)

ソニー生命はソニー損保と損害保険代理店委託契約を結んでおり、ソニー生命のライフプランナー(営業社員)がソニー損保の自動車保険・火災保険を販売しています。



ソニー生命のライフプランナーによる販売

■ソニー銀行株式会社(ソニー銀行)

ソニー銀行はソニー損保と損害保険代理店委託契約を結んでおり、ソニー銀行の住宅ローン利用者向けに、ソニー損保の火災保険を販売しています。



ソニー銀行のサービスサイト(2022年7月現在)

ソニー損保が代理店となって販売している商品

ウェブサイトで、次の2つの他社の保険商品をソニー損保が代理店となって販売しています。

- ・アニコム損害保険株式会社のペット保険
「どうぶつ健保ふあみりい」「どうぶつ健保ぷち」
「どうぶつ健保しにあ」
- ・セコム損害保険株式会社のがん保険
「自由診療保険メディコム」

*アニコム損害保険株式会社、セコム損害保険株式会社と、募集業務の代理および事務の代行に関する契約を締結しています。

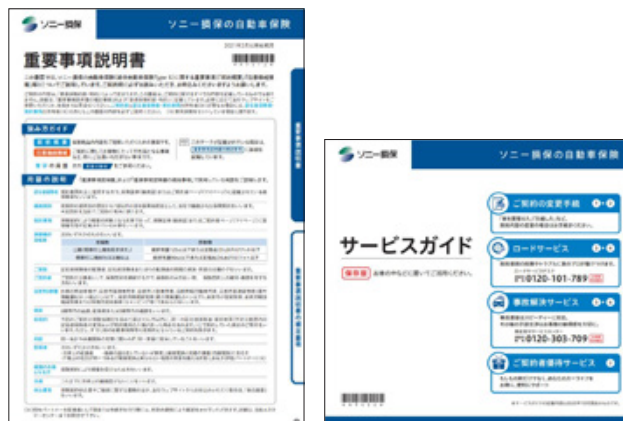
■ご契約後にお届けする書類等

ご契約のお申込後には、保険証券等をお送りします。自動車保険や火災保険では、保険証券(継続証)の発行・送付を省略することもできます。(証券ペーパーレス割引が適用されます)

なお、普通保険約款・特約、重要事項説明書、サービスガイドは、ウェブサイトでもご覧いただけます。

■クーリングオフ制度

保険期間が1年以上のご契約については、お申込み後であっても申込みの撤回または契約の解除を行うことができる「クーリングオフ制度」を設けています。お客様が保険証券などを受取られた日から8日以内であれば違約金などを負担することなく、申込みの撤回または契約の解除をすることができます。



自動車保険の重要事項説明書(左)とサービスガイド(右)
(2022年7月現在)

保険料について

保険料のお支払い

保険料(分割払いのときは初回保険料)は、ご契約の際にお支払いいただく必要があります。保険契約をお申込みになって保険期間が始まって、保険料のお支払い前に生じた事故については、原則として保険金はお支払いできません。

また、保険料を分割してお支払いいただくご契約においては、2回目以降の保険料のお支払いが定められた期日までにない場合も保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

追加保険料の請求・保険料の返還

保険期間中に保険契約の内容に変更が生じたときは、追加保険料の請求や保険料の返還を行います。

また、保険契約が失効した場合や解除された場合には、約款の規定に従って、保険料を返還します。

販売・勧誘方針

以下の販売・勧誘方針に則り、ダイレクト保険会社ならではのお客様と直接つながる営業スタイルのメリットを活かし、常にお客様のご理解・ご納得をいただけるよう最善を目指しています。

販売・勧誘方針

1. 保険販売・勧誘にあたっての基本方針

- (1) お客様の保険加入目的、保険に関する知識、ご経験、財産の状況、その他必要な事項を勘案し、お客様のご意向と実情に沿った適切な保険商品の選択がなされるよう情報の提供と説明に努めます。
- (2) 保険業法、金融サービスの提供に関する法律、消費者契約法、その他の関係法令等を遵守し、適切な保険販売・勧誘を行います。
- (3) お客様のプライバシー保護を最優先し、お客様に関する情報管理を的確に実行します。
- (4) 適正な販売・勧誘を行うために、販売に携わる者の指導、研修や事務管理体制の整備に努めます。

2. お電話での受付について

専門のスタッフを配置し、お客様おひとりおひとりのご意向、ご実情を伺った上で、適切な保険商品のお勧めができるよう努めます。

3. インターネットでの受付について

お客様にとってわかりやすく、見やすく、安心してご利用いただけるよう内容の充実に努めます。

4. その他の販売・勧誘について

ダイレクトメールの発送、当社からの電話による確認、代理店に委託した販売・勧誘などにおきましても、お客様のご都合、ご事情に応じた適切な方法で行います。

5. 各種サービス体制について

- (1) お客様からのお問合せに対しては、迅速、的確、丁寧にお応えしてまいります。
- (2) 保険事故発生の際は、きめ細かな事故対応を通じて、迅速かつ的確な保険金のお支払ができるよう努めます。

*以上は「金融サービスの提供に関する法律」(平成12年法律第101号)に基づく当社の勧誘方針です。
なお「金融サービスの提供に関する法律」の概要については、金融庁のホームページをご参照ください。

商品ラインアップ

ソニー損保は、合理的で質の高い保険商品を提供し、お客様が安全で安心できるパーソナルライフの実現に貢献することを目指しています。また、いずれの商品もインターネットで24時間365日見積りや申込み等が可能です。

* 各商品の説明は2022年7月時点の内容です。詳しい内容は、商品パンフレットやウェブサイトなどで紹介しています。実際にご契約いただく際は、必ず詳細を商品パンフレットや重要事項説明書等でご確認ください。

自動車保険 約款名:総合自動車保険 Type S



ソニー損保の自動車保険の保険料体系には、走行距離と事故発生の相関関係が反映されています。お客様ひとりひとりのリスクにあわせた保険料算出システムで、手厚い補償を“走る分だけ”の合理的な保険料で提供します。

自動車保険ウェブサイト <https://www.sonysonpo.co.jp/auto/>

【安全運転でキャッシュバックプラン】

スマートフォンで計測した運転特性データから事故リスクを推定し、その結果に応じて保険料を最大30%キャッシュバックするAIを活用した運転特性連動型自動車保険です。



GOOD DRIVEアプリ



自動車保険のパンフレット

安全運転でキャッシュバックプラン ウェブサイト <https://www.sonysonpo.co.jp/auto/good-drive/>

火災保険 約款名:火災保険 Type S・地震保険



インターネット専用の住宅や家財を対象とした個人向けの火災保険です。台風や豪雨、地震などの自然災害による損害や、日常生活における賠償事故まで幅広く補償するほか、ダイレクト保険会社では国内初となる地震補償を最大100%にできる「地震上乘せ特約」もセット可能にしました。

また、お客様のお手続きのご負担を減らすため、火災保険では国内初で1回のインターネット手続きで契約締結まで完了できるようにしました。

火災保険ウェブサイト <https://www.sonysonpo.co.jp/fire/>

火災保険のパンフレット



医療保険:ガン重点型の医療保険SURE<シュア>

約款名:傷害および疾病による入院・手術保障特約付がん保険



ガン重点型の医療保険SURE<シュア>は、がんに手厚い日額保障タイプの終身型の医療保険で、医療保障とがん保障を1つにまとめることで合理的な保険料を実現しています。

医療保険 SUREウェブサイト <https://www.sonysonpo.co.jp/md/sure/>

SUREのパンフレット



海外旅行保険 約款名:リスク細分型特定手続用海外旅行保険



インターネット専用のリスク細分型の海外旅行保険です。インターネット専用商品とすることで、各種手続にかかる事務コストを削減し低廉な保険料を実現したほか、旅行先だけではなく年齢に応じたリスク細分を導入することにより、リスクの低い年代の保険料を割安にしています。

海外旅行保険ウェブサイト <https://www.sonysonpo.co.jp/travel/>





海外旅行保険ウェブサイトトップページ



主な商品の開発と改定

お客様にとって価値ある商品を開発するとともに、お客様のニーズにお応えできるよう、随時、商品改定を行っています。

主な商品の販売開始

















1999年 9月	 自動車保険(総合自動車保険 Type S)
2002年 6月	 ガン重点医療保険SURE〈シュア〉(傷害および疾病による入院・手術保障特約付がん保険) (現:ガン重点型の医療保険SURE〈シュア〉)
2018年 6月	 海外旅行保険(リスク細分型特定手続用海外旅行保険)
2018年10月	 火災保険(火災保険 Type S・地震保険)

※2009年1月からアニコム損害保険株式会社のペット保険(どうぶつ健保ふあみりい)を、2009年6月からセコム損害保険株式会社のがん保険(自由診療保険メディコム)の取扱いを開始しました。

主な商品改定

自動車保険と火災保険と医療保険における主な商品改定は以下のとおりです。

 自動車保険  火災保険  医療保険

2000年 7月	 「おりても特約」販売開始  クレジットカードを活用した分割払いサービス開始
2001年 2月	 「継続割引」導入
2002年10月	 「新車割引」「ゴールド免許割引」導入
2004年11月	 「くりこし割引」「こえても安心サービス」導入
2007年 8月	 「骨髄ドナーサポート特約」導入
2009年11月	 保険料は一生涯固定プランの契約可能年齢上限を70歳に引上げ
2011年 4月	 「先進医療費保障特約」導入
2012年 8月	 「証券ペーパーレス割引」「マイページ新規申込割引」「継続時複数契約割引」導入
2015年 2月	 「やさしい運転キャッシュバック型」(やさしい運転特約)販売開始
2016年 9月	 インターネット割引を最大10,000円に増額
2017年 1月	 インターネットでの販売を開始  「がん通院保険金」「自由設計プラン」追加
2018年 1月	 「ASV割引(自動ブレーキ割引)」と「被害者救済費用等補償特約」を導入
12月	 「無事故割引(2,000円)」の新設
2020年 3月	 AIを活用した運転特性連動型自動車保険販売開始
9月	 「破損・汚損損害等補償特約」販売開始
2022年 6月	 建物の築年別料率を4区分から6区分に細分化

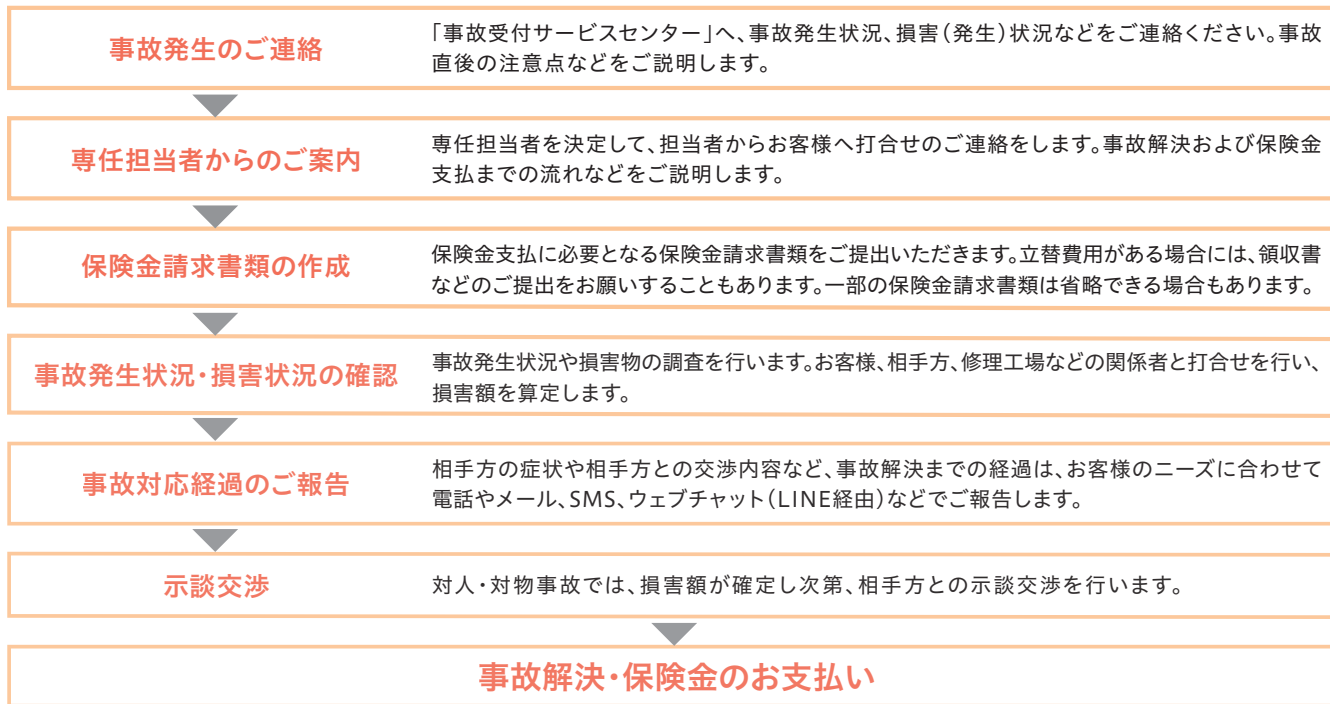
※年月は商品改定月ではなく、特約等の導入月もしくは販売開始月を表示しています。

保険金お支払いとサービス体制

保険金お支払いまでの流れ

保険金請求に必要な書類をできるだけ省略・簡素化するほか、ケースによっては電話確認による示談も活用して、保険金のお支払いをスピーディーに行っています。

【自動車保険の保険金をご請求いただいた場合の一例】



※事故の内容・状況により上記の流れとは異なる場合があります。

以下に、各保険商品の保険金お支払いまでのサービスおよびご契約者向けサービスをご紹介します。

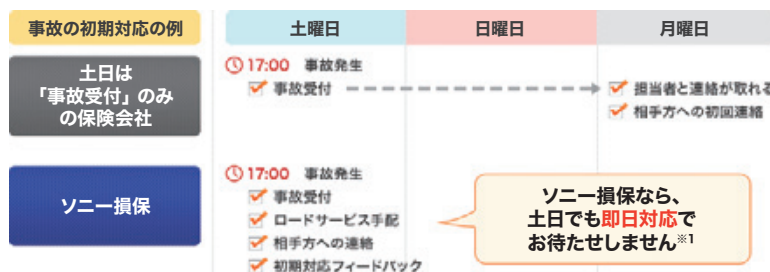
自動車保険

事故解決サービス

■ 24時間365日の事故受付

■ 「即日安心365」サービス

事故発生時のスピーディーな対応にこだわり、24時間365日の事故受付に加えて、平日はもちろん土日でも事故受付当日中に、代車の手配や関係各所への連絡などの初期対応を実施し、その対応結果についてお客様にご報告します。(*1)



■ 事故受付後1時間以内の専任担当者からのご連絡

事故発生時の不安を少しでも早く軽減できるよう、事故受付から1時間以内に事故の内容に適した専任担当者を決定し、専任担当者からお客様にご連絡します。(*2)

(*1) 20:00までに事故受付が完了した対人・対物事故が対象です。

(*2) 平日(月～金)の9:00～17:00の間に事故受付が完了した場合が対象です。

■何でも相談できる

1事故1担当者+チームサポート制

事故解決まで、専任担当者とサポートチームが責任を持って対応します。

専任担当者は、事故調査員、弁護士、車両鑑定人、メディカル・アドバイザーなどの各分野の専門家と連携をとりながら事故解決にあたります。



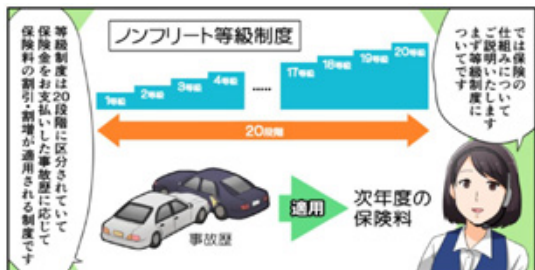
■説明と同意を繰り返す「インフォームド・コンセント」導入で、お客様の納得感を追求

お客様に納得いただける事故解決のために、「インフォームド・コンセント」方式による対応を実施しています。1つの事故の解決方法は1つだけとは限りません。事故解決の対応方針として複数案が考えられる場合には、メリット・デメリットをお客様にご説明し、お客様に対応方針を同意いただいたうえで事故解決を進めます。^(*3)

(*3)「インフォームド・コンセント」とは、主に医療現場において用いられる言葉で、医師が患者に対し、治療方針を正しく説明し、患者の同意を得ながら治療を行っていく進め方をいいます。

■説明補足ツールの充実

お客様の不安の払拭や理解・納得感を高めるために、マンガ・動画などのサイトコンテンツや各種資料の充実を図り、対応方針の打ち合わせに活用しています。



■スペシャリストを育成する教育プログラム

事故解決力の高いスペシャリストを育てるために、年間30種類以上に及ぶ研修を実施しています。また、弁護士や医師、警察、鑑定人など、さまざまな関係者とコミュニケーションをとり、事故解決のための知識を習得していきます。

■事故受付後には状況に応じて各種ご案内を送付

事故解決の進捗状況をお客様に適切にご報告することも、お客様に安心して事故解決をお任せいただくために重要と考え、事故受付時には「保険金請求受付のご案内」を、事故解決時にはご契約内容と保険金請求の対象となった補償項目・特約などを説明する「事故対応完了のご案内」の書類をお送りしています。



顔写真付の「保険金請求受付のご案内」

■「面談急行サービス」

「もらい事故相談サービス」の実施

死亡事故や入院事故でどうしてもいのかかわからない場合、ご要望に応じてお客様を訪問し、事故解決の流れや必要な手続きのご説明をします。また、「もらい事故」のため保険金お支払いの対象にならない場合などでも、経験豊かなスタッフが親身にお客様のご相談をお受けします。

■保険金の迅速なお支払いのために

車両単独事故など相手のない事故の場合は、ご提出いただく書類を省略するなど、迅速な保険金支払を図っています。また、車両損害確認にあたり、修理工場との連絡・確認にウェブビデオチャット(Web-RTC)を導入することで、調査員の修理工場訪問などに費やす時間を削減し、迅速に損害額を確定して保険金をお支払いする取組みも進めています。

■セコム事故現場かけつけサービス

ソニー損保への事故連絡時にご依頼いただければ、セコムの緊急対応員が現場に急行します。セコムの緊急対応員がお困りの点・事故の状況などのヒアリングや、カメラで現場の記録を行い、最も不安を感じる事故発生直後にお客様のそばでサポートします。サービスのご利用に、追加費用はかかりません。

☞ サービス内容の詳細や利用の流れは、ウェブサイト(<https://www.sonysonpo.co.jp/auto/solution/asol014.html>)をご覧ください。

■全国に広がるサービスネットワークでお客様をサポート

専任担当者が在籍する全国25のサービスセンターのほか、専任担当者と連携しながら対応する損害調査ネットワーク、約100カ所の弁護士ネットワーク、約400カ所の提携修理工場ネットワークで事故解決まで確実にサポートします。事故やお車のトラブル時には、全国約10,000カ所のロードサービス拠点のうち、お近くの拠点から急行します。

■ロードサービス

お客様を24時間365日サポートしています。新規のご契約については、保険始期日前でも、お申込み手続きの後にお送りする「保険証券」または「保険契約引受のお知らせ」がお手元に届いた時点から、「応急作業サポート」「レッカーサポート」「宿泊・帰宅費用サポート」「ペット宿泊費用サポート」などのロードサービスがご利用いただけます。

■提携修理工場ネットワーク

ソニー損保の自動車保険をご契約いただいているお客様は、万が一の際、大切なお車の修理に、全国約400カ所のソニー損保の提携修理工場「S・mile工房(スマイル工房)」ネットワークをご利用いただけます。スマイル工房は、ソニー損保が定めた「規模や資格」「設備」「お客様に満足いただくためのサービス」を中心とした細かい選定基準をクリアした、高い技術をもつ修理工場です。

「無料引取サービス」「修理期間中の無料代車提供サービス」「無料納車サービス」「修理箇所ワンオーナー永久保証サービス」などのサービスを提供します。



「スマイル工房」の看板

☞ 自動車保険・火災保険・海外旅行保険の各サービスについては、ご契約時にお送りするサービスガイドやウェブサイトをご確認ください。なお、サービスによっては提携会社が提供するものもあります。

■スマートフォン向け無料アプリ「緊急時サポート」アプリ

もしもの時にソニー損保にすぐつながるツールとして、ご契約者向けに無料で「緊急時サポート」アプリを提供しています。

知らない場所で事故・トラブルが起きても、GPSで取得した位置情報をご契約情報とともにソニー損保へ送信し、スムーズに事故受付担当のオペレーターと通話することができるほか、ロードサービスも迅速に要請することができます。ロードサービス要請後、サービススタッフの接近状況を画面上で確認することが可能です。



☞ ダウンロード方法やご利用方法は、ウェブサイトをご確認ください。
・「緊急時サポート」アプリ
(<https://app.sonysonpo.mobi/capp030.html>)

■スマイル工房以外の提携修理工場ネットワーク

■ヤナセ ザ・ボディショップネットワーク

輸入車にお乗りのお客様は、事故によるお車の修理の際、ヤナセグループの車両钣金塗装ネットワークで、スマイル工房と同様のサービスをご利用いただけます。

■グラスピット

自動車ガラスのみの交換・破損修理には、AGCグループのグラスピットをご利用いただけます。部品代や工賃が通常より割引になることや、小さなヒビであれば補修(応急修理)で対応できるというメリットがあり、その結果、修理費が安くなり、保険を使わずにすむ可能性があります。

■提携修理工場の情報をウェブサイトで公開

ソニー損保の提携修理工場の情報はウェブサイトで公開しており、住所等でお客様のお住まいの近くにある修理工場を検索することができます。(*4)

(*4)ソニー損保の提携修理工場は、随時更新しています。

■テュフ ラインランド ジャパンの認証を取得した修理工場との提携を推進

第三者検査機関のエキスパートとして世界的な実績を持つテュフ ラインランド グループの認証を取得した「TÜV BP 認証工場」との提携を推進しています。

昨今の修理工場には、先進安全装置を搭載した自動車を適切かつ確実に修理できる高度な技術に加え、環境への配慮、顧客満足の追求など、幅広い領域において高い水準でのサービス品質の提供が求められており、こうした要請に応え、お客様に安定的に高品質な修理サービスを提供するための取り組みです。

火災保険

保険金のお支払いに向けて

■24時間365日の事故受付

24時間365日、電話やウェブサイトで事故のご連絡を受付けています。その後、専任担当者が状況をお伺いし、必要な保険金請求書類などをご案内します。

■衛星画像等をもとにした水災被害状況データの活用による保険金支払迅速化の取組み

大規模水災発生時には、速やかに損害状況を把握して火災保険の保険金を迅速にお支払いできるよう、一般社団法人日本損害保険協会より提供される衛星画像等をもとにした水災被害状況データ(浸水深推定データ)を共有する取組みに参加しています。

■保険金請求手続きについて解説する動画をウェブサイトに掲載

自然災害で被災された場合の保険金請求方法を解説する動画を、当社ウェブサイト(https://www.sonysonpo.co.jp/fire/con_006.html)に掲載しています。

■セブン銀行ATMを通じた保険金受取サービス

自然災害等で被災されたお客様に少しでも早く保険金をお渡しできるよう、セブン銀行のATMを通じて、保険金の一部を、保険金支払確定から最短1時間で受取ることができるサービスを提供しています。

火災保険のご契約者を対象としたサービス

■住まいの修理会社紹介サービス

火災保険の補償の対象となる損害を受けて住まいの修理が必要となったとき、ご希望のお客様にソニー損保の提携修理会社をご紹介します。

■住まいの緊急かけつけサービス

火災保険にご契約いただいているお客様を対象に、住まいのトラブル時に役立つ付帯サービス「住まいの緊急かけつけサービス」をご用意しています。ご契約のお住まいの水まわりやカギ、窓ガラスにトラブルが発生したときに、専門スタッフがかけつけて応急処置を行います。ご連絡は24時間365日受付けています。

☞ サービス内容やご利用の流れはウェブサイト(https://www.sonysonpo.co.jp/fire/mrt_003.html)をご覧ください。

☞ 自動車保険・火災保険・海外旅行保険の各サービスについては、ご契約時にお送りするサービスガイドやウェブサイトをご確認ください。なお、サービスによっては提携会社が提供するものもあります。



医療保険

保険金のお支払いに向けて

■保険金請求手続きの利便性向上

ご請求の内容によっては、必要事項の入力と必要書類^(*5)の画像のアップロードにより、ウェブサイトだけで保険金請求のお手続きが完了します^(*6)。書類送付等の時間が節約されるため、迅速な保険金のお支払いが可能です。

■診断書省略サービス

ご契約からの経過期間やご請求内容などによって、「診断書」に代えて「治療状況報告書」および医療機関発行の「治療費領収書」、「診療明細書」写しをご提出いただくことで入院保険金や手術保険金をご請求いただけます。^(*7)

■先進医療保険金の医療機関あて直接支払サービス

お客様に安心して治療に専念していただけるよう、特に技術料が高額である陽子線治療、重粒子線治療を対象として、お客様からのご要望により先進医療保険金を当社から医療機関あてに直接お支払いします。^(*7)

(*5) 必要書類は、ウェブサイト上の簡単な設問に回答することで、お客様ご自身でご確認いただけます。

(*6) 保障内容や治療の内容によっては、書類等の送付によるお手続きが必要になる場合があります。

(*7) いずれも適用に一定の条件がありますので、ご請求時にご相談ください。

海外旅行保険

保険金のお支払いに向けて

■ 24時間365日の日本語サポート

海外旅行時の事故やトラブルには、日本語でのサポートを24時間365日提供し、世界42の国・地域からの通話料を無料とするなど、質の高い充実したサービスを用意しました。以下はそのサービス例です。^(※8)

■ 現地病院の手配、通訳の手配

ケガや病気をされたときは、必要に応じ通訳を介してお客様に医療施設のご案内や手配をします。治療の際には電話による医療通訳も手配しますので、言葉の心配ありません。

■ 治療費立替不要のキャッシュレス治療の手配

キャッシュレス提携病院であれば、お客様が一時的に立替えることなくキャッシュレスで治療を受けることができます。

(※8) 各サービスは、ジェイアイ傷害火災保険株式会社との提携により、同社のサポートデスクである「t@bihoサポートライン」を通じて提供します。

海外旅行保険のご契約者を対象としたサービス

■ 海外旅行先での病気に関する相談サービス(24時間日本語医療相談サービス)

海外旅行保険にご契約いただいているお客様を対象に、付帯サービス「24時間日本語医療相談サービス」を提供しています。海外旅行先での病気に関する心配事を、24時間365日、医師や看護師、保健師に電話で相談することができます。旅行先での急な発熱といった、病院に行くべきかどうかの判断が難しいときなどに、症状にあわせて的確なアドバイスを提供します。

☞ 自動車保険・火災保険・海外旅行保険の各サービスについては、ご契約時にお送りするサービスガイドやウェブサイトをご確認ください。なお、サービスによっては提携会社が提供するものもあります。

適正な保険金支払のための体制

保険金支払における迅速性および適切性を確保し、お客様からの満足と信頼を得るために、「保険金支払管理方針」を定めて適切な保険金支払管理態勢を構築し、不断に見直し・改善を行うよう努めています。また、適切なタイミングに漏れなく保険金をお支払いすべく、ご契約者保護についての社員意識向上のための教育を徹底するとともに、以下の取組みを実施しています。

■ 事故受付にあたり(保険金をご請求いただくために)

自動車保険では、支払われる保険金について説明するとともに、他に対象となる保険がないかのご確認をお願いする案内をお送りしています。医療保険や火災保険においても、保険金請求時のお客様の負担軽減を図るとともに、漏れなく保険金をご請求いただけるよう努めています。

■ 保険金支払にあたり

研修制度の充実や業務知識確認テストの定期実施などにより損害サービス部門の社員のスキル向上を図ることに加え、保険金支払時におけるルールや点検基準等をマニュアルに定め、遵守を徹底しています。

■ 保険金支払後の点検・モニタリング

保険金支払に関し、保険金支払担当部門の管理職や管理・統括組織が、継続的に内容の検証および点検を実施しています。また、業務執行状況を監査する部署(監査部)による、保険金支払に関する監査も定期的を実施しています。

■ 保険金支払いの適切性確保に向けた取組み

お客様は、保険金の支払対象外となったときに当社保険金支払部門の説明に納得できない場合、「再審査請求制度」を利用することができます。再審査請求を受けたものについては、社外の弁護士・医師・学識者などの有識者4名と当社関係部長3名(2022年7月現在)で構成される「保険金支払審査会」で第三者の立場から改めて審査を行い、その結果をお客様に文書で回答しています。

「保険金支払審査会」では、再審査の依頼があったもののほか、高度な法的・医学的判断を要する事案や医療保険の告知義務違反等に関する事案についても、判断の妥当性を検証しています。

保険金支払審査会の審査実績は、ウェブサイト(<https://www.sonysonpo.co.jp/shinrai/cshi009.html>)でも公表しています。

ご契約者向けサービス

ご契約者優待サービス

ソニー損保で自動車保険や火災保険、医療保険にご契約いただいているお客様を対象に、クラブオフサービスや提携会社からの各種優待サービスを提供しています。

ドライブレコーダーの割引優待のほか、レンタカーやカー用品、駅・空港の駐車場、レジャー施設・日帰り入浴施設など、カーライフに関連するさまざまなメニューを優待価格でご利用いただけます。また、国内外の宿泊施設やグルメチケットなどの割引サービスなども提供しています。さらに、ご契約が2年目以降となるお客様は、クラブオフのVIP会員向けのメニューを年会費無料で利用することができます。

☞ 各種優待サービスは提携会社が提供しています。サービスのご利用にあたっては、ウェブサイトをご確認ください。

豊富なコミュニケーション手段

■お客様の状況にあわせたコミュニケーションツールの拡充

お支払いできる可能性のある保険金のご案内や、事故解決の進捗状況をお客様のご希望に沿った手段・タイミングでご連絡・ご報告します。

ご連絡・ご報告の手段は、ご契約者ページ(マイページで契約内容や事故解決進捗状況などが確認できる)や、メール、SMS、ウェブチャット(LINE経由)など、お客様のご希望に応じて選択いただけるようにしています。

自動車保険や火災保険の事故対応・医療保険の保険金請求について、専任担当者がお客様とダイレクトにコミュニケーションをとりますので、直接いろいろなご相談をお受けすることができます。担当者は、常にお客様の立場にたち親身に対応しています。



【チャットルーム画面】

■災害発生時のプッシュ通知

台風の上陸前日から当日にかけて、被災想定地域にお住まいのお客様向けに「自然災害に対する注意喚起」および「緊急連絡先(事故受付の連絡先・WEB事故受付フォーム)」に関する通知メッセージをお送りしています。



【通知メッセージ画面】

☞ お客様のアクセシビリティ向上に向けた取り組みは、本誌33ページをご覧ください。

データ編

目次

主要な経営指標等の推移	46	⑨使途別の貸付金残高および構成比	66
事業の概要		⑩業種別の貸付金残高および貸付金残高の合計に対する割合	66
Ⅰ 保険引受の状況		⑪規模別の貸付金残高および貸付金残高の合計に対する割合	66
①元受正味保険料	47	⑫保険業法に基づく債権の状況	67
②受再正味保険料	47	⑬有形固定資産および有形固定資産合計の残高	67
③支払再保険料(出再正味保険料)	47	⑭特別勘定資産残高・特別勘定の運用収支	67
④正味収入保険料	47	⑮保険契約準備金	68
⑤国内契約・海外契約別の収入保険料の割合	48	⑯責任準備金積立水準	68
⑥解約返戻金	48	⑰引当金明細表	69
⑦元受正味保険金	48	⑱貸付金償却の額	69
⑧受再正味保険金	48	⑲資本金等明細表	69
⑨回収再保険金	49	Ⅲ 損益の明細	
⑩未収再保険金の推移	49	①有価証券売却損益および評価損	69
⑪正味支払保険金・正味損害率	49	②売買目的有価証券運用損益	69
⑫保険引受に係る事業費・正味事業費率	49	③固定資産処分損益	69
⑬保険引受利益	50	④事業費(含む損害調査費)	70
⑭正味損害率・正味事業費率およびその合算率	50	⑤減価償却費明細表	70
⑮出再控除前の発生損害率・事業費率およびその合算率	50	Ⅳ 時価情報等	
⑯出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合	51	①有価証券	70
⑰出再保険料の格付ごとの割合	51	②金銭の信託	71
⑱損害率の上昇に対する経常利益または経常損失の変動	51	③デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く)	71
⑲期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)	51	④保険業法に規定する金融等デリバティブ取引	71
⑳事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表	52	⑤先物外国為替取引	71
㉑契約者配当金の額	52	⑥有価証券関連デリバティブ取引(⑦に掲げるものを除く)	71
Ⅱ 資産運用の状況		⑦金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは有価証券先渡取引、外国金融商品市場における有価証券先物取引と類似の取引(国債証券等および金融商品取引法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同項第1号の性質を有するものに係るものに限る)	71
①資産運用方針	52	⑧暗号資産	71
②運用資産の概況	52	Ⅴ 財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての確認書	71
③利息及び配当金収入・運用資産利回り(インカム利回り)	53	Ⅵ その他	71
④海外投融資残高	53		
Ⅲ 単体ソルベンシー・マージン比率	54		
経理の状況			
Ⅰ 財務諸表			
①貸借対照表	56		
②損益計算書	60		
③株主資本等変動計算書	61		
④キャッシュ・フロー計算書	63		
⑤貸借対照表・損益計算書(主要項目)の推移	64		
⑥1株当たり配当金等の推移	65		
Ⅱ 資産・負債の明細			
①現金及び預貯金	65		
②商品有価証券	65		
③保有有価証券	65		
④保有有価証券利回り(運用資産利回り)	65		
⑤有価証券残存期間別残高	66		
⑥業種別保有株式の額	66		
⑦貸付金の残存期間別の残高	66		
⑧担保別貸付金残高	66		
		Ⅶ 会社の概要	
		株主・株式の状況	
		①基本事項	72
		②株式分布状況および上位10名の株主	72
		③資本金の推移および最近の新株の発行	72
		取締役・監査役および執行役員一覧	73
		会社の組織	74
		従業員の状況	75
		開示項目一覧	76

※本誌に記載されている当社の業績は、日本の会計処理の原則ならびにその手続および表示方法(以下「会計原則」)に準拠して作成しており、その会計原則は、当社の親会社であるソニーグループ株式会社が開示する連結業績の準拠する国際財務報告基準とは異なります。
※本誌における保険料等の金額は記載単位未満を切り捨てて表示し、増減等の比率は、記載単位未満を四捨五入して表示しています。

主要な経営指標等の推移

(単位：百万円)

区 分	年 度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
正 味 収 入 保 険 料 (対 前 期 増 減 率)		108,254 (8.0%)	113,101 (4.5%)	119,352 (5.5%)	129,645 (8.6%)	139,548 (7.6%)
保 険 引 受 利 益 (対 前 期 増 減 率)		4,863 (58.4%)	5,050 (3.8%)	6,165 (22.1%)	13,201 (114.1%)	7,860 (△40.5%)
経 常 収 益 (対 前 期 増 減 率)		110,092 (7.6%)	115,102 (4.6%)	121,728 (5.8%)	132,445 (8.8%)	140,941 (6.4%)
経 常 利 益 (対 前 期 増 減 率)		6,574 (31.6%)	6,897 (4.9%)	8,072 (17.0%)	14,694 (82.0%)	9,070 (△38.3%)
当 期 純 利 益 (対 前 期 増 減 率)		4,821 (37.2%)	4,999 (3.7%)	5,808 (16.2%)	10,161 (74.9%)	6,418 (△36.8%)
正 味 損 害 率		55.9%	57.3%	58.1%	50.8%	51.4%
正 味 事 業 費 率		28.5%	27.8%	27.6%	28.0%	26.6%
利 息 及 び 配 当 金 収 入 (対 前 期 増 減 率)		1,324 (△0.2%)	1,372 (3.7%)	1,337 (△2.6%)	1,294 (△3.2%)	1,291 (△0.2%)
運 用 資 産 利 回 り (インカム利回)		0.85%	0.80%	0.74%	0.66%	0.61%
資 産 運 用 利 回 り (実 現 利 回)		1.15%	1.12%	1.11%	0.79%	0.61%
有 価 証 券 残 高		145,349	157,959	147,813	150,705	144,241
貸 付 金 残 高		-	-	-	-	-
責 任 準 備 金 残 高		117,077	127,819	139,157	154,635	171,972
資 本 金 (発 行 済 株 式 の 総 数)		20,000 (400千株)	20,000 (400千株)	20,000 (400千株)	20,000 (400千株)	20,000 (400千株)
純 資 産 額		33,189	34,798	37,785	45,032	41,740
総 資 産 額		204,362	219,643	234,870	258,610	279,766
積 立 勘 定 として 経 理 され た 資 産 額		-	-	-	-	-
自 己 資 本 比 率		16.2%	15.8%	16.1%	17.4%	14.9%
配 当 性 向		50.0%	50.0%	50.0%	92.2%	100.0%
単 体 ソ ル ベ ン シ ー ・ マ ー ジ ン 比 率		782.1%	813.0%	872.3%	861.7%	813.3%
従 業 員 数		1,235名	1,303名	1,351名	1,455名	1,457名

※本誌における保険料等の金額は記載単位未満を切り捨てて表示し、増減等の比率は、記載単位未満を四捨五入して表示しています。

事業の概要

1 保険引受の状況

①元受正味保険料

(単位:百万円)

種 目	年 度	2019年度			2020年度			2021年度		
		金 額	構成比(%)	増収率(%)	金 額	構成比(%)	増収率(%)	金 額	構成比(%)	増収率(%)
火 災		2,275	1.9	269.2	5,087	3.9	123.6	8,124	5.7	59.7
海 上		-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷 害		9,253	7.8	4.9	8,998	6.9	△2.8	9,202	6.5	2.3
自 動 車		107,606	90.3	4.7	116,294	89.2	8.1	124,309	87.8	6.9
自 動 車 損 害 賠 償 責 任		-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計		119,135	100.0	6.2	130,379	100.0	9.4	141,636	100.0	8.6
従 業 員 一 人 当 た り		88		2.4	89		1.6	97		8.5
元 受 正 味 保 険 料										

- (注)1. 元受正味保険料=元受保険料-(元受解約返戻金+元受その他返戻金)
 2. 従業員一人当たり元受正味保険料=元受正味保険料÷従業員数
 3. 当社には積立保険料はありません。

②受再正味保険料

(単位:百万円)

種 目	年 度	2019年度			2020年度			2021年度		
		金 額	構成比(%)	増収率(%)	金 額	構成比(%)	増収率(%)	金 額	構成比(%)	増収率(%)
火 災		0	0.0	△31.4	0	0.0	26.2	0	0.0	59.7
海 上		0	0.0	-	0	0.0	136.7	-	-	△100.0
傷 害		276	13.9	12.3	292	16.2	5.7	305	18.2	4.5
自 動 車		3	0.2	8.7	3	0.2	5.4	3	0.2	3.9
自 動 車 損 害 賠 償 責 任		1,712	85.9	13.8	1,504	83.6	△12.1	1,367	81.6	△9.1
そ の 他		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計		1,992	100.0	13.5	1,800	100.0	△9.6	1,677	100.0	△6.9

(注)受再正味保険料=受再保険料-(受再解約返戻金+受再その他返戻金)

③支払再保険料(出再正味保険料)

(単位:百万円)

種 目	年 度	2019年度			2020年度			2021年度		
		金 額	構成比(%)	増減率(%)	金 額	構成比(%)	増減率(%)	金 額	構成比(%)	増減率(%)
火 災		990	55.8	181.9	2,150	84.8	117.0	3,420	90.9	59.1
海 上		-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷 害		486	27.4	146.4	7	0.3	△98.5	18	0.5	148.8
自 動 車		298	16.8	△1.5	376	14.9	26.2	325	8.7	△13.5
自 動 車 損 害 賠 償 責 任		-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計		1,775	100.0	108.4	2,534	100.0	42.8	3,765	100.0	48.6

(注)支払再保険料=再保険料-(再保険返戻金+その他再保険収入)

④正味収入保険料

(単位:百万円)

種 目	年 度	2019年度			2020年度			2021年度		
		金 額	構成比(%)	増収率(%)	金 額	構成比(%)	増収率(%)	金 額	構成比(%)	増収率(%)
火 災		1,284	1.1	384.6	2,937	2.3	128.7	4,703	3.4	60.1
海 上		0	0.0	-	0	0.0	136.7	-	-	△100.0
傷 害		9,044	7.6	1.9	9,283	7.2	2.6	9,489	6.8	2.2
自 動 車		107,311	89.9	4.7	115,920	89.4	8.0	123,986	88.8	7.0
自 動 車 損 害 賠 償 責 任		1,712	1.4	13.8	1,504	1.2	△12.1	1,367	1.0	△9.1
そ の 他		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計		119,352	100.0	5.5	129,645	100.0	8.6	139,548	100.0	7.6

(注)正味収入保険料=元受正味保険料+受再正味保険料-支払再保険料

⑤国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

(単位：%)

区 分	年 度	2019年度	2020年度	2021年度
		国 内 契 約	100.0	100.0
海 外 契 約		-	-	-

(注) 上表は、収入保険料(元受正味保険料(除く収入積立保険料)と受再正味保険料の合計)について国内契約および海外契約の割合を記載しています。

⑥解約返戻金

(単位：百万円)

種 目	年 度	2019年度	2020年度	2021年度
		火 災	34	42
海 上		-	-	-
傷 害		3	1	0
自 動 車 損 害 賠 償 責 任		975	945	1,042
そ の 他		45	47	42
合 計		-	-	-
合 計		1,058	1,036	1,135

(注) 解約返戻金 = 元受解約返戻金 + 受再解約返戻金

⑦元受正味保険金

(単位：百万円)

種 目	年 度	2019年度		2020年度		2021年度	
		金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
火 災		254	0.4	404	0.7	868	1.4
海 上		-	-	-	-	-	-
傷 害		3,324	5.6	3,024	5.5	3,194	5.3
自 動 車 損 害 賠 償 責 任		55,819	94.0	51,520	93.8	56,388	93.3
そ の 他		-	-	-	-	-	-
合 計		-	-	-	-	-	-
合 計		59,399	100.0	54,949	100.0	60,451	100.0

(注) 元受正味保険金 = 元受保険金 - 元受保険金戻入

⑧受再正味保険金

(単位：百万円)

種 目	年 度	2019年度		2020年度		2021年度	
		金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
火 災		-	-	-	-	1	0.1
海 上		△3	△0.2	1	0.1	0	0.0
傷 害		106	7.3	113	7.8	104	7.3
自 動 車 損 害 賠 償 責 任		-	-	11	0.8	2	0.2
そ の 他		1,346	92.9	1,334	91.4	1,329	92.4
合 計		-	-	-	-	-	-
合 計		1,449	100.0	1,460	100.0	1,438	100.0

(注) 受再正味保険金 = 受再保険金 - 受再保険金戻入

⑨回収再保険金

(単位:百万円)

種 目	年 度	2019年度		2020年度		2021年度	
		金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
火 災		49	9.3	151	55.2	325	84.2
海 上		0	0.1	-	-	-	-
傷 害		181	34.2	60	22.0	7	1.9
自 動 車		301	56.5	62	22.8	53	13.8
自 動 車 損 害 賠 償 責 任		-	-	-	-	-	-
そ の 他		-	-	-	-	-	-
合 計		532	100.0	274	100.0	386	100.0

(注)回収再保険金=再保険金-再保険金割戻

⑩未収再保険金の推移

(単位:百万円)

種 目 計	年 度	2019年度	2020年度	2021年度
(A) 年 度 開 始 時 の 未 収 再 保 険 金		305(-)	93(-)	107(-)
(B) 当 該 年 度 に 回 収 で き る 事 由 が 発 生 し た 額		521(-)	213(-)	96(-)
(C) 当 該 年 度 回 収 等		733(-)	199(-)	128(-)
(D) 年 度 末 の 未 収 再 保 険 金 (A) + (B) - (C)		93(-)	107(-)	74(-)

(注)1. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。

2. ()内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積立てないとした保険契約に限ります。)

⑪正味支払保険金・正味損害率

(単位:百万円)

種 目	年 度	2019年度			2020年度			2021年度		
		金 額	構成比(%)	正味損害率(%)	金 額	構成比(%)	正味損害率(%)	金 額	構成比(%)	正味損害率(%)
火 災		205	0.3	20.0	253	0.5	12.2	544	0.9	16.4
海 上		△3	△0.0	-	1	0.0	-	0	0.0	-
傷 害		3,249	5.4	39.2	3,077	5.5	37.0	3,291	5.4	38.6
自 動 車		55,518	92.0	59.8	51,469	91.7	52.4	56,337	91.6	53.2
自 動 車 損 害 賠 償 責 任		1,346	2.2	78.6	1,334	2.4	88.7	1,329	2.2	97.2
そ の 他		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計		60,315	100.0	58.1	56,136	100.0	50.8	61,503	100.0	51.4

(注)1. 正味支払保険金=元受正味保険金+受再正味保険金-回収再保険金

2. 正味損害率=(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料

⑫保険引受に係る事業費・正味事業費率

(単位:百万円)

区 分	年 度	2019年度	2020年度	2021年度
保 険 引 受 に 係 る 事 業 費		32,925	36,276	37,067
保 険 引 受 に 係 る 営 業 費 及 び 一 般 管 理 費		31,212	34,281	34,926
諸 手 数 料 及 び 集 金 費		1,713	1,994	2,141
正 味 事 業 費 率		27.6%	28.0%	26.6%

(注)正味事業費率=保険引受に係る事業費÷正味収入保険料

⑬ 保険引受利益

(単位：百万円)

区 分	年 度	2019年度	2020年度	2021年度
保 險 引 受 収 益		119,747	130,850	139,636
保 險 引 受 費 用		82,368	83,366	96,848
営 業 費 及 び 一 般 管 理 費		31,212	34,281	34,926
そ の 他 収 支		△1	△1	△1
保 險 引 受 利 益		6,165	13,201	7,860

(注) 1. 営業費及び一般管理費は、損益計算書における「営業費及び一般管理費」のうち、保険引受に係る金額です。
2. その他収支は、自動車損害賠償責任保険等における法人税相当額などです。

[保険種目別保険引受利益]

(単位：百万円)

種 目	年 度	2019年度	2020年度	2021年度
火 災		△1,788	△2,726	△4,293
海 上		△0	△1	0
傷 害		△1,773	△998	△1,139
自 動 車		9,728	16,928	13,292
自 動 車 損 害 賠 償 責 任		-	-	-
そ の 他		-	-	-
合 計		6,165	13,201	7,860

⑭ 正味損害率・正味事業費率およびその合算率

(単位：%)

種 目	年 度	2019年度			2020年度			2021年度		
		正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火 災		20.0	120.1	140.2	12.2	73.2	85.4	16.4	63.0	79.4
海 上		-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷 害		39.2	31.0	70.2	37.0	28.0	65.0	38.6	24.8	63.4
自 動 車		59.8	26.6	86.4	52.4	27.2	79.6	53.2	25.6	78.9
自 動 車 損 害 賠 償 責 任		78.6	-	78.6	88.7	-	88.7	97.2	-	97.2
そ の 他		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計		58.1	27.6	85.7	50.8	28.0	78.8	51.4	26.6	78.0

(注) 合算率 = 正味損害率 + 正味事業費率

⑮ 出再控除前の発生損害率・事業費率およびその合算率

(単位：%)

種 目	年 度	2019年度			2020年度			2021年度		
		発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火 災		85.9	369.9	455.8	97.0	365.3	462.3	71.9	216.7	288.6
海 上		133.6	-	133.6	-	-	-	-	-	-
傷 害		74.4	56.7	131.1	67.1	51.9	119.1	72.6	44.4	117.0
(医 療)		(63.5)	/	/	(65.3)	/	/	(52.5)	/	/
(が ん)		(79.5)	/	/	(67.6)	/	/	(75.0)	/	/
(介 護)		(-)	/	/	(-)	/	/	(-)	/	/
(そ の 他)		(47.1)	/	/	(61.5)	/	/	(42.3)	/	/
自 動 車		60.5	27.2	87.7	52.9	28.1	81.0	59.1	26.3	85.4
そ の 他		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計		61.2	29.9	91.1	53.7	30.9	84.6	59.8	29.2	88.9

(注) 1. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。
2. 発生損害率 = (出再控除前の発生損害額 + 損害調査費) ÷ 出再控除前の既経過保険料
3. 事業費率 = (支払諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ 出再控除前の既経過保険料
4. 合算率 = 発生損害率 + 事業費率
5. 出再控除前の発生損害額 = 支払保険金 + 出再控除前の支払備金積増額
6. 出再控除前の既経過保険料 = 収入保険料 - 出再控除前の未経過保険料積増額

⑩ 出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合

	出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位5社の出再先に集中している割合(%)
2020年度	9(-)	96.8(-)
2021年度	10(-)	97.0(-)

(注)1. 出再先保険会社の数は、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者(プール出再を含む)を対象にしています。

2. ()内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積立てないとした保険契約に限ります。)

⑪ 出再保険料の格付ごとの割合

(単位:%)

格付区分	A以上	BBB以上	その他 (格付なし・不明・BB以下)	合計
2020年度	100.0(-)	-(-)	-(-)	100.0(-)
2021年度	96.9(-)	-(-)	3.1(-)	100.0(-)

(注)1. 特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者を対象としています。ただし、再保険プールを含んでいません。

格付区分は、以下の方法により区分しています。

〈格付区分の方法〉

S&P社およびAMBest社の格付を使用し、両社の格付が異なる場合は低い方の格付を使用しています。(A-は、「A以上」に区分しています。)

これら2社の格付がない場合は、ムーディーズ社の格付を使用しています。(A3は、「A以上」に区分しています。)

2. ()内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積立てないとした保険契約に限ります。)

⑫ 損害率の上昇に対する経常利益または経常損失の変動

損害率の上昇シナリオ	地震保険と自動車損害賠償責任保険を除くすべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定します。		
計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ○増加する発生損害額 = 既経過保険料×1% ○増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しています。 ○増加する異常危険準備金取崩額 = 正味支払保険金の増加を考慮した取崩額 - 決算時取崩額 ○経常利益の減少額 = 増加する発生損害額 - 増加する異常危険準備金取崩額 		
経常利益の減少額	2020年度	1,171百万円 (注)異常危険準備金残高の取崩額	- 百万円
	2021年度	1,266百万円 (注)異常危険準備金残高の取崩額	- 百万円

⑬ 期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)

(単位:百万円)

会計年度	期首支払備金	前期以前発生事故に係る 当期支払保険金	前期以前発生事故に係る 当期末支払備金	当期把握見積り差額
2017年度	38,805	16,593	20,206	2,005
2018年度	39,930	16,193	19,978	3,758
2019年度	41,159	19,336	20,446	1,376
2020年度	40,469	18,507	19,209	2,753
2021年度	38,967	17,555	21,501	△90

(注)1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。

2. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。

3. 当期把握見積り差額 = 期首支払備金 - (前期以前発生事故に係る当期支払保険金 + 前期以前発生事故に係る当期末支払備金)

⑳事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

[自動車保険]

(単位:百万円)

事故発生年度	2017年度			2018年度			2019年度			2020年度			2021年度		
	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金+支払備金															
事故発生年度末	51,918			58,624			56,408			52,846			61,634		
1年後	49,707	0.957	△2,210	57,890	0.987	△734	54,946	0.974	△1,462	53,288	1.008	441			
2年後	49,747	1.001	40	57,563	0.994	△327	54,788	0.997	△158						
3年後	49,511	0.995	△236	57,403	0.997	△159									
4年後	49,471	0.999	△39												
最終損害見積り額	49,471			57,403			54,788			53,288			61,634		
累計保険金	48,292			54,342			49,861			43,379			39,632		
支払備金	1,179			3,060			4,926			9,908			22,001		

[傷害保険]

(単位:百万円)

事故発生年度	2017年度			2018年度			2019年度			2020年度			2021年度		
	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金+支払備金															
事故発生年度末	2,596			2,939			3,358			2,825			3,274		
1年後	2,600	1.002	3	3,024	1.029	84	3,400	1.012	41	2,905	1.028	79			
2年後	2,609	1.003	8	3,029	1.002	5	3,407	1.002	7						
3年後	2,611	1.001	2	3,040	1.004	10									
4年後	2,613	1.001	1												
最終損害見積り額	2,613			3,040			3,407			2,905			3,274		
累計保険金	2,610			3,027			3,396			2,868			2,577		
支払備金	2			12			10			37			697		

[賠償保険]

(単位:百万円)

事故発生年度	2017年度			2018年度			2019年度			2020年度			2021年度		
	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金+支払備金															
事故発生年度末	-			-			-			-			-		
1年後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
2年後	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
3年後	-	-	-	-	-	-									
4年後	-	-	-												
最終損害見積り額	-			-			-			-			-		
累計保険金	-			-			-			-			-		
支払備金	-			-			-			-			-		

(注)1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。

2. 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しています。

3. 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しています。

㉑契約者配当金の額 該当ありません。

Ⅲ 資産運用の状況

① 資産運用方針

保険契約の負債特性を踏まえた投資区分を設け、流動性および安全性の高い円貨建債券への投資を基本に運用を行っています。市場環境や金利動向ならびに信用リスクの変化等を勘案しつつ、適宜、最適な投資対象・投資時期を選択し、中期的に安定した運用収益を確保することを目標にポートフォリオを構築しています。

② 運用資産の概況

(単位:百万円)

区分	年度	2019年度末		2020年度末		2021年度末	
		金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
預	貯	28,670	12.2	36,216	14.0	49,130	17.6
口	ル	10,000	4.3	20,000	7.7	30,000	10.7
買	現	-	-	-	-	-	-
債	券	-	-	-	-	-	-
買	債	-	-	-	-	-	-
商	品	-	-	-	-	-	-
金	貨	-	-	-	-	-	-
有	価	147,813	62.9	150,705	58.3	144,241	51.6
貨	土	-	-	-	-	-	-
運	地	152	0.1	127	0.0	115	0.0
計	資	186,637	79.5	207,049	80.1	223,487	79.9
総	資	234,870	100.0	258,610	100.0	279,766	100.0

③利息及び配当金収入・運用資産利回り(インカム利回り)

(単位:百万円)

区 分	年 度	2019年度		2020年度		2021年度	
		収入金額	利回り(%)	収入金額	利回り(%)	収入金額	利回り(%)
預 貯 金		0	0.00	0	0.00	0	0.00
コ ー ル ー		0	0.01	1	0.01	2	0.01
買 現 先 勘 定		-	-	-	-	-	-
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金		-	-	-	-	-	-
買 入 金 引 支 払 保 証 金		-	-	-	-	-	-
商 品 有 価 値 証 券		-	-	-	-	-	-
金 銭 の 信 託		-	-	-	-	-	-
有 価 値 証 券		1,336	0.88	1,292	0.86	1,289	0.88
貸 付 金 物		-	-	-	-	-	-
土 地 ・ 建 物		-	-	-	-	-	-
小 計		1,337	0.74	1,294	0.66	1,291	0.61
そ の 他		0	-	-	-	-	-
合 計		1,337	-	1,294	-	1,291	-
資 産 運 用 利 回 り (実 現 利 回 り)			1.11		0.79		0.61
(参 考) 時 価 総 合 利 回 り			0.85		0.78		0.39

(注)1. 収入金額は損益計算書における「利息及び配当金収入」の金額です。

2. 利回りの計算方法

(1) 運用資産利回り(インカム利回り)

資産運用に係る成果を、インカム収入(利息及び配当金収入)の観点から示す指標。分子は運用資産に係る利息及び配当金収入、分母は取得原価をベースとした利回り。

- ・分子=利息及び配当金収入
- ・分母=取得原価または償却原価による平均残高

(2) 資産運用利回り(実現利回り)

資産運用に係る成果を、当期の期間損益(損益計算書)への寄与の観点から示す指標。分子は実現損益、分母は取得原価をベースとした利回り。

- ・分子=資産運用収益+積立保険料等運用益-資産運用費用
- ・分母=取得原価または償却原価による平均残高

(3) 時価総合利回り(参考開示)

時価ベースでの運用効率を示す指標。分子は実現損益に加えて時価評価差額の増減を反映させ、分母は時価をベースとした利回り。

- ・分子=(資産運用収益+積立保険料等運用益-資産運用費用)+(当期末評価差額* - 前期末評価差額*)
 - ・分母=取得原価または償却原価による平均残高+その他有価証券に係る前期末評価差額*
- *税効果控除前の金額による。

④海外投融資残高

(単位:百万円)

区 分	年 度	2019年度末		2020年度末		2021年度末	
		金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
外 貨 建	外 国 公 社 債	-	-	-	-	-	-
	外 国 株 式	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	-	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-	-
円 貨 建	非 居 住 者 貸 付	-	-	-	-	-	-
	外 国 公 社 債	1,553	100.0	1,384	100.0	1,197	100.0
	そ の 他	-	-	-	-	-	-
	計	1,553	100.0	1,384	100.0	1,197	100.0
合 計		1,553	100.0	1,384	100.0	1,197	100.0
海 外 投 融 資 利 回 り	運 用 資 産 利 回 り (イ ン カ ム 利 回 り)	0.65%		0.37%		0.41%	
	資 産 運 用 利 回 り (実 現 利 回 り)	0.65%		0.37%		0.41%	
	(参 考) 時 価 総 合 利 回 り	△3.67%		2.68%		1.58%	

(注)「海外投融資利回り」は、海外投融資に係る資産について、「③利息及び配当金収入・運用資産利回り(インカム利回り)」の「(注)2. 利回りの計算方法」と同様の方法により算出したものです。

III 単体ソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円)

区 分	年 度	2017年度末	2018年度末	2019年度末	2020年度末	2021年度末
(A) 単体ソルベンシー・マージン総額		54,244	60,010	66,674	71,522	76,402
資本金または基金等		28,849	31,349	34,252	35,040	35,040
価格変動準備金		206	238	268	298	327
危険準備金		109	122	131	140	148
異常危険準備金		20,970	24,636	27,860	32,315	38,076
一般貸倒引当金		-	-	-	-	-
その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益(税効果控除前)		2,409	1,186	783	772	352
土地の含み損益		-	-	-	-	-
払戻積立金超過額		-	-	-	-	-
負債性資本調達手段等		-	-	-	-	-
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額		-	-	-	-	-
控除項目		-	-	-	-	-
その他		1,698	2,476	3,379	2,956	2,457
(B) 単体リスクの合計額		13,871	14,760	15,286	16,598	18,787
$\sqrt{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2}+R_5+R_6$						
一般保険リスク (R ₁)		12,395	13,181	13,711	14,616	15,739
第三分野保険の保険リスク (R ₂)		-	0	0	0	0
予定利率リスク (R ₃)		114	123	132	142	151
資産運用リスク (R ₄)		1,712	1,861	1,829	2,005	1,958
経営管理リスク (R ₅)		305	325	335	364	407
巨大災害リスク (R ₆)		1,036	1,105	1,100	1,460	2,500
(C) 単体ソルベンシー・マージン比率		782.1%	813.0%	872.3%	861.7%	813.3%
$[(A)/\{(B)\times 1/2\}]\times 100$						

(注) 上表の金額および数値は、それぞれの年度末において適用される保険業法施行規則第86条および第87条ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。したがって、年度間の数値の単純な比較はできません。

●単体ソルベンシー・マージンの内訳

1. 資本金または基金等

貸借対照表の純資産の部の合計額から「株主配当等の剰余金の処分として社外へ流出する予定の金額」、「繰延資産」および「評価・換算差額等」を控除した金額です。

2. 価格変動準備金

貸借対照表の価格変動準備金です。

3. 危険準備金

貸借対照表の責任準備金の一部である「危険準備金」です。

4. 異常危険準備金

貸借対照表の責任準備金の一部である「異常危険準備金」および「家計地震保険に係る危険準備金」の金額を合計したものです。

5. 一般貸倒引当金

貸借対照表の貸倒引当金の一部である「一般貸倒引当金」です。当社は該当ありません。

6. その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益 (税効果控除前)

その他有価証券(「売買目的有価証券」「満期保有目的の債券」「子会社株式および関連会社株式」以外の有価証券)に係る評価差額金およびその評価差額金に対応する繰延ヘッジ損益の金額です。

7. 土地の含み損益

土地および借地権等の時価とそれらの簿価(貸借対照表計上額)の差額です。当社は該当ありません。

8. 払戻積立金超過額

貸借対照表の責任準備金の一部である「払戻積立金」の超過積立額です。当社は該当ありません。

9. 負債性資本調達手段等

劣後ローンの借入や劣後債券の発行等により調達した金額のうち一定条件を満たすものです。当社は該当ありません。

10. 払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうちマージンに算入されない額

上記8. 9. の合計額が法令等に定める方法により計算された基準額を超過する場合、その超過した額を単体ソルベンシー・マージンから控除することとなっています。当社は該当ありません。

11. 控除項目

他の保険会社または金融機関等の株式その他の資本調達手段を保有している場合、それが保険会社向けの総合的な監督指針に規定されている「意図的保有」に該当する場合、単体ソルベンシー・マージンから控除することとなっています。当社は該当ありません。

12. その他

貸借対照表の純資産の部のその他利益剰余金に係る税効果相当額等です。

【単体ソルベンシー・マージン比率とは】

損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

こうした「通常の予測を超える危険」(単体リスクの合計額: 表の(B))に対する「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(単体ソルベンシー・マージン総額: 表の(A))の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたものが、「単体ソルベンシー・マージン比率」(表の(C))です。

単体ソルベンシー・マージン比率(%) =

$$\frac{\text{資本金・準備金等の支払余力}}{\text{通常の予測を超える危険} \times 1/2} \times 100$$

●「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。

① 保険引受上の危険

(一般保険リスク、第三分野保険の保険リスク)

保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く)

② 予定利率上の危険(予定利率リスク)

実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険

③ 資産運用上の危険(資産運用リスク)

保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等

④ 経営管理上の危険(経営管理リスク)

業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③および⑤以外のもの

⑤ 巨大災害に係る危険(巨大災害リスク)

通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険

●「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(単体ソルベンシー・マージン総額)とは、損害保険会社の純資産(社外流出予定額等を除く)、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み益の一部等の総額です。

●単体ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標の1つですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

経理の状況

当社は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、計算書類およびその附属明細書について当社の会計監査人である「PwCあらた有限責任監査法人」の監査を受けています。

財務諸表

①貸借対照表

<資産の部>

(単位：百万円)

科 目	年 度	2020年度(2021年3月31日現在)		2021年度(2022年3月31日現在)		比較増減
		金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	
(資産の部)						
現 金 及 び 預 貯 金		36,216	14.00	49,130	17.56	12,914
現 金		0		0		
預 貯 金		36,216		49,130		
コ ー ル ロ ー ン		20,000	7.73	30,000	10.72	10,000
有 価 証 券		150,705	58.28	144,241	51.56	△6,464
国 債		71,422		75,637		
地 方 債		43,687		32,752		
社 債		33,155		33,975		
株 式		1,056		678		
外 国 証 券		1,384		1,197		
有 形 固 定 資 産		1,491	0.58	1,353	0.48	△137
建 物		127		115		
建 設 仮 勘 定		2		79		
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産		1,361		1,158		
無 形 固 定 資 産		16,192	6.26	17,578	6.28	1,386
ソ フ ト ウ ェ ア		11,139		10,429		
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定		5,040		7,137		
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産		11		11		
そ の 他 資 産		20,305	7.85	21,856	7.81	1,550
未 収 保 険 料		1,232		1,239		
再 保 険 貸		151		114		
外 国 再 保 険 貸		14		7		
未 収 金		13,007		13,941		
未 収 収 益		124		103		
預 託 金		549		625		
仮 払 金		5,225		5,823		
繰 延 税 金 資 産		13,699	5.30	15,606	5.58	1,907
資 産 の 部 合 計		258,610	100.00	279,766	100.00	21,156

<負債及び純資産の部>

(単位：百万円)

科 目	年 度		2020年度(2021年3月31日現在)		2021年度(2022年3月31日現在)		比較増減
			金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	
(負債の部)							
保 険 契 約 準 備 金			193,860	74.96	216,784	77.49	22,923
支 払 備 金			39,224		44,812		
責 任 準 備 金			154,635		171,972		
そ の 他 負 債			16,019	6.19	17,282	6.18	1,263
再 保 険 借			642		838		
外 国 再 保 険 借			31		27		
未 払 法 人 税 等			523		620		
預 り 金			85		87		
未 払 金			7,236		7,562		
仮 受 金			7,500		8,145		
退 職 給 付 引 当 金			2,169	0.84	2,364	0.85	194
賞 与 引 当 金			1,230	0.48	1,263	0.45	33
役 員 賞 与 引 当 金			-	-	3	0.00	3
特 別 法 上 の 準 備 金			298	0.12	327	0.12	28
価 格 変 動 準 備 金			298		327		
負 債 の 部 合 計			213,578	82.59	238,026	85.08	24,447
(純資産の部)							
資 本 金			20,000	7.73	20,000	7.15	-
資 本 剰 余 金			3,389	1.31	3,389	1.21	-
資 本 準 備 金			3,389		3,389		
利 益 剰 余 金			21,024	8.13	18,069	6.46	△2,955
利 益 準 備 金			2,174		4,048		
そ の 他 利 益 剰 余 金			18,850		14,020		
繰 越 利 益 剰 余 金			18,850		14,020		
株 主 資 本 合 計			44,414	17.17	41,458	14.82	△2,955
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金			617	0.24	282	0.10	△335
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計			617	0.24	282	0.10	△335
純 資 産 の 部 合 計			45,032	17.41	41,740	14.92	△3,291
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計			258,610	100.00	279,766	100.00	21,156

【貸借対照表の注記(2021年度)】

1. 有価証券の評価基準および評価方法は次のとおりです。
 - (1) 満期保有目的の債券の評価は、償却原価法によっています。
 - (2) その他有価証券の評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法によっています。
 なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいています。
2. 有形固定資産の減価償却の方法は定額法によっています。
3. 無形固定資産の減価償却の方法は定額法によっています。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(概ね5年)に基づく定額法により償却しています。
4. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠して行っています。
5. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しています。
 - (1) 退職給付見込額の期間帰属方法
 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。
 - (2) 数理計算上の差異の費用処理方法
 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しています。
6. 賞与引当金は、従業員賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しています。
7. 役員賞与引当金は、取締役に対する中期事業計画の達成度に応じた業績連動報酬の支給見込額を基準に計上しています。
8. 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しています。
9. 消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という)の会計処理は税抜方式によっています。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっています。なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っています。
10. 当社は、ソニーグループ株式会社を連結納税親会社とする連結納税制度を適用しています。
11. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用については次のとおりです。
 当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行およびグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産および繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいています。なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税および地方法人税ならびに税効果会計の会計処理および開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を適用する予定です。
12. 会計上の見積りに関する事項は次のとおりです。
 保険契約に基づいて支払義務が発生した、または発生したと認められる保険金のうち、まだ支払っていない金額を見積り、支払備金として積み立てています。
 支払備金は、既発生既報告の支払備金(保険契約に基づいて支払義務が発生した保険金のうち、まだ支払っていない金額。以下「普通支払備金」という)と、既発生未報告の支払備金(まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認められる保険金。以下「IBNR備金」という)から構成されます。

(1) 当事業年度の貸借対照表に計上した金額
(単位:百万円)

普通支払備金	37,256
IBNR備金	7,556
支払備金	44,812

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

普通支払備金に関しては、支払義務が発生した保険契約に関して、期末日時時点で利用可能な情報に基づき、将来の支払額を見積り計上しています。

IBNR備金に関しては、支払義務が発生したと認められるが、未報告の保険契約について、その最終損害額を主に統計の見積りにより算出し、積立所要額を見積っています。

② 主要な仮定

普通支払備金は、保険契約の補償内容に加え、過去の支払実績や将来の環境変化による影響などを考慮し、将来の支払額を見積っています。

IBNR備金は、過去の保険金等の支払傾向、将来の物価変動をはじめとする内のおよび外的環境変化の予測、ならびにそれらを基にした見積り手法の選択等を主要な仮定としています。

③ 翌事業年度の影響

各事象の将来における状況変化等により、保険金等の支払額や支払備金の計上額が、当初の見積額から変動する可能性があります。

13. 会計上の変更に関する事項は次のとおりです。

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という)等を当事業年度から適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しています。これによる財務諸表に与える影響はありません。また、本適用により、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行っています。

14. 金融商品に関する事項は次のとおりです。

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、保険契約の負債特性を踏まえた投資区分を設け、流動性および安全性の高い国内公社債への投資を基本に運用を行っています。市場環境や金利動向ならびに信用リスクの変化等を勘案しつつ、適宜、最適な投資対象・投資時期を選択し、安定した運用収益を確保することを目指しています。

② 金融商品の内容およびそのリスク

当社が保有する金融商品は、主として有価証券と未収金です。これらは金利・株価等の変動により価値が変動して損失を被る市場リスク、信用供与先の財務状況等の悪化により資産の価値が減少または消失し、損失を被る信用リスクに晒されています。有価証券は主に日本国債、地方債であり、その他にも事業債、円貨建て外国債券および政策投資として取得した株式を保有しています。
 未収金は保険料の収納代行先に対する債権です。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスクの管理

当社は、有価証券の信用リスクについては、資産運用リスクに関する諸規程に従い、有価証券の発行体の信用情報や時価の把握を業務執行部門が随時行うとともに、リスク管理部門が別途定期的に実施し、その状況を四半期毎に取締役会および経営会議に報告しています。

未収金に関する収納代行先の信用リスクに関しては、取引先管理に関する規程に沿って低減を図っています。

b. 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当社は、取締役会において決定されたリスク管理方針に基づき、リスク管理方法や手続等の詳細を明記した資産運用リスクに関する諸規程を定めています。これに基づき、業務執行部門が随時リスク管理を行うとともに、リスク管理部門が別途モニタリングを実施し、その状況を四半期毎に取締役会および経営会議に報告しています。

(b) 価格変動リスクの管理

当社は、政策投資として取得した株式については、資産運用リスクに関する諸規程に従い、リスク管理部門が市場環境や財務状況等のモニタリングを実施し、その状況を四半期毎に取締役会および経営会議に報告しています。

c. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、流動性リスクに関する諸規程に従い、資金繰り管理部門が資金繰り計画の作成・更新を行い、リスク管理部門がモニタリングを実施し、その状況を四半期毎に取締役会および経営会議に報告しています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。

なお、現金は注記を省略しています。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預貯金	49,130	49,130	-
コールローン	30,000	30,000	-
有価証券			
満期保有目的の債券	81,037	92,414	11,376
その他有価証券	63,204	63,204	-
未収金	13,941	13,941	-
資産計	237,313	248,690	11,376

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

なお、預貯金、コールローン、未収金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しています。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産および金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
有価証券				
その他有価証券				
地方債	-	31,035	-	31,035
社債	-	30,391	-	30,391
株式	678	-	-	678
外国証券	-	1,097	-	1,097
資産計	678	62,525	-	63,204
負債計	-	-	-	-

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産および金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	-	86,622	-	86,622
地方債	-	1,963	-	1,963
社債	-	3,726	-	3,726
外国証券	-	101	-	101
資産計	-	92,414	-	92,414
負債計	-	-	-	-

(注) 時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

有価証券

株式は取引所の価格によっており、市場の活発性に基づき主にレベル1の時価に分類しています。

債券は業界団体が公表する価格、ブローカー、情報ベンダー等第三者から入手した価格によっており、主にレベル2の時価に分類しています。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価技法を用いて時価を算定しています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、TIBOR、信用スプレッド等が含まれています。

15. 有形固定資産の減価償却累計額は6,459百万円です。

16. 関係会社に対する金銭債権総額は1百万円、金銭債務総額は2,514百万円です。

17. 繰延税金資産の総額は15,716百万円、繰延税金負債の総額は109百万円です。

繰延税金資産の発生時の主な原因別の内訳は、責任準備金10,767百万円、支払備金1,392百万円です。

18.(1) 支払備金の内訳は次のとおりです。

支払備金(出再支払備金控除前、(口)に掲げる保険を除く)	44,582百万円
同上にかかる出再支払備金	246百万円
差引(イ)	44,336百万円
地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金(口)	475百万円
計(イ+口)	44,812百万円

(2) 責任準備金の内訳は次のとおりです。

普通責任準備金(出再責任準備金控除前)	131,737百万円
同上にかかる出再責任準備金	1,275百万円
差引(イ)	130,461百万円
その他の責任準備金(口)	41,510百万円
計(イ+口)	171,972百万円

19. 1株当たりの純資産額は、104,352円04銭です。

算定上の基礎である純資産額は41,740百万円であり、期末発行済株式数は400千株です。

20. 退職給付に関する事項は次のとおりです。

(1) 退職給付債務およびその内訳

退職給付債務	△2,374百万円
未認識数理計算上の差異	10百万円
退職給付引当金	△2,364百万円

(2) 退職給付債務等の計算基礎

退職給付見込額の期間配分方法	給付算定式基準
割引率	0.7%
数理計算上の差異の処理年数	10年

21. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

②損益計算書

(単位:百万円)

科 目	年 度		比較増減
	2020年度 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)	2021年度 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)	
経 常 収 益	132,445	140,941	8,495
保 険 引 受 収 益	130,850	139,636	8,786
正 味 収 入 保 険 料	129,645	139,548	
積 立 保 険 料 等 運 用 益	74	88	
支 払 備 金 戻 入 額	1,129	-	
資 産 運 用 収 益	1,515	1,209	△306
利 息 及 び 配 当 金 収 入	1,294	1,291	
有 価 証 券 売 却 益	296	6	
積 立 保 険 料 等 運 用 益 振 替	△74	△88	
そ の 他 経 常 収 益	79	95	15
経 常 費 用	117,751	131,870	14,119
保 険 引 受 費 用	83,366	96,848	13,481
正 味 支 払 保 険 金	56,136	61,503	
損 害 調 査 費	9,756	10,279	
諸 手 数 料 及 び 集 金 費	1,994	2,141	
支 払 備 金 繰 入 額	-	5,587	
責 任 準 備 金 繰 入 額	15,478	17,336	
資 産 運 用 費 用	35	-	△35
有 価 証 券 売 却 損	35	-	
営 業 費 及 び 一 般 管 理 費	34,340	35,016	676
そ の 他 経 常 費 用	9	6	△3
そ の 他 の 経 常 費 用	9	6	
経 常 利 益	14,694	9,070	△5,623
特 別 利 益	-	-	-
特 別 損 失	579	115	△464
固 定 資 産 処 分 損	549	86	
特 別 法 上 の 準 備 金 繰 入 額	30	28	
価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額	30	28	
税 引 前 当 期 純 利 益	14,114	8,955	△5,158
法 人 税 及 び 住 民 税	5,260	4,313	△946
法 人 税 等 調 整 額	△1,307	△1,776	△469
法 人 税 等 合 計	3,952	2,537	△1,415
当 期 純 利 益	10,161	6,418	△3,743

【損益計算書の注記(2021年度)】

1. 関係会社との取引による費用総額は857百万円、収益総額は1百万円です。

2. (1) 正味収入保険料の内訳は次のとおりです。

収入保険料	143,313百万円
支払再保険料	3,765百万円
差引	139,548百万円

(2) 正味支払保険金の内訳は次のとおりです。

支払保険金	61,889百万円
回収再保険金	386百万円
差引	61,503百万円

(3) 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりです。

支払諸手数料及び集金費	2,682百万円
出再保険手数料	540百万円
差引	2,141百万円

(4) 支払備金繰入額(△は支払備金戻入額)の内訳は次のとおりです。

支払備金繰入額(出再支払備金控除前、(口)に掲げる保険を除く)	5,597百万円
同上にかかる出再支払備金繰入額	26百万円
差引(イ)	5,570百万円
地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金繰入額(口)	17百万円
計(イ+口)	5,587百万円

(5) 責任準備金繰入額(△は責任準備金戻入額)の内訳は次のとおりです。

普通責任準備金繰入額(出再責任準備金控除前)	11,367百万円
同上にかかる出再責任準備金繰入額	△82百万円
差引(イ)	11,449百万円
その他の責任準備金繰入額(口)	5,886百万円
計(イ+口)	17,336百万円

(6) 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりです。

預貯金利息	0百万円
コールローン利息	2百万円
有価証券利息・配当金	1,289百万円
計	1,291百万円

3. 1株当たりの当期純利益金額は、16,046円00銭です。

算定上の基礎である当期純利益は6,418百万円であり、その全額が普通株式に係るものです。

また、普通株式の期中平均株式数は400千株です。

4. 損害調査費ならびに営業費及び一般管理費として計上した退職給付費用の内訳は次のとおりです。

勤務費用	262百万円
利息費用	12百万円
数理計算上の差異の費用処理額	14百万円
退職給付費用	288百万円
確定拠出年金への掛金拠出額	216百万円
計	505百万円

5. 当事業年度における法定実効税率は28.0%、税効果会計適用後の法人税等の負担率は28.3%です。

6. 関連当事者との取引に関する事項は以下のとおりです。

兄弟会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	ソニー銀行株式会社	なし	資金の貸付 役員の兼任	コールローンによる資金の貸付	10,000	コールローン	30,000
				利息の受取	2	未収収益	0
親会社の子会社	株式会社フロンテッジ	なし	業務委託	メディア・プランニング業務等の委託	8,913	未払金	970
親会社の子会社	ソニー・ペイメントサービス株式会社	なし	業務委託	収納代行業務の委託に伴う保険料の収納	-	未収金	10,815
				収納代行業務の委託手数料	1,759	未払金	4

(注) 1. 取引金額、期末残高には消費税等が含まれています。

2. 取引条件および取引条件の決定方針等

取引条件につきましては、一般の取引条件を参考として決定しています。

資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しています。

3. 資金の貸付について、取引金額は前期末時点との差引き金額を記載しています。

7. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

③株主資本等変動計算書

[2020年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)]

(単位:百万円)

	株 主 資 本							株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	20,000	3,389	3,389	1,592	12,176	13,768	37,158	
当期変動額								
剰余金の配当	-	-	-	581	△3,487	△2,906	△2,906	
当期純利益	-	-	-	-	10,161	10,161	10,161	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	
当期変動額合計	-	-	-	581	6,674	7,255	7,255	
当期末残高	20,000	3,389	3,389	2,174	18,850	21,024	44,414	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	626	626	37,785
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	△2,906
当期純利益	-	-	10,161
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△8	△8	△8
当期変動額合計	△8	△8	7,247
当期末残高	617	617	45,032

[2021年度(2021年4月1日から2022年3月31日まで)]

(単位:百万円)

	株 主 資 本						株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	20,000	3,389	3,389	2,174	18,850	21,024	44,414
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	-	1,874	△11,248	△9,374	△9,374
当期純利益	-	-	-	-	6,418	6,418	6,418
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	1,874	△4,830	△2,955	△2,955
当期末残高	20,000	3,389	3,389	4,048	14,020	18,069	41,458

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	617	617	45,032
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	△9,374
当期純利益	-	-	6,418
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△335	△335	△335
当期変動額合計	△335	△335	△3,291
当期末残高	282	282	41,740

【株主資本等変動計算書の注記(2021年度)】

1. 発行済株式の種類および総数に関する事項は、次のとおりです。

	当事業年度期首株式数 (千株)	当事業年度増加株式数 (千株)	当事業年度減少株式数 (千株)	当事業年度末株式数 (千株)
発 行 済 株 式 普 通 株 式	400	-	-	400

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年5月18日 取締役会	普通株式	9,374	23,435	2021年3月31日	2021年6月22日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年5月20日 取締役会	普通株式	6,418	利益剰余金	16,045	2022年3月31日	2022年6月22日

3. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

④キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科目	年度		比較増減
	2020年度 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)	2021年度 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)	
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益	14,114	8,955	△5,158
減価償却費	2,869	2,821	△47
支払備金の増減額(△は減少)	△1,129	5,587	6,717
責任準備金の増減額(△は減少)	15,478	17,336	1,857
退職給付引当金の増減額(△は減少)	197	194	△3
賞与引当金の増減額(△は減少)	△1	33	34
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	-	3	3
価格変動準備金の増減額(△は減少)	30	28	△1
利息及び配当金収入	△1,294	△1,291	2
有価証券関係損益(△は益)	△260	△6	254
有形固定資産関係損益(△は益)	0	17	17
無形固定資産関係損益(△は益)	549	69	△480
その他資産(除く投資活動関連・財務活動関連)の増減額(△は増加)	△442	△1,571	△1,128
その他負債(除く投資活動関連・財務活動関連)の増減額(△は減少)	1,898	569	△1,329
小計	32,010	32,748	738
利息及び配当金の受取額	1,620	1,531	△89
法人税等の支払額	△4,851	△3,597	1,254
営業活動によるキャッシュ・フロー	28,779	30,682	1,903
投資活動によるキャッシュ・フロー			
コールローンの純増減額(△は増加)	△10,000	△10,000	-
有価証券の取得による支出	△23,657	△22,502	1,154
有価証券の売却・償還による収入	20,709	28,287	7,577
資産運用活動計 (営業活動及び資産運用活動計)	△12,947	△4,215	8,732
有形固定資産の取得による支出	△392	△407	△15
その他	△4,988	△3,771	1,216
投資活動によるキャッシュ・フロー	△18,328	△8,394	9,933
財務活動によるキャッシュ・フロー			
配当金の支払額	△2,906	△9,374	△6,468
財務活動によるキャッシュ・フロー	△2,906	△9,374	△6,468
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-	-
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	7,545	12,914	5,368
現金及び現金同等物期首残高	28,671	36,216	7,545
現金及び現金同等物期末残高	36,216	49,130	12,914

【キャッシュ・フロー計算書の注記(2021年度)】

- キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、要求払預金および取得日から満期日または償還日までの期間が3カ月以内の定期預金等の短期投資からなっています。
- 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
(2022年3月31日現在)
現金及び預貯金 49,130百万円
現金及び現金同等物 49,130百万円
- 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業にかかる資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでいます。
- 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

⑤貸借対照表・損益計算書(主要項目)の推移

[貸借対照表(主要項目)の推移]

(単位:百万円)

科目		年度	2019年度末	2020年度末	2021年度末
資産の部	現金及び預貯金		28,671	36,216	49,130
	有価証券		10,000	20,000	30,000
	固定資産		147,813	150,705	144,241
	有形固定資産		1,266	1,491	1,353
	その他の固定資産		14,845	16,192	17,578
	繰延税金資産		19,884	20,305	21,856
	資産の部合計		234,870	258,610	279,766
負債及び純資産の部	保険引当金		179,511	193,860	216,784
	退職給付引当金		14,101	16,019	17,282
	賞与引当金		1,972	2,169	2,364
	役員賞与引当金		1,231	1,230	1,263
	価格変動準備金		-	-	3
	負債の部合計		268	298	327
	資本剰余金		197,085	213,578	238,026
	資本剰余金		20,000	20,000	20,000
	利益剰余金		3,389	3,389	3,389
	株主資本合計		13,768	21,024	18,069
その他の有価証券評価差額金		37,158	44,414	41,458	
評価・換算差額等合計		626	617	282	
純資産の部合計		626	617	282	
負債及び純資産の部合計		37,785	45,032	41,740	
		234,870	258,610	279,766	

[損益計算書(主要項目)の推移]

(単位:百万円)

科目		年度	2019年度	2020年度	2021年度
経常	収益		121,728	132,445	140,941
保険引受収益			119,747	130,850	139,636
(うち正味収入保険料)			119,352	129,645	139,548
資産運用収益			1,935	1,515	1,209
(うち利息及び配当金収入)			1,337	1,294	1,291
(うち有価証券売却益)			672	296	6
その他の経常収益			44	79	95
経常	費用		113,655	117,751	131,870
保険引受費用			82,368	83,366	96,848
(うち正味支払保険金)			60,315	56,136	61,503
(うち損害調査費)			9,001	9,756	10,279
(うち諸手数料及び集金費)			1,713	1,994	2,141
資産運用費用			-	35	-
(うち有価証券売却損)			-	35	-
営業費及び一般管理費用			31,283	34,340	35,016
その他の経常費用			3	9	6
経常	利益		8,072	14,694	9,070
特別	利益		-	-	-
特別	損失		49	579	115
税引前当期純利益			8,022	14,114	8,955
法人税及び住民税			3,148	5,260	4,313
法人税等調整額			△934	△1,307	△1,776
法人税等合計			2,214	3,952	2,537
当期純利益			5,808	10,161	6,418

⑥ 1株当たり配当金等の推移

区 分	年 度	2019年度末	2020年度末	2021年度末
1株当たり配当額		7,265円00銭	23,435円00銭	16,045円00銭
1株当たり当期純利益		14,522円25銭	25,404円08銭	16,046円00銭
配当性向		50.0%	92.2%	100.0%
従業員一人当たり総資産		173百万円	177百万円	192百万円

Ⅲ 資産・負債の明細

① 現金及び預貯金

(単位：百万円)

区 分	年 度	2019年度末	2020年度末	2021年度末
現金		0	0	0
預貯金		28,670	36,216	49,130
郵便振替・郵便貯金		6	6	3
当座預金		-	-	-
普通預金		28,664	36,209	49,127
通知預金		-	-	-
定期預金		-	-	-
合 計		28,671	36,216	49,130

② 商品有価証券 該当ありません。

③ 保有有価証券

(単位：百万円)

区 分	年 度	2019年度末		2020年度末		2021年度末	
		金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
国債		72,078	48.8	71,422	47.4	75,637	52.4
地方債		42,610	28.8	43,687	29.0	32,752	22.7
社債		30,377	20.6	33,155	22.0	33,975	23.6
株式		1,194	0.8	1,056	0.7	678	0.5
外国証券		1,553	1.1	1,384	0.9	1,197	0.8
その他の証券		-	-	-	-	-	-
合 計		147,813	100.0	150,705	100.0	144,241	100.0

④ 保有有価証券利回り(運用資産利回り)

(単位：%)

区 分	年 度	2019年度	2020年度	2021年度
公社債		0.88	0.87	0.88
株式		1.16	0.86	0.82
外国証券		0.65	0.37	0.41
その他の証券		-	-	-
合 計		0.88	0.86	0.88
資産運用利回り		1.32	1.04	0.88
(参考)時価総合利回り		1.02	1.02	0.56

⑤有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分	年 度	2020年度末						合 計
		1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	
国	債	-	99	-	699	793	69,830	71,422
地	債	17,536	13,971	10,971	500	199	507	43,687
社	債	10,646	6,498	12,219	200	804	2,785	33,155
株	式	-	-	-	-	-	1,056	1,056
外	証	200	686	498	-	-	-	1,384
そ	の	-	-	-	-	-	-	-
の	証	-	-	-	-	-	-	-
合	計	28,382	21,255	23,688	1,400	1,797	74,180	150,705

(単位：百万円)

区 分	年 度	2021年度末						合 計
		1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	
国	債	99	-	-	1,493	100	73,944	75,637
地	債	12,534	1,919	15,370	2,419	-	507	32,752
社	債	3,454	10,237	13,579	2,528	1,192	2,982	33,975
株	式	-	-	-	-	-	678	678
外	証	700	496	-	-	-	-	1,197
そ	の	-	-	-	-	-	-	-
の	証	-	-	-	-	-	-	-
合	計	16,789	12,653	28,950	6,441	1,293	78,113	144,241

⑥業種別保有株式の額

(単位：百万株、百万円)

区 分	年 度	2020年度末			2021年度末		
		株 数	金 額	構成比(%)	株 数	金 額	構成比(%)
金	業	1	1,056	100.0	1	678	100.0
融	業						
保	業						
險	業						
業	業						
合	計	1	1,056	100.0	1	678	100.0

(注)1. 業種別区分は、証券取引所の業種分類に準じています。

2. 銀行業、保険業およびその他金融業は金融保険業として記載しています。

⑦貸付金の残存期間別の残高

該当ありません。

⑧担保別貸付金残高

該当ありません。

⑨使途別の貸付金残高および構成比

該当ありません。

⑩業種別の貸付金残高および貸付金残高の合計に対する割合

該当ありません。

⑪規模別の貸付金残高および貸付金残高の合計に対する割合

該当ありません。

⑫ 保険業法に基づく債権の状況

(単位:百万円)

区 分	年 度		
	2019年度末	2020年度末	2021年度末
破 産 更 生 債 権 及 び こ れ ら に 準 ず る 債 権	-	-	-
危 険 債 権	-	-	-
三 月 以 上 延 滞 債 権	-	-	-
貸 付 条 件 緩 和 債 権	-	-	-
小 計	-	-	-
正 常 債 権	-	-	-
合 計	-	-	-

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 破産手続開始、更生手続開始または再生手続開始の申立て等の事由により、経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権 債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権です。(1.に掲げる債権を除く。)
3. 三月以上延滞債権 元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金です。(1.および2.に掲げる債権を除く。)
4. 貸付条件緩和債権 債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金です。(1.から3.までに掲げる債権を除く。)
5. 正常債権 債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、1.から4.までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

⑬ 有形固定資産および有形固定資産合計の残高

(単位:百万円)

区 分	年 度		
	2019年度末	2020年度末	2021年度末
土 地	-	-	-
営 業 用 賃 借 物	-	-	-
建 物	152	127	115
営 業 用 賃 借 物	152	127	115
建 設 仮 勘 定	57	2	79
営 業 用 賃 借 物	57	2	79
計	210	129	195
営 業 用 賃 借 物	210	129	195
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	1,056	1,361	1,158
有 形 固 定 資 産 合 計	1,266	1,491	1,353

⑭ 特別勘定資産残高・特別勘定の運用収支

該当ありません。

⑮ 保険契約準備金

[支払備金]

(単位: 百万円)

種 目	年 度	2017年度末	2018年度末	2019年度末	2020年度末	2021年度末
		火災	5	5	37	206
海上	△1	△4	0	0	0	
傷害	694	670	807	740	923	
自動車損害賠償責任	38,363	39,540	39,036	37,820	43,081	
その他	471	462	473	457	475	
合 計	-	-	-	-	-	
合 計		39,535	40,674	40,354	39,224	44,812

[責任準備金]

(単位: 百万円)

種 目	年 度	2017年度末	2018年度末	2019年度末	2020年度末	2021年度末
		火災	435	802	2,042	5,030
海上	0	0	0	0	0	
傷害	52,329	57,519	61,854	66,170	70,596	
自動車損害賠償責任	62,074	67,023	72,358	80,273	87,940	
その他	2,237	2,473	2,901	3,161	3,267	
合 計	-	-	-	-	-	
合 計		117,077	127,819	139,157	154,635	171,972

[責任準備金残高の内訳]

(単位: 百万円)

種 目	区 分	2020年度末					合 計
		普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金等	
火災	災	4,333	695	2	-	-	5,030
海上	上	-	0	-	-	-	0
傷害	害	61,831	4,200	137	-	-	66,170
自動車損害賠償責任	車	52,847	27,419	-	6	-	80,273
その他	他	3,161	-	-	-	-	3,161
合 計	計	-	-	-	-	-	-
合 計		122,173	32,315	140	6	-	154,635

(単位: 百万円)

種 目	区 分	2021年度末					合 計
		普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金等	
火災	災	7,991	2,171	4	-	-	10,167
海上	上	-	0	-	-	-	0
傷害	害	65,946	4,504	144	-	-	70,596
自動車損害賠償責任	車	56,523	31,399	-	17	-	87,940
その他	他	3,267	-	-	-	-	3,267
合 計	計	-	-	-	-	-	-
合 計		133,729	38,076	148	17	-	171,972

(注)地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る責任準備金については、普通責任準備金として記載しています。

⑯ 責任準備金積立水準

区 分	年 度	2020年度	2021年度
		積立方式	標準責任準備金対象契約
	標準責任準備金対象外契約	-	-
積立率		100.0%	100.0%

- (注) 1. 積立方式および積立率は、保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約および保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険を主たる保険としている保険契約を除いています。
2. 保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金以外について積立方式という概念がないため、積立方式は保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金について記載しています。
3. 積立率 = (実際に積立している普通責任準備金 + 払戻積立金) ÷ (下記(1)～(3)の合計額)
- (1) 標準責任準備金対象契約に係る平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により計算した保険料積立金および払戻積立金(保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約に限る)
- (2) 標準責任準備金対象外契約に係る平準純保険料式により計算した2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る保険料積立金、保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約以外の保険契約で2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る払戻積立金ならびに2001年7月1日前に保険期間が開始する保険契約に係る普通責任準備金および払戻積立金
- (3) 2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る未経過保険料

⑰引当金明細表

[2020年度]

(単位:百万円)

区分	2019年度末 残高	2020年度 増加額	2020年度減少額		2020年度末 残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金					
一般貸倒引当金	-	-	-	-	-
個別貸倒引当金	-	-	-	-	-
特定海外債権引当勘定	-	-	-	-	-
合計	-	-	-	-	-
賞与引当金	1,231	1,230	1,135	95	1,230
価格変動準備金	268	30	-	-	298

[2021年度]

(単位:百万円)

区分	2020年度末 残高	2021年度 増加額	2021年度減少額		2021年度末 残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金					
一般貸倒引当金	-	-	-	-	-
個別貸倒引当金	-	-	-	-	-
特定海外債権引当勘定	-	-	-	-	-
合計	-	-	-	-	-
賞与引当金	1,230	1,263	1,230	-	1,263
役員賞与引当金	-	3	-	-	3
価格変動準備金	298	28	-	-	327

⑱貸付金償却の額 該当ありません。

⑲資本金等明細表 資本金等明細表につきましては、61,62ページの株主資本等変動計算書をご参照ください。

Ⅲ 損益の明細

①有価証券売却損益および評価損

(単位:百万円)

区分	年度	2019年度			2020年度			2021年度		
		売却益	売却損	評価損	売却益	売却損	評価損	売却益	売却損	評価損
国債等		1	-	-	0	35	-	-	-	-
株式		671	-	-	295	-	-	6	-	-
外国証券		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		672	-	-	296	35	-	6	-	-

②売買目的有価証券運用損益 該当ありません。

③固定資産処分損益

(単位:百万円)

区分	年度	2019年度		2020年度		2021年度	
		処分益	処分損	処分益	処分損	処分益	処分損
土地・建物		-	5	-	-	-	9
その他の有形固定資産		-	15	-	0	-	7
無形固定資産		-	-	-	549	-	69
合計		-	20	-	549	-	86

④事業費(含む損害調査費)

(単位:百万円)

区 分	年 度	2019年度	2020年度	2021年度
人 件 費		11,287	11,969	12,550
物 件 費		28,012	31,003	31,575
税 金		985	1,123	1,169
火災予防拠出金および交通事故予防拠出金		0	0	0
保険契約者保護機構に対する負担金		-	-	-
諸 手 数 料 及 び 集 金 費		1,713	1,994	2,141
合 計		41,997	46,091	47,437

(注)金額は損益計算書における「損害調査費」、「営業費及び一般管理費」ならびに「諸手数料及び集金費」の合計額です。

⑤減価償却費明細表

[2020年度]

(単位:百万円)

資産の種類	取得価額	2020年度 償却額	償却累計額	2020年度末 残高
建 物	601	25	473	127
営 業 用	601	25	473	127
賃 貸 用	-	-	-	-
その他の有形固定資産	7,383	637	6,022	1,361
ソフトウェア	31,944	2,206	20,804	11,139
その他の無形固定資産	1,882	0	1,870	11
合 計	41,811	2,869	29,170	12,640

[2021年度]

(単位:百万円)

資産の種類	取得価額	2021年度 償却額	償却累計額	2021年度末 残高
建 物	580	21	464	115
営 業 用	580	21	464	115
賃 貸 用	-	-	-	-
その他の有形固定資産	7,153	411	5,994	1,158
ソフトウェア	32,927	2,388	22,497	10,429
その他の無形固定資産	1,882	0	1,870	11
合 計	42,543	2,821	30,828	11,714

Ⅳ 時価情報等

①有価証券

[売買目的有価証券] 該当ありません。

[満期保有目的の債券]

(単位:百万円)

種 類		2020年度末			2021年度末		
		貸借対照表 計上額	時 価	差 額	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額 を超えるもの	公 社 債	63,800	81,274	17,474	59,392	72,677	13,284
	外 国 証 券	98	103	4	99	101	2
	小 計	63,899	81,377	17,478	59,492	72,779	13,287
時価が貸借対照表計上額 を超えないもの	公 社 債	12,874	12,323	△551	21,545	19,634	△1,910
	外 国 証 券	-	-	-	-	-	-
	小 計	12,874	12,323	△551	21,545	19,634	△1,910
合 計	計	76,773	93,701	16,927	81,037	92,414	11,376

[子会社株式および関連会社株式] 該当ありません。

[その他有価証券]

(単位:百万円)

種 類	2020年度末			2021年度末			
	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公 社 債	37,777	37,751	26	8,252	8,247	4
	株 式	1,056	159	897	678	158	520
	外 国 証 券	-	-	-	501	500	0
	小 計	38,834	37,910	923	9,432	8,906	525
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公 社 債	33,812	33,859	△47	53,175	53,305	△130
	株 式	-	-	-	-	-	-
	外 国 証 券	1,285	1,303	△17	596	600	△3
	小 計	35,097	35,162	△64	53,771	53,905	△133
合 計	73,931	73,073	858	63,204	62,812	391	

[当年度中に売却したその他有価証券]

(単位:百万円)

種 類	2020年度			2021年度		
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
公 社 債	266	0	35	-	-	-
株 式	339	295	-	7	6	-
合 計	605	296	35	7	6	-

- ②金銭の信託 該当ありません。
- ③デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く) 該当ありません。
- ④保険業法に規定する金融等デリバティブ取引 該当ありません。
- ⑤先物外国為替取引 該当ありません。
- ⑥有価証券関連デリバティブ取引(⑦に掲げるものを除く) 該当ありません。
- ⑦金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは有価証券先渡取引、外国金融商品市場における有価証券先物取引と類似の取引(国債証券等および金融商品取引法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同項第1号の性質を有するものに係るものに限る) 該当ありません。
- ⑧暗号資産 該当ありません。

V 財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての確認書

2021年4月1日から2022年3月31日までの事業年度に係る財務諸表の正確性、および、内部監査の有効性については、以下のとおり当社代表取締役社長が確認しています。

確 認 書

ソニー損害保険株式会社
代表取締役社長 丹羽 淳雄

- 私は、当社の2021年4月1日から2022年3月31日までの事業年度に係る財務諸表に記載した事項について確認したところ、私の知る限りにおいて、すべての重要な点において虚偽の記載および記載すべき事項の記載漏れはありません。
- 当社は、以下の体制を構築し、これが適切に機能する環境を整備することにより、財務諸表の適正性の確保を図っております。
 - 財務諸表の作成に当たって、その業務分担と所管部署が明確化されており、所管部署において適切に業務を遂行する体制を整備しております。
 - 内部監査部門により、所管部署における内部管理体制の適切性・有効性を検証し、重要な事項については取締役会等へ適切に報告する体制を整備しております。
 - 当社の重要な情報については、取締役会等へ適切に付議・報告されております。

以上

VI その他

「当社およびその子会社等の概況」「当社およびその子会社等の主要な業務」「当社およびその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況」については該当事項はありません。

株主・株式の状況

①基本事項

- 定時株主総会開催時期 事業年度終了後4カ月以内
- 決算期日 毎年3月31日
- 公告の方法 電子公告（公告掲載URL <https://from.sonysonpo.co.jp/company/fr05070.html>）

*電子公告ができない場合、東京都において発行される日本経済新聞に掲載します。

②株式分布状況および上位10名の株主

(2022年7月1日現在)

株主名称	住 所	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式の割合
ソニーフィナンシャルグループ株式会社	東京都千代田区大手町1-9-2	40万株	100%

③資本金の推移および最近の新株の発行

(2022年7月1日現在)

年 月 日	新株発行数 (単位:株)	発行済株式総数 (単位:株)	増 資 額 (単位:百万円)	資 本 金 (単位:百万円)
1998年 6月10日	9,600	9,600	-	480
1999年 4月 3日	400	10,000	20	500
1999年 7月24日	20,000	30,000	1,000	1,500
1999年 8月20日	70,000	100,000	3,500	5,000
2000年 7月 4日	100,000	200,000	5,000	10,000
2001年 8月29日	100,000	300,000	5,000	15,000
2003年 6月25日	100,000	400,000	5,000	20,000

取締役・監査役および執行役員一覧

取締役・監査役一覧

(2022年7月1日現在)

役職名	氏名	ソニーフィナンシャルグループでの重要な兼職状況 ^(※1)
代表取締役社長	にわ あつお 丹羽 淳雄 ^(※2)	—
代表取締役	ふくもと としひこ 福本 俊彦 ^(※2)	—
取締役	いしい たかゆき 石井 隆行 ^(※2)	—
取締役	おか まさし 岡 昌志	ソニーフィナンシャルグループ株式会社 代表取締役社長 兼 CEO ソニー生命保険株式会社 取締役 ソニー銀行株式会社 取締役 ソニーフィナンシャルベンチャーズ株式会社 代表取締役社長
取締役	つぼた ひろゆき 坪田 博行	ソニーフィナンシャルグループ株式会社 取締役 ソニー生命保険株式会社 取締役 ソニー銀行株式会社 取締役 ソニー・ライフケア株式会社 取締役 ソニーフィナンシャルベンチャーズ株式会社 取締役
取締役	こばやし あつし 小林 淳	ソニーフィナンシャルグループ株式会社 上席執行役員 ソニー生命保険株式会社 取締役
取締役	たしも のりあき 田下 則明	ソニーフィナンシャルグループ株式会社 執行役員
常勤監査役	はまば よういち 濱場 洋一	ソニー生命保険株式会社 監査役
監査役	はやせ やすゆき 早瀬 保行	ソニーフィナンシャルグループ株式会社 常勤監査役 ソニー生命保険株式会社 監査役 ソニー銀行株式会社 監査役
監査役(社外役員)	たかぎ けんじ 高木 健次	ソニー銀行株式会社 常勤監査役
監査役(社外役員)	すぎやま しんじ 杉山 慎治	ソニー生命保険株式会社 監査役

(※1) 上表記載のソニーフィナンシャルグループとは、金融持株会社であるソニーフィナンシャルグループ株式会社およびその傘下にあるソニー生命保険株式会社、ソニー損害保険株式会社、ソニー銀行株式会社、ソニー・ライフケア株式会社、ソニーフィナンシャルベンチャーズ株式会社を指します。

(※2) 執行役員を兼務

執行役員一覧

(2022年7月1日現在)

役職名	氏名	担当する部門・部署および委嘱
社長執行役員	にわ あつお 丹羽 淳雄	お客様の声対応推進部、監査部 担当
専務執行役員	ふくもと としひこ 福本 俊彦	カスタマーサービス部門、人事総務部門、サービス・CXイノベーション推進部、財務部 担当 カスタマーサービス部門長 委嘱
専務執行役員	いしい たかゆき 石井 隆行	マーケティング部門、商品開発部、業務企画室 担当 マーケティング部門長 委嘱
執行役員	しもだ せいじ 下田 誠司	経営数理部、経理部 担当
執行役員	はら けいこ 原 佳子	IT・システム部門 担当 IT・システム部門長、システム企画管理部長 委嘱
執行役員	よしかわ しょういちろう 吉川 正一郎	コンプライアンス部、業務管理部 担当 業務管理部長 委嘱
執行役員	たかや けん 高谷 健	損害サービス部門、損害サービス支払審査室 担当 損害サービス部門長 委嘱
執行役員	たなか たけおみ 田中 武臣	経営企画部 担当

会社の組織



※部以下の組織は、お客様に直接サービスを提供する拠点等を中心に掲載しています。

なお、拠点等はおお客様にご案内している名称で掲載しているため、実際の課名称等と異なる場合があります。

(2022年7月末現在)

従業員の状況

従業員の状況

(2022年3月31日現在)

区分	従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
合計	1,457名	39.1歳	8.3年	403千円

- (注) 1. 従業員には、使用人兼務取締役、退職者、アルバイトまたはパートを含んでいません。
2. 平均給与月額は2022年3月の平均給与月額(時間外手当を含む)であり、賞与は含まれていません。
3. 平均年齢および平均勤続年数は小数点第2位を切り捨てて小数点第1位までを表示しています。

採用方針

「既存のやり方にとらわれず、人がやらないこと、新しいことに挑戦したい」という気持ちを持ち、思考力・行動力・協働力を発揮して「ソニー損保ならではの」商品やサービスをともに創っていける人財の採用を目指しています。

<新卒採用者数の推移>

区分	全国勤務型社員	エリア限定型社員	合計
2020年4月入社	18名	31名	49名
2021年4月入社	12名	41名	53名
2022年4月入社	15名	37名	52名

<中途採用者の比率>

当該年度に入社した永年雇用型社員に占める中途採用者の割合(労働施策総合推進法に基づく公表)

入社年度	2019年度	2020年度	2021年度
中途採用比率	78.8%	74.7%	63.5%

福利厚生

法律で定められている健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険等の福利厚生制度のほか、以下の諸制度を整備しています。
年次有給休暇(初年度15日/計画取得あり/一部時間単位取得可)/積立休暇/慶弔休暇/産前・産後休暇/パパママ休暇/育児休職/介護休職/財形貯蓄制度/退職金制度(ポイント制退職金+確定拠出年金)/ソニー社員持株会/ソニーグループ団体保険制度/ソニー健康保険組合関連施設(ラフォーレ倶楽部、契約フィットネスクラブ等)/転勤社宅制度等

安全衛生基本方針

社員等の安全と心身の健康の確保を最も重要な課題の一つと位置づけ、ソニーフィナンシャルグループで定めた安全衛生基本方針に基づき、ゼロ災害およびゼロ疾病を目指し、すべての事業活動において社員等が安全かつ健康に働ける職場づくりに取り組んでいます。

☞ ソニーフィナンシャルグループの安全衛生基本方針は、ウェブサイトで公表しています。

・「ソニーフィナンシャルグループ安全衛生基本方針」(<https://www.sonysonpo.co.jp/company/csr/div003.html>)

開示項目一覧

(保険業法施行規則第59条の2に基づく開示項目と掲載ページ)

I 保険会社の概況および組織

経営の組織	74
上位10名の株主	72
取締役および監査役	73

II 保険会社の主要な業務の内容

III 保険会社の主要な業務に関する事項

1 直近の事業年度における事業の概況	17~19
2 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	46

- ・ 経常収益
- ・ 経常利益または経常損失
- ・ 当期純利益または当期純損失
- ・ 資本金の額および発行済株式の総数
- ・ 純資産額
- ・ 総資産額および特別勘定または積立勘定として経理された資産額
- ・ 責任準備金残高
- ・ 貸付金残高
- ・ 有価証券残高
- ・ 保険金等の支払い能力の充実の状況を示す比率(単体ソルベンシー・マージン比率)
- ・ 配当性向
- ・ 従業員数
- ・ 正味収入保険料の額

3 直近の2事業年度における業務の状況を示す指標等

(1) 主要な業務の状況を示す指標等

● 正味収入保険料の額および元受正味保険料の額	47
● 受再正味保険料の額および支払再保険料の額	47
● 解約返戻金の額および保険引受利益の額	48,50
● 正味支払保険金の額および元受正味保険金の額	48,49
● 受再正味保険金の額および回収再保険金の額	48,49

(2) 保険契約に関する指標等

● 契約者(社員)配当金の額	52
● 正味損害率・正味事業費率およびその合算率	50
● 出再控除前の発生損害率・事業費率およびその合算率	50
● 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合	48
● 出再を行った再保険者の数	51
● 出再保険料の上位5社の割合	51
● 出再保険料の格付ごとの割合	51
● 未収再保険金の額	49

(3) 経理に関する指標等

● 支払備金の額および責任準備金の額	68
● 責任準備金積立水準	68
● 引当金明細表(貸倒引当金の期末残高および期中の増減額を含む)	69
<small>*カッコ内が法定開示項目</small>	
● 貸付金償却の額	69
● 資本金等明細表(含む利益準備金および任意積立金)	69
<small>*カッコ内が法定開示項目</small>	
● 損害率の上昇に対する経常利益または経常損失の額の変動	51
● 事業費	70

(4) 資産運用に関する指標等

● 資産運用の概況	52
● 利息配当収入の額および運用利回り	53
● 海外投融資残高および構成比	53
● 海外投融資利回り	53
● 商品有価証券の平均残高および売買高	65

● 保有有価証券の種類別の残高および合計に対する構成比	65
● 保有有価証券利回り	65
● 有価証券の種類別の残存期間別残高	66
● 業種別保有株式の額	66
● 貸付金の残存期間別の残高	66
● 担保別貸付金残高	66
● 使途別の貸付金残高および構成比	66
● 業種別の貸付金残高および貸付金残高の合計に対する割合	66
● 規模別の貸付金残高および貸付金残高の合計に対する割合	66
● 有形固定資産および有形固定資産合計の残高	67

(5) 特別勘定に関する指標等

● 特別勘定資産残高	67
● 特別勘定資産	67
● 特別勘定の運用収支	67

4 責任準備金の残高の内訳	68
5 期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)	51
6 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表	52

IV 保険会社の運営

1 リスク管理の体制	24~26
2 法令遵守の体制	22
3 健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての合理性および妥当性	26
4 指定損害保険業務紛争解決機関の名称	12

V 直近の2事業年度における財産の状況

1 計算書類

● 貸借対照表	56~59
● 損益計算書	60,61
● キャッシュ・フロー計算書	63
● 株主資本等変動計算書	61,62

2 保険業法に基づく債権の状況

- ・ 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
- ・ 危険債権
- ・ 三月以上延滞債権
- ・ 貸付条件緩和債権
- ・ 正常債権

3 保険金等の支払い能力の充実の状況(単体ソルベンシー・マージン比率)

4 時価情報等(取得価額または契約価額、時価および評価損益)

● 有価証券	70,71
● 金銭の信託	71
● デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く)	71
● 保険業法に規定する金融等デリバティブ取引	71
● 先物外国為替取引	71
● 有価証券関連デリバティブ取引(以下項目に掲げるものを除く)	71
● 金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは有価証券先渡取引、外国金融商品市場における有価証券先物取引と類似の取引(国債証券等および金融商品取引法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同項第1号の性質を有するものに係るものに限る)	71

5 その他

- 保険業法第111条第1項の規定により公衆の縦覧に供する書類について会社法による会計監査人の監査を受けている旨 56 |

会社概要

社名	ソニー損害保険株式会社 (英文社名) (Sony Assurance Inc.)
代表取締役社長	丹羽淳雄
設立年月日	1998年6月10日 (ソニーインシュアランスプランニング株式会社として設立)
本社所在地	〒144-8721 東京都大田区蒲田5-37-1 アロマスクエア11F
資本金	200億円
株主	ソニーフィナンシャルグループ株式会社 (持株比率100%)
事業内容	損害保険業

沿革

1998年 6月	ソニーインシュアランスプランニング株式会社設立
1999年 7月	本社を東京都大田区におく
1999年 9月	金融再生委員会より損害保険業の免許を取得/ 社名を「ソニー損害保険株式会社」に変更/ 自動車保険のインターネットでの申込受付開始
1999年10月	自動車保険の電話での申込受付開始
2001年 5月	ソニー生命のライフプランナーによる、当社自動車保険の 販売を開始
2002年 6月	ガン重点型の医療保険SURE〈シュア〉販売開始
2003年 6月	資本金を200億円とする
2004年 4月	ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社 (現ソニーフィナンシャルグループ株式会社)設立に伴い その傘下に入る
2004年10月	ソニー銀行による、住宅ローン利用者への当社火災保険の 販売を開始
2009年 9月	創業10周年を迎える
2017年 1月	入院実費型の医療保険ZiPPi〈ジッピ〉販売開始
2018年 6月	インターネット専用の海外旅行保険販売開始
2018年10月	インターネット専用の火災保険販売開始
2019年 9月	創業20周年を迎える
2020年 3月	AIを活用した運転特性連動型自動車保険販売開始
2021年10月	ソニー生命のライフプランナーによる、当社火災保険の 販売を開始

ソニー損害保険株式会社 ディスクロージャー誌 2022

2022年7月発行

ソニー損害保険株式会社 経営企画部
〒144-8721 東京都大田区蒲田5-37-1 アロマスクエア11F
<https://www.sonysonpo.co.jp/>

各種お問合せ窓口



本誌に掲載されている商標「Feel the Difference」、「FEEL THE Difference (ロゴ)」、「S・mile工房 (ロゴ)」、「おりても特約」、「SURE」、「コミュニケーションボード」、「コエキク改善レポート」、「オデカケチュー (文字およびキャラクターロゴ)」、「GOOD DRIVE (文字およびロゴ)」はソニー損保の登録商標です。(2022年7月1日現在)このほか、本誌に掲載されている会社名・製品名はそれぞれ各社の商標または登録商標です。



ソニーフィナンシャルグループ

